



第2次 生物多様性たからづか戦略



令和8年(2026年)8月
宝塚市

環 境 都 市 宣 言

私たちの地球は、バランスのとれた生き物のようなもので、人類のみならず、すべてのいのちの源であり、地球の未来は、その恵みによって生きている人間の知恵と行動に大きくゆだねられています。

私たちのまち宝塚は、六甲、北摂の山なみ、武庫川の流れに象徴される豊かな自然や歴史的、文化的な資源に恵まれた美しいまちです。私たちは、このすばらしい環境を、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

私たちは、宝塚を訪れる人たちとともに、このかけがえのない環境を大切にしながら、今までの暮らしや、いとなみを見直し、一人ひとりの小さな行動を積み重ね、健全で恵み豊かな環境をともにはぐくみ、大きな「宝の塚」を築きあげて「環境都市・宝塚」とすることを、ここに宣言します。

一、私たちは、水と緑きらめく、魅力あふれるまちをつくります。

一、私たちは、人と自然や生き物がともに生きていくまちをつくり
ます。

一、私たちは、ものを大切にし、ごみの減量やエネルギーなどの
節約、リサイクルの推進に努めます。

平成八年九月十日

宝 塚 市

はじめに

宝塚市は、北部地域に広がる里地里山、六甲山系や長尾山系の豊かな緑、武庫川や猪名川水系の清らかな水辺など、多様で豊かな自然環境に恵まれています。また、「植木のまち」として培われてきた園芸文化や、緑豊かな住宅地景観など、自然と人の営みが調和した環境は、本市が誇る大切な財産です。

これらの自然環境は、多くの生き物の命を育む場であるとともに、私たちの暮らしに潤いや安らぎをもたらす、文化や地域社会を支える重要な基盤となっています。



これまで本市では、生物多様性たからづか戦略に基づき、市民・事業者・行政の連携のもと、里地里山の保全・再生、外来種対策、環境学習の推進などに取り組んできました。しかしながら、気候変動の進行、開発や土地利用の変化、里地里山の管理の担い手不足、外来種の拡大などにより、生物多様性を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした課題は、本市においても例外ではなく、豊かな自然の恵みを未来へ引き継ぐため、これまで以上に保全と再生に向けた取組を進めていく必要があります。

このたび策定した「第2次生物多様性たからづか戦略」は、これまでの取組を継承するとともに、2030年ネイチャーポジティブの実現に向け、生物多様性の損失を止め、回復軌道へと導くための方向性を示すものです。自然を守るだけでなく、自然の恵みを将来にわたって享受できる、自然と共生する持続可能なまちづくりを進めてまいります。

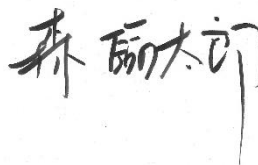
生物多様性の保全には、市民の皆様の日々の暮らしの中での行動、事業者の皆様による環境に配慮した活動、そして行政による取組の推進と連携が不可欠です。一人ひとりの行動が、豊かな自然を未来へつなぐ大きな力となります。

本戦略を通じて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協働・共創のもと、宝塚ならではの豊かな自然を次世代へ確実に引き継ぎ、人と自然が共に輝くまちの実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、本戦略の策定にあたり、御尽力を賜りました宝塚市環境審議会の委員の皆さまをはじめ、多くの関係者の皆さま方に心より感謝申し上げます。

令和8年（2026年）8月

宝塚市長



－ 目 次 －

1	戦略の基本的事項.....	1
1.1	戦略の目的等.....	1
1.1.1	「生物多様性たからづか戦略」策定の目的.....	1
1.1.2	「第2次生物多様性たからづか戦略」策定の趣旨.....	1
1.2	戦略策定の背景.....	2
1.2.1	生物多様性とは.....	2
1.2.2	生物多様性の恵み.....	3
1.2.3	生物多様性の危機.....	4
1.2.4	国内外の動向.....	5
1.3	戦略の位置付け等.....	8
1.3.1	戦略の基本的位置付け.....	8
1.3.2	対象地域.....	9
1.3.3	目標年次.....	9
2	生物多様性の現状と課題.....	10
2.1	市域の概況.....	10
2.1.1	地勢.....	10
2.1.2	気象.....	13
2.1.3	土地利用.....	14
2.1.4	植生.....	21
2.1.5	自然環境の保全に係る区域等の指定状況.....	22
2.1.6	自然とのふれあい.....	24
2.2	宝塚市の生物多様性の現状と課題.....	26
2.2.1	生態系の特徴.....	26
2.2.2	これまでの取組.....	44
2.2.3	前戦略の振り返りと課題.....	54
2.2.4	地域ごとの課題.....	56
2.2.5	前戦略からの取り組みの進捗状況.....	63
2.2.6	課題のまとめ.....	66
3	戦略の理念とめざす姿.....	67
3.1	戦略の理念.....	67
3.2	戦略のめざす姿.....	68
4	戦略の行動計画.....	71

4.1	戦略の行動方針	71
4.2	行動方針ごとの施策および取組	72
4.2.1	行動方針「自然を保全・再生する」	72
4.2.2	行動方針「自然と共生し、その恵みを持続的に利活用する」	76
4.2.3	行動方針「自然を学び、関わりながら未来へつなぐ」	79
5	戦略の効果的推進	82
5.1	戦略の推進	82
5.1.1	庁内の連携	82
5.1.2	兵庫県との連携	82
5.1.3	近隣自治体との連携	82
5.1.4	市民、事業者との連携	82
5.1.5	環境保全団体との連携	82
5.1.6	研究機関等との連携	82
5.2	進行管理	83
5.2.1	進行管理及び評価	83

1 戦略の基本的事項

1.1 戦略の目的等

1.1.1 「生物多様性たからづか戦略」策定の目的

宝塚市には、六甲山地及び長尾山地、武庫川、ミヤマアカネが飛び交う逆瀬川、小仁川、西谷の里地里山や丸山湿原群などの豊かで貴重な自然や、緑あふれる田園など、地域ごとに特色がある美しい自然があり、市民の財産です。このすばらしい自然環境を将来の世代に引き継いでいくため、平成8年（1996年）に「環境都市宣言」を表明し、健全で恵み豊かな自然環境を市民とともに育んできました。

しかし、宣言以降、これらの自然環境の基盤となる生物多様性は、緑地の減少や里山の荒廃などにより徐々に失われてきました。このため、生物多様性の状況を整理し、保全を図ることを目的に、平成23年度（2011年度）に「生物多様性たからづか戦略」を策定し、また、平成28年度（2016年度）には行動計画を見直して、計画に基づき、生物多様性の保全に取り組んでいます。

1.1.2 「第2次生物多様性たからづか戦略」策定の趣旨

近年、生物多様性の保全が気候変動と並ぶ重要な環境課題であるという理解が国内外で広がっています。令和4年（2022年）12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、新たな世界的な目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させて、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ¹」が提唱されました。

これを受け、国では令和5年（2023年）3月に、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、2030年までのネイチャーポジティブ実現を目指す「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、兵庫県においても、令和7年（2025年）3月に「生物多様性ひょうご戦略」が改定されました。

本市においても、生物多様性に関する国内外の新たな動向に対応するため、また、「生物多様性たからづか戦略」の策定から10年以上経過するとともに、具体的な行動計画の目標年次は5～10年の期間で見直しを図ることとなっていることから、「第2次生物多様性たからづか戦略」を策定しました。

¹ ネイチャーポジティブ：自然再興と訳され、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを意味します。これは、いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていくという考え方です。

1.2 戦略策定の背景

1.2.1 生物多様性とは

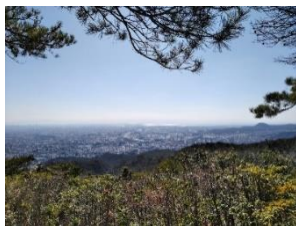
地球上の生物は、生命の誕生以来、さまざまな環境のもとで絶滅と進化をくり返し、未知のものを含めると3,000万種²ともいわれる多様な生物が生まれました。生物多様性とは、ひとつひとつに個性がある生命が、網の目のようにさまざまな関係でつながっていることをいいます。ヒトも生物多様性を構成する一つの種であり、私たちの生活は衣食住すべてにわたり、多様な種が関わりあいながら形成する自然からの恵みに支えられています。

生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物に違いがあること」と定義しており、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルがあるとしています。この3つのレベルの多様性を保全していくことが重要です。

【生態系の多様性】

生態系の多様性とは、森林や草原、河川、湿原、ため池、海など、生き物の生存空間となるさまざまな様相の自然がそれぞれの地域に形成されていることです。

宝塚市では、市域の約65%を占める森林、武庫川を始めとする大小の河川、丸山湿原や松尾湿原、市街地の緑など多様な生態系があり、それぞれの立地条件に適応した生物種が互いに影響を及ぼしあい、地域の特徴的な環境を形成しています。



北中山自然休養林



武庫川峡谷



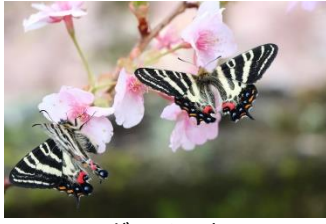
丸山湿原

【種の多様性】

種の多様性とは、動植物から細菌などの微生物に至るまで多様な生物が生息・生育していることです。種数や個体の数だけではなく、生息・生育している地域の種の固有性を保全することも重要です。

宝塚市の山地や水域には、ホンドギツネ、ホンダタヌキ、セグロセキレイ、ゲンジボタル等の動物、コナラ、アカマツ、エノキ、ススキ、カンサイタンポポなどの植物等の身近な生物をはじめ、ギフチョウ、ヒメタイコウチ、ハッチョウトンボ、オオサンショウウオ等の希少動物、サギソウ、トキソウ、モウセンゴケ、イシモチソウなどの希少植物が分布しています。

² 地球上の生物…3,000万種：現在、地球上に生存する生物の種数を正確に知ることはできません。世界では既知の生物だけで約175万種が知られており、まだ知られていないものも含めると地球上には3,000万種とも言われる生物が存在すると推定されています。



ギフチョウ



サギソウ



セグロセキレイ

【遺伝子の多様性】

遺伝子の多様性とは、同じ種でも、地域や個体により遺伝子レベルでは違いがあることを言います。人の顔や体型がひとりひとり違うように、ある生物種の個体にもそれぞれに個性があります。例えば、同じゲンジボタルでも糸魚川静岡構造線³の東側と西側では発光の周期が違うことや、同じ浜のアサリの貝殻の模様が千差万別なことが挙げられます。

同じ種の中で遺伝子の多様性が失われると、環境の変化や病気の蔓延に適応できなかつたり、繁殖力が低下したりすることで、絶滅するリスクが高くなります。

1.2.2 生物多様性の恵み

多様な生物は、それぞれ食う－食われる関係（食物連鎖）や、共生、寄生などの相互関係の中で生きています。ヒトも生物の一種として、その関係のもとで種の存続が成り立っています。

私たちの暮らしも、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、4つに分類されています。また、生態系サービスは、暮らしの安心・安全を支え、地域独自の文化を育むなど、私たちの福利に貢献しています。

(1)基盤サービス

地球上の生物は、ひとつの大きな生態系の中で深く関わり合い、つながり合って生きています。そして、森林をはじめとした植物による酸素の放出と二酸化炭素の吸収、蒸散を通じた気候の調節や水の循環、生きものの死骸や葉の分解による土壌の形成などさまざまな働きを通じて、現在及び将来のすべての生命の存在にとって欠かすことのできない基盤条件を整えています。

(2)供給サービス

私たちの生活は、食べ物、木材など多様な生物資源を利用することにより成り立っています。さらに、生物の機能や形態の情報は、医薬品開発、産業への応用、将来の農作物の品種改良などに間接的に利用できる可能性があり、現在及び将来の豊かな暮らしにつながる有用な価値を持っています。

³ 糸魚川静岡構造線：親不知（新潟県糸魚川市）から諏訪湖を通して、安倍川（静岡市駿河区）に至る全長140～150kmの断層線。この断層の西側と東側で、生物の分布や性質が異なる例がいくつも知られています。

(3) 文化的サービス

古来より私たちは、生きとし生けるものが一体となった自然観を有しており、自然を尊重し、自然と共生することを通じて、豊かな感性や多様な文化を形成してきました。こうした精神の基盤を形成するとともに、地域色豊かな食、工芸、祭りなど地域固有の財産ともいべき文化の根源となっています。

(4) 調整サービス

豊かな森林が土砂崩れや土壌流出、洪水防止などの自然災害を緩和するとともに、空気の浄化や安全な飲み水の確保に寄与します。また、森林や海洋等による温室効果ガスの吸収量は、気候の調整に重要な役割を果たしています。これは世代を超えて暮らしの安全性を保证することにつながります。

1.2.3 生物多様性の危機

「生物多様性国家戦略2023-2030」は、我が国の生物多様性の直接的な損失要因を次の「4つの危機」に整理しています。

(1) 第1の危機（開発など人間活動による危機）

開発を含む土地の利用の変化や乱獲といった生物の直接採取など、人が引き起こす生物多様性への負の影響です。人間活動による土地や河川の開発・改変や、鑑賞用や商業的利用による乱獲、盗掘などにより動植物の個体数及び種は減少しています。

(2) 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

里山や草原が利用されなくなった結果、その環境が維持されなくなり、特有の生きものが絶滅の危機に瀕するなど、人間による自然への働きかけが小さくなることで生じる生物多様性への負の影響を指します。一方で、シカ、イノシシ、クマ類などが生息分布を拡大して生態系への影響や農林業被害が発生するなど、さまざまな問題を引き起こしています。

(3) 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

外来種の侵入や化学物質による汚染など、人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる生物多様性への負の影響です。市内でもヌートリアやアライグマ、オオキンケイギクなどの特定外来生物⁴が見られ、地域固有の生態系を脅かしています。近年ではマイクロプラスチックを含むプラスチックごみによる生態系への影響が懸念されています。

(4) 第4の危機（地球環境の変化による危機）

地球温暖化や降水量の変化などの気候変動、海洋の酸性化など地球環境の変化による生物多様性への負の影響です。動植物の分布域の変化や、森林構成樹種の分布や成長量の変化等、様々な生態系において深刻な負の影響が生じることが懸念されています。

⁴ 特定外来生物：外来生物の規制および防除について定めた、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年6月2日法律第78号）において定められた外来生物のことで、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ深刻な被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定されており、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制されています。

1.2.4 国内外の動向

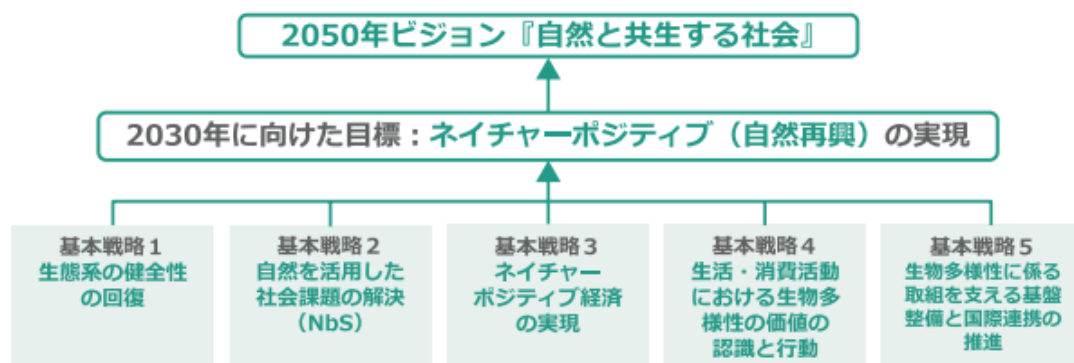
(1) 国際的な動向

令和4年（2022年）にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この新枠組では2050年ビジョンに「自然と共生する世界」を掲げて、2030年ミッションとして「2030年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という、いわゆるネイチャーポジティブ⁵の実現を目標としました。その達成に向けて、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30」や、自然を活用した社会課題の解決策（NbS：Nature-based Solutions）⁶など、23の行動目標が設定されました。

(2) 国内の動向

国内においては、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の考え方を踏まえ、令和5年(2023年)に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されました。本国家戦略では、「ネイチャーポジティブ」の実現を目指して、「30by30」を含め、自然資本を守り活用するための行動を、全ての国民と実行していくための戦略と行動計画を具体的に示しています。

なお、環境省では、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取り組みを令和5年度(2023年度)から開始し、令和7年(2025年)には、事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じることによって、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進するため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行されました。



（出典：環境省webページ）

図 1.2-1 「生物多様性国家戦略2023-2030」のビジョン及び目標と5つの基本戦略

⁵ ネイチャーポジティブ：PI参照

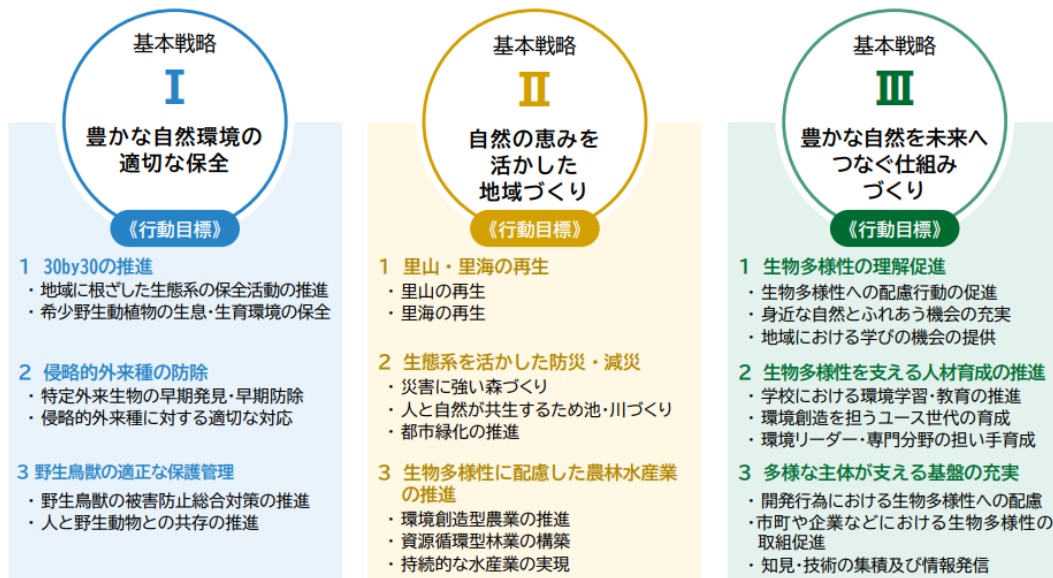
⁶ NbS（Nature-based Solutions）：「自然を活用した解決策」と訳されます。健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図ることです。社会課題として、気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などがあります。

(3)兵庫県の動向

兵庫県は、令和6年度(2024年度)に、「生物多様性国家戦略2023-2030」の目標や考え方を踏まえて「生物多様性ひょうご戦略」を改定しました。戦略理念として『生物多様性が育む「恵み豊かなふるさとひょうご」を私たちの手で未来へつなぐ』を掲げ、その実現に向けて、生物多様性を取り巻く4つの危機(4頁参照)に対応するため、「Ⅰ 豊かな自然環境の適切な保全」、「Ⅱ 自然の恵みを活かした地域づくり」、「Ⅲ 豊かな自然を未来へつなぐ仕組みづくり」からなる3つの基本戦略が設定されています。また、3つの基本戦略には、国際目標であり国家戦略でも目標に掲げている30by30の推進、侵略的外来種⁷対策、里山・里海の再生、生態系を活かした防災・減災、人材育成の推進など、9つの行動目標が設定されています。

理念:生物多様性が育む「恵み豊かなふるさとひょうご」を私たちの手で未来へつなぐ

生物多様性を取り巻く **4つの危機** に対応し、戦略の理念実現に向けて、 **3つの基本戦略** と **9つの行動目標** を設定し、各種施策を進めます



(出典：兵庫県webページ)

図 1.2-2 「生物多様性ひょうご戦略」の3つの基本戦略と9つの行動目標

⁷ 侵略的外来種：外来種のうち、特に生物多様性を脅かすおそれのある種。

表 1.2-1 生物多様性に係る国内外の動き

年度	国際的な動向	国内の動向	兵庫県の動向	宝塚市の動向
1993	生物多様性条約発効	環境基本法制定 生物多様性条約締結		
1994			兵庫ビオトープ・プラン策定	
1995		生物多様性国家戦略策定	環境と保全と創造に関する 条例制定	宝塚市環境基本計画策定
1996				都市計画マスタープラン策定
2000				宝塚市生態系レッドデータ ブック策定
2001		生物多様性国家戦略2002- 2010策定		
2002	COP6開催（オランダ・ハーグ） 「2010年目標」採択	自然再生促進法制定	新兵庫県環境基本計画策定	都市計画マスタープラン改定 水のマスタープラン策定
2004	ミレニアム生態系評価成果発 表	外来生物法制定		
2006				第2次宝塚市環境基本計画策 定
2007		第三次生物多様性国家戦 略策定		
2008	COP9開催（ドイツ・ボン）	生物多様性基本法制定	第3次兵庫県環境基本計画策 定 生物多様性ひょうご戦略策 定	
2009		第四次生物多様性国家戦 略策定		
2010	「国際生物多様性年」 COP10開催（名古屋）「名古屋 議定書」採択			
2011				第5次宝塚市総合計画策定 生物多様性たからづか戦略策 定 宝塚市生態系レッドデー タブック2012策定
2012	COP11開催（インド・ハイデラバード）	生物多様性国家戦略2012- 2020策定		都市計画マスタープラン改定
2013			第4次兵庫県環境基本計画策 定	
2014			生物多様性ひょうご戦略改 定	
2015	国連サミット持続可能な開 発目標(SDGs)採択			第3次宝塚市環境基本計画策 定
2016				生物多様性たからづか戦略改 定
2018			第5次兵庫県環境基本計画策 定 生物多様性ひょうご戦略改 定	
2021			ひょうごビジョン2050策定	第6次宝塚市総合計画策定
2022	COP15開催（中国・昆明、カ タール・モントリオール）「昆明・モント リオール生物多様性枠組」 採択	30by30ロードマップ策定 生物多様性国家戦略2023- 2030策定		都市計画マスタープラン改定
2023		自然共生サイト認定制度 開始		
2024	COP16開催（コロンビア・サンティア ゴ・デ・カリ）	地域における生物の多様性 の増進のための活動の促進 等に関する法律制定	第6次兵庫県環境基本計画 生物多様性ひょうご戦略改 定	
2026				第2次生物多様性たからづか 戦略策定

1.3 戦略の位置付け等

1.3.1 戦略の基本的位置付け

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づく「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）」であり、「生物多様性国家戦略2023-2030」、「生物多様性ひょうご戦略」と整合を図って策定したものです。

また、本戦略は本市の最上位の計画である「第6次宝塚市総合計画」の分野別計画である「第4次宝塚市環境基本計画」のテーマ別計画として位置づけられています。

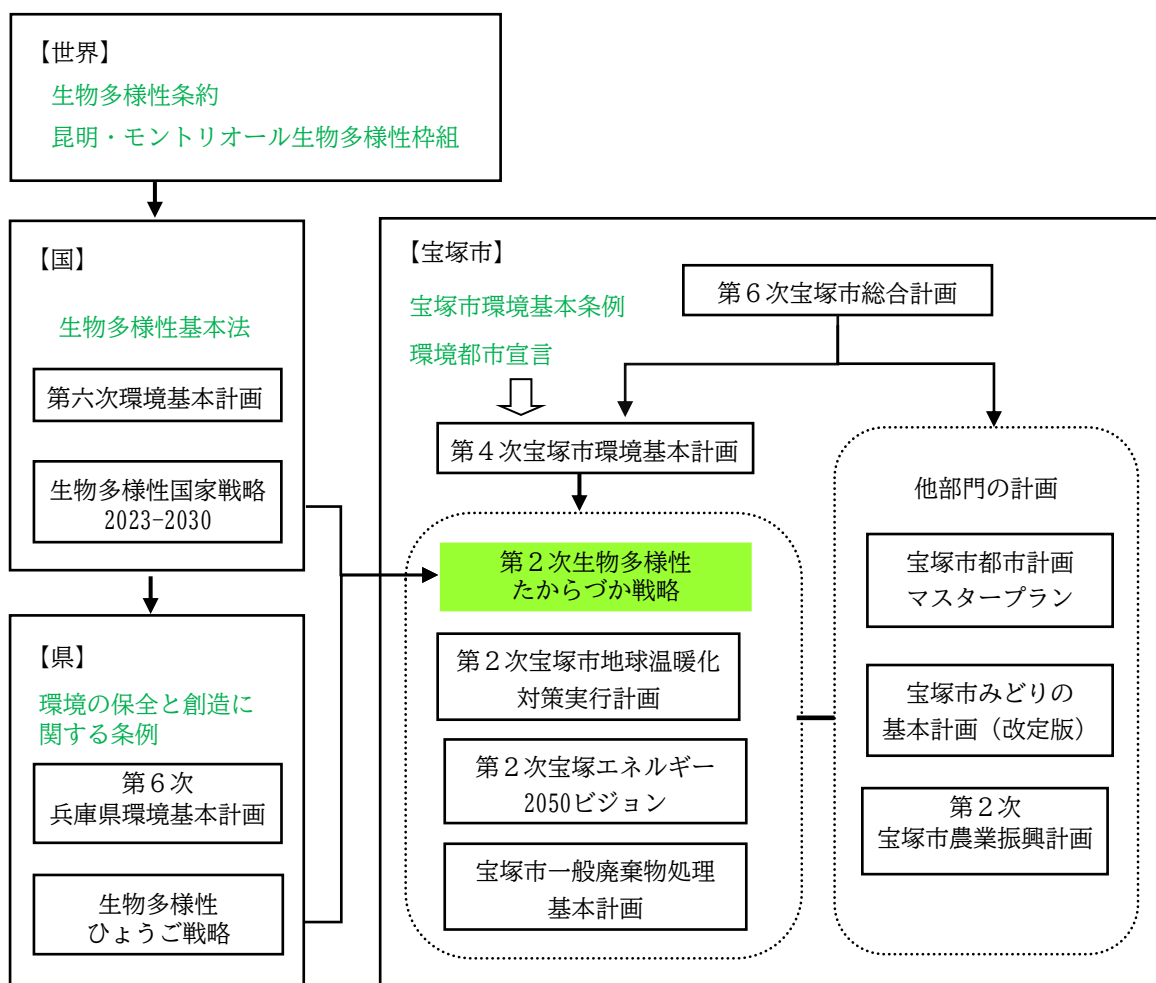
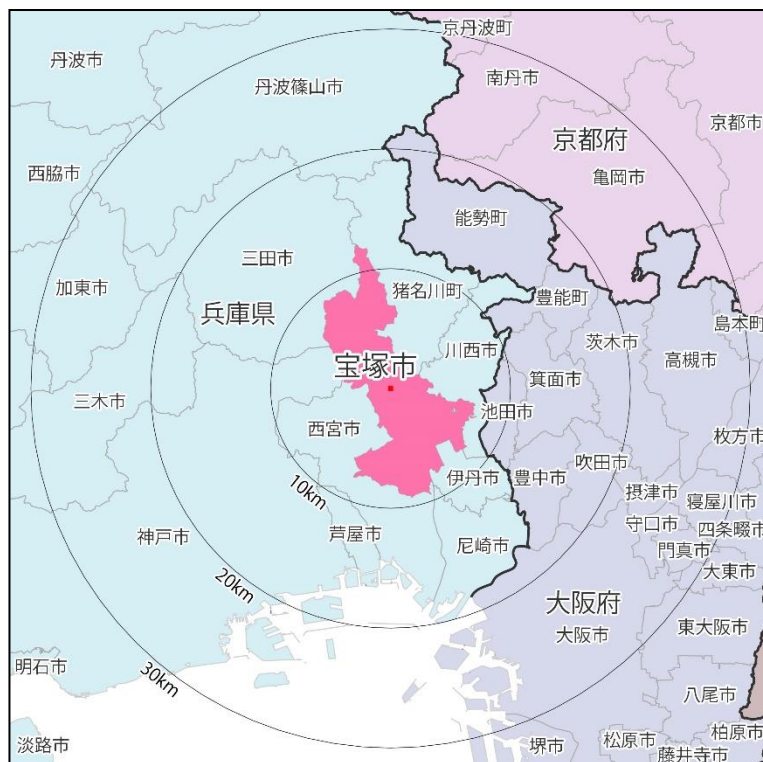


図 1.3-1 計画の位置付け

1.3.2 対象地域

対象地域は宝塚市全域とします。

北摂山地や六甲山地の森林生態系が連続する近隣自治体や、武庫川水系及び猪名川水系を共有する関連隣接自治体との連携を考慮します。



同心円は宝塚市域の重心点を中心とする。

図 1.3-2 宝塚市と周辺の自治体

表 1.3-1 関連する自治体

項目	関連する自治体
武庫川水系	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、三田市、丹波篠山市、大阪府能勢町
猪名川水系	猪名川町、伊丹市、尼崎市、川西市、大阪府能勢町、池田市、箕面市、豊中市、豊能町、京都府亀岡市
六甲山地	神戸市、西宮市、芦屋市
北摂山地	神戸市、伊丹市、川西市、猪名川町、三田市
伊丹台地	伊丹市
武庫低地	伊丹市、西宮市

1.3.3 目標年次

長期的な取組みを必要とする生物多様性の保全、育成、再生については、生物や生態系が時間をかけて変化するという特性に鑑み、宝塚市環境基本計画等の長期展望も踏まえ、令和32年度(2050年度)を見通した目標期間とします。また、「生物多様性国家戦略2023-2030」及び「生物多様性ひょうご戦略」の計画期間と合わせて、令和12年度(2030年度)を中期目標年度とします。

2 生物多様性の現状と課題

2.1 市域の概況

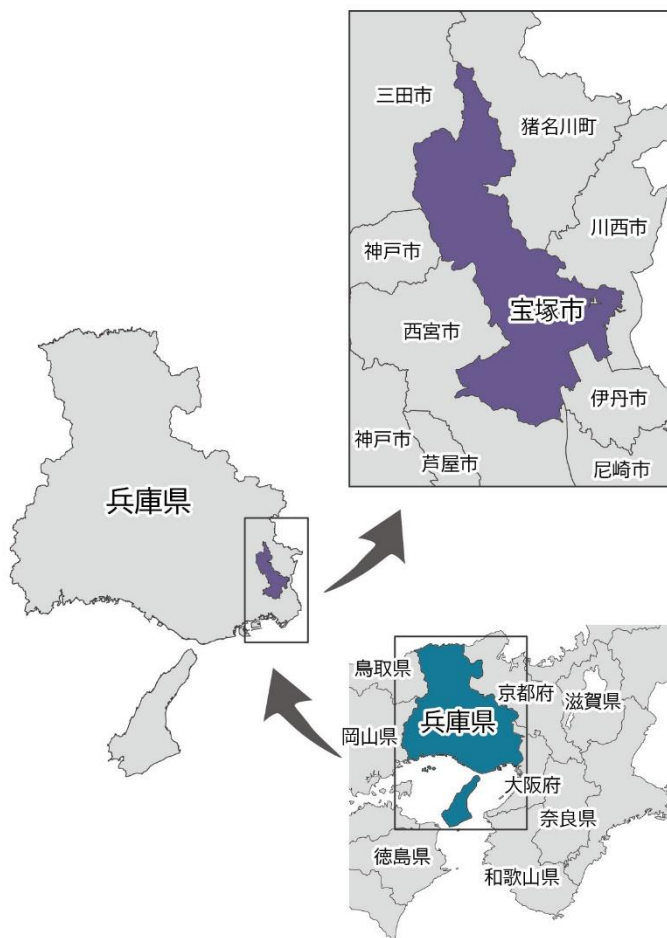
2.1.1 地勢

(1)位置・地形

宝塚市は、兵庫県の南東部に位置し、南北に細長い形をしています。西側に三田市、神戸市、西宮市、東側に猪名川町、川西市、伊丹市が接しています。

市街地が広がる南部の平野部から丘陵地、山地が連続しており、標高はおおよそ20mから600mの間にあります。地形は、南東部の丘陵地、台地、低地とその他の地域の山地に大別されます。山地は、北部では大峰山（552m）を最高に、標高300m以上の大船山山地などが連なり、南西部には標高300m以上の六甲山地、有馬－高槻構造線の北側には長尾山山地が広がります。このような多様な地形が、生物多様性の基盤になっていると考えられます。

市域の大部分の地質は火山岩の一種である流紋岩類、南部の六甲山地は花崗岩地質より構成され、伊丹台地や六甲山南東麓台地は、段丘堆積層、武庫低地は沖積層から構成されています。



宝塚市から神戸市、西宮市に延びる武庫川峡谷（武田尾峡谷）は「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2011（地形）」において先行河川、貫入蛇行としてBランク（Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの）に区分される県下でも貴重な地形です。また、市街部を東西に走る有馬-高槻構造線と、玉瀬南方1km付近に延びる十万辻断層の大きな二つの断層があります。このうち、十万辻断層は「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2011（地質）」のBランクに区分される県下でも貴重な地質です。

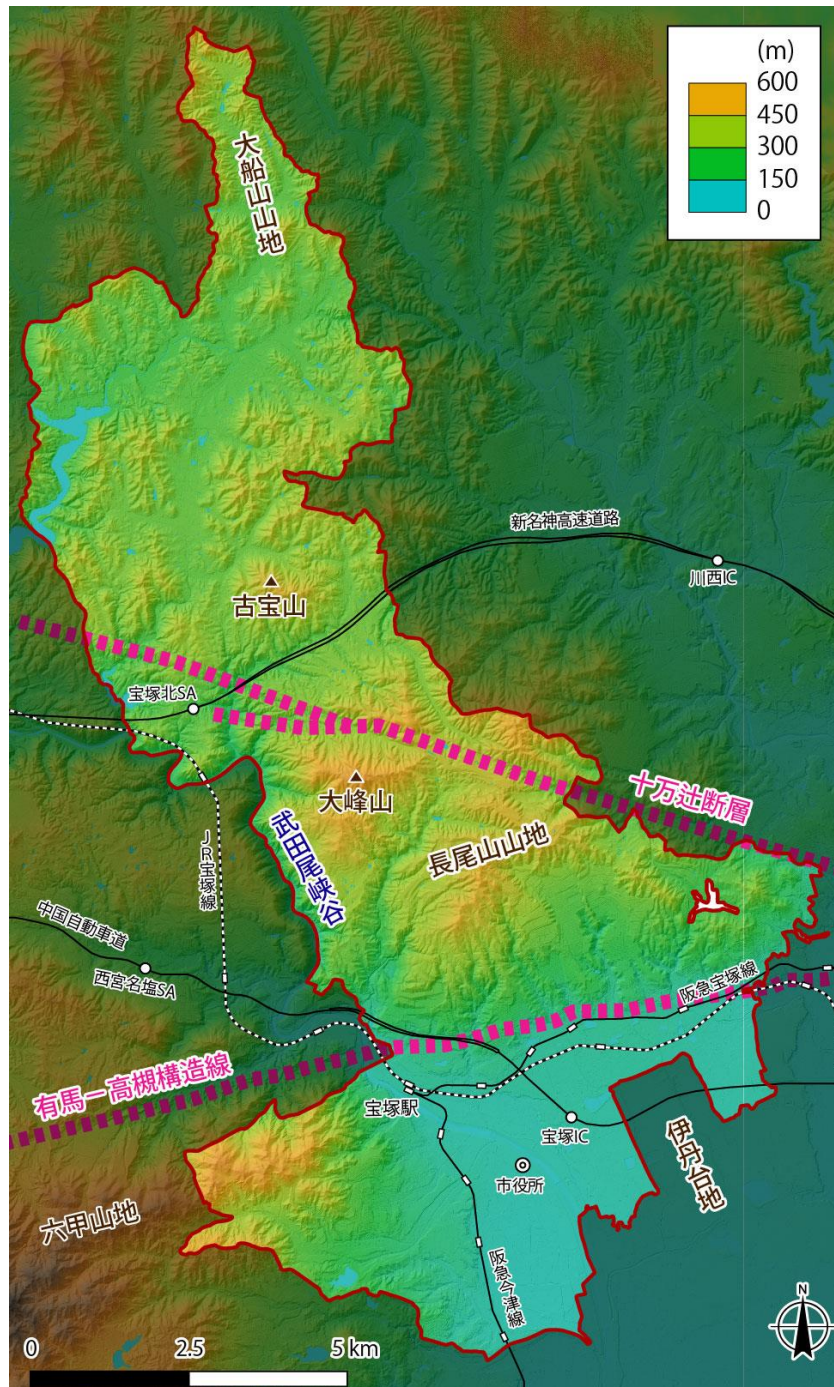


図 2.1-1 主な地形等の位置

(2)主な河川・ため池

宝塚市内の河川は40程度に区別されます。市内を流れる河川の多くは武庫川に合流しますが、東側の一部は猪名川水系に属しています。武庫川の生瀬から仁川合流点までの間に流入する河川は、六甲山地と長尾山地を源流としています。六甲山地を源流とする河川の多くは急勾配で、武庫川まで一気に流下しますが、下流部では水無川となっている河川もあります。六甲山地と長尾山地水は、下流の市街地に清流を供給しています。西谷地区の河川は、川下川ダムまたは千苺貯水池を經由して武庫川に合流します。長尾山地を源流とする最明寺川や西谷地区の一部の河川は、猪名川に合流します。

ため池は、市内全域に点在し、西谷地区のため池の多くは農業かんがい用として利用されています。また、ため池は農業用水の供給以外に、雨水を貯留し下流の洪水を調節、多様な動植物が生息・生育できる水辺空間、地域の憩いの場の提供など多面的な機能や役割を有しています。

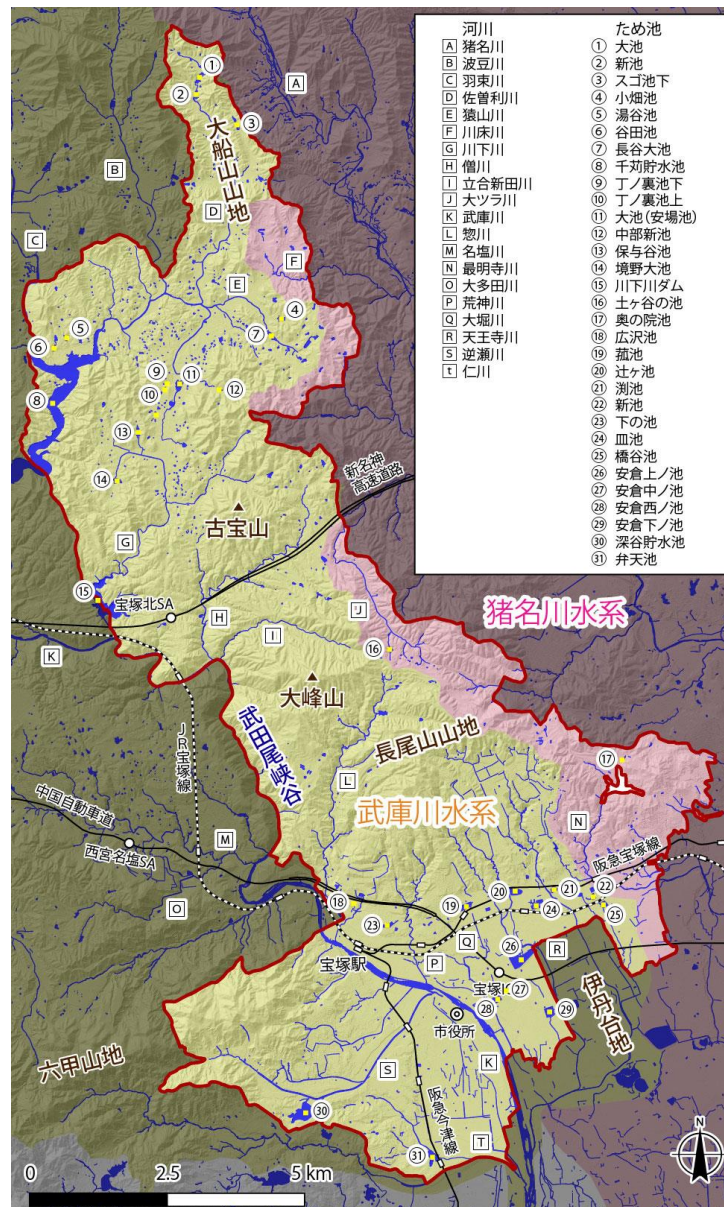
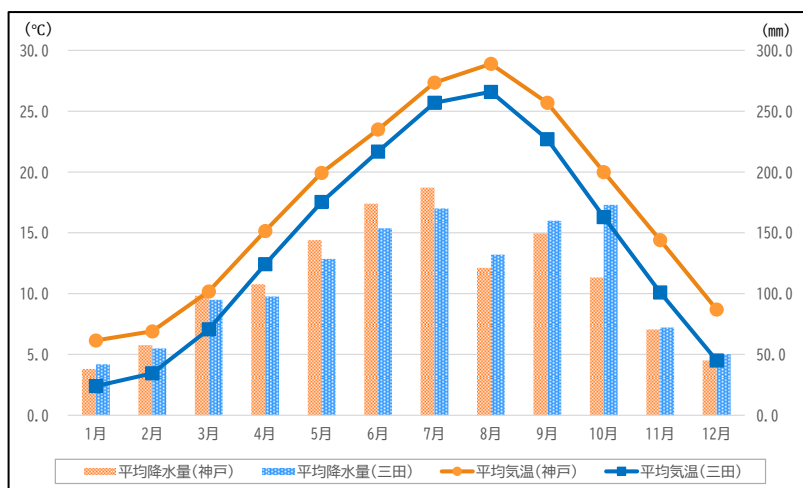


図 2.1-2 河川とため池

2.1.2 気象

宝塚市の気候は、瀬戸内気候に属し、年間晴天日数は200日以上と一年を通じて比較的温和で穏やかな気候です。北部地域は、冬は南部地域より寒く、昼夜の気温差が大きい特徴があります。また、平成12年（2000年）から令和6年（2024年）の気象データ※における月別平均気温みると、年間を通じて北部と南部では2～4度程度の差があります。年間降水量は南部と北部ともに1,300mm程度であり差はなく、6月、7月、10月の雨量が多くなっています。

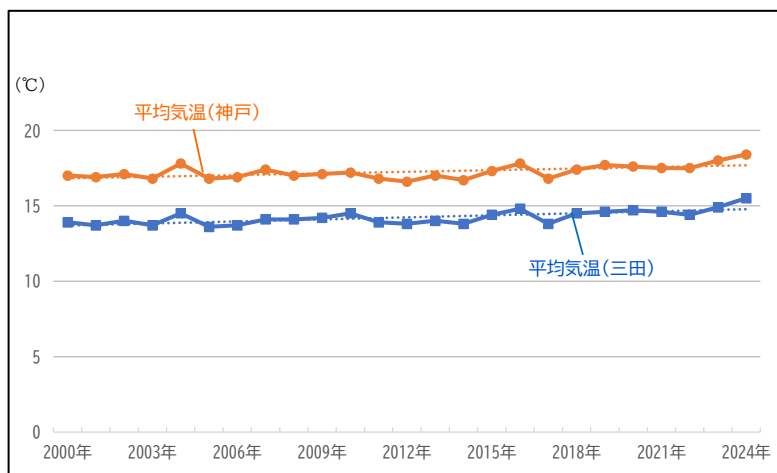


資料：気象庁 気象データ（神戸及び三田気象観測所 2000年～2024年）

※宝塚市の最寄りの神戸気象観測所と三田気象観測所の気象データを用いて各図を作成しています。
（宝塚市の南部地域は神戸、北部地域は三田の気象データを目安にしてください）

図 2.1-3 気温と降水量の月別平均値

平成12年（2000年）から令和6年（2024年）の年平均気温の推移をみると、南部と北部いずれも平成12年（2000年）頃と比較すると、変動を繰り返しながら徐々に上昇しています。急速な気温の上昇は、生物多様性にさまざまな影響を及ぼすと考えられ、農作物の収穫減少、生態系サービスの低下などが危惧されています。



資料：気象庁 気象データ（神戸及び三田気象観測所）

図 2.1-4 年平均気温の推移

2.1.3 土地利用

(1)土地利用の変遷

市域を北部地域、長尾山地域、六甲山地域、山麓・南部地域の4地域に区分して、各地域の土地利用状況を整理しました。なお、土地利用は、衛星画像等を基に解析されたデータを使用しています。

まず市域全体をみると、平成3年（1991年）～平成18年（2006年）は森林面積が減少し、ゴルフ場を含むその他の用地の割合が増加しています。その他の用地に区分される、人工造成地が大規模な住宅開発により広がっていたことが原因と考えられます。令和3年（2021年）には宅地やゴルフ場に植栽された樹木や、耕作放棄地の樹林化により、見かけ上の森林面積が回復したと考えられます。

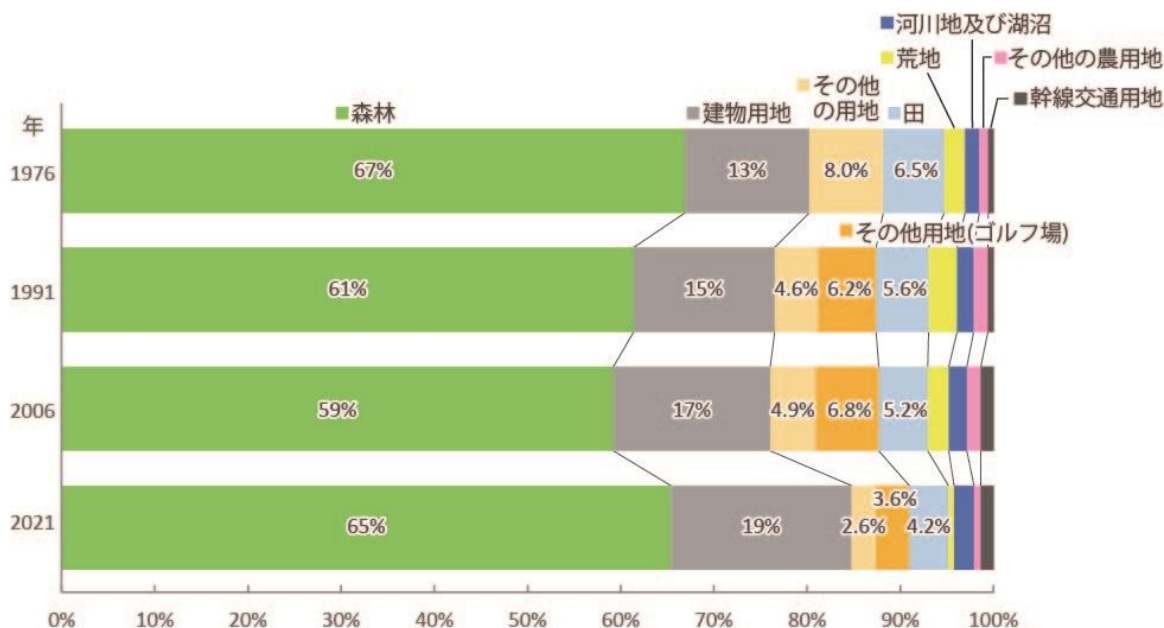


図 2.1-5 土地利用の変遷（宝塚市全域）

① 北部地域

北部地域は、高さ350m前後の山並みに囲まれた自然豊かな農村地域で、長年にわたって人と自然のかかわりを通じて形成され維持されてきた、里地里山の生態系が多く残されている地域です。4地域の中では田が占める割合が最も大きく、昭和51年（1976年）以降も維持されているのが特徴です。千苧貯水池と川下川ダムがあるため、河川地及び湖沼が占める割合が大きくなっています。

森林が占める割合が大きく、昭和51年（1976年）と令和3年（2021年）で数値に変化がありません。

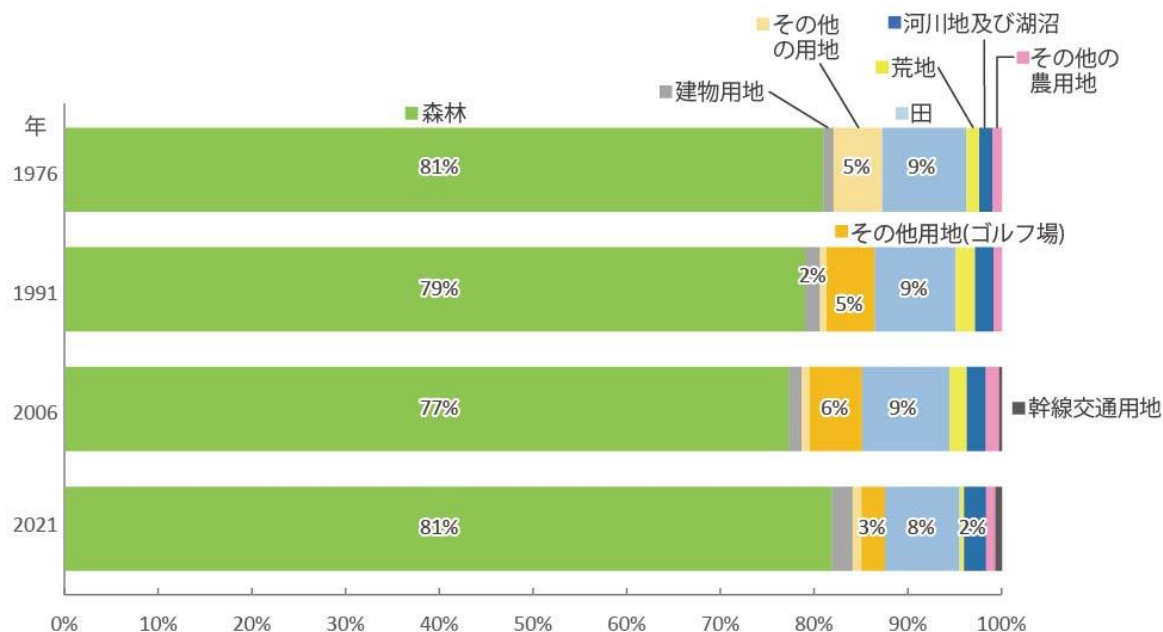


図 2.1-6 土地利用の変遷（北部地域）

② 長尾山地域

長尾山地域は、主に昭和40年前後から始まった宅地開発及びゴルフ場開発により、森林が占める割合が減少し、建物用地とゴルフ場の割合が増加しました。近年は宅地及びゴルフ場の植栽木や周辺の森林の木が大きく生長し、上空から見える緑が増加してきています。近年はゴルフ場の草地やため池が、希少な動植物の生息・生育地として見直される動きがあります。

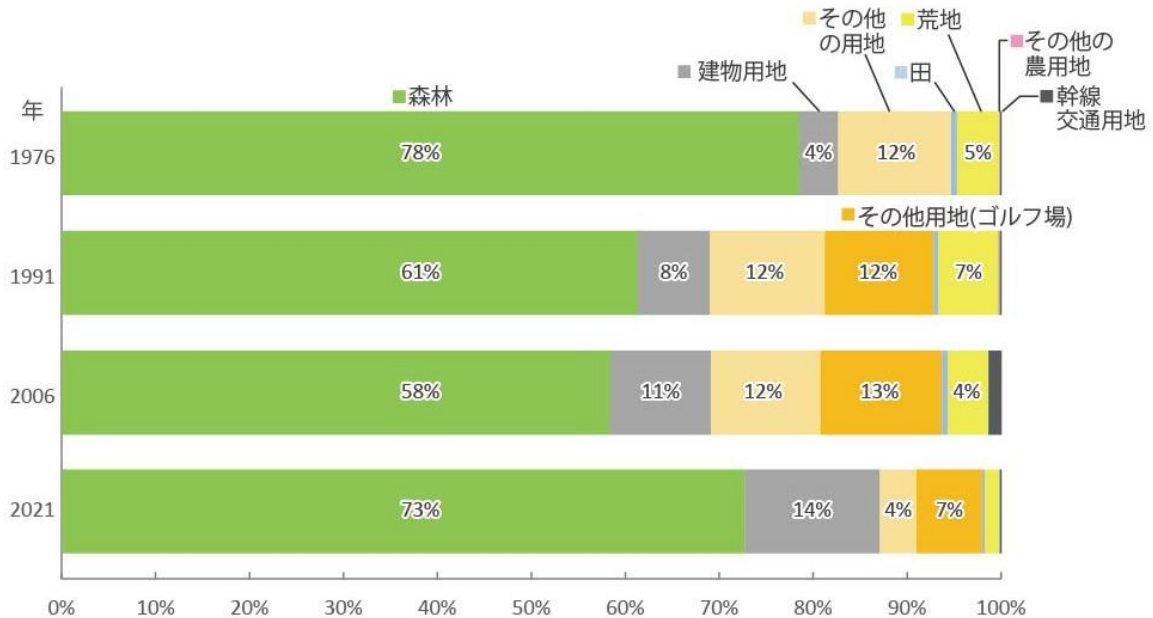


図 2.1-7 土地利用の変遷（長尾山地域）

③ 六甲山地域

六甲山地域は、森林が占める割合が90%以上あります。地域の西半分は瀬戸内海国立公園六甲地域の特別地域に指定されており、開発等が規制されています。

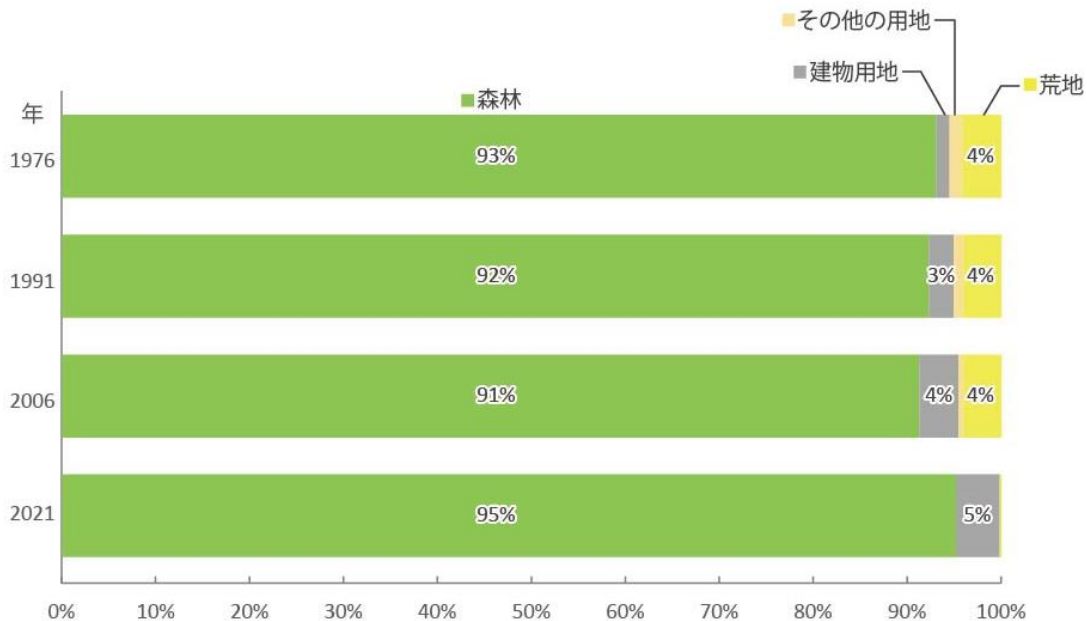


図 2.1-8 土地利用の変遷（六甲山地域）

④ 山麓・南部地域

山麓・南部地域は、市街化が進み建物用地が占める面積が大きくなっています。4地域の中で森林が占める割合が最も少なく、令和3年（2021年）時点では13%で、市街地の中に点在する社寺林や公園が希少な森林になっています。

昭和51年（1976年）には田が占める割合が8%ありましたが、令和3年（2021年）には0.5%にまで減少しています。また、建物用地が増加し森林や水田が減少しています。

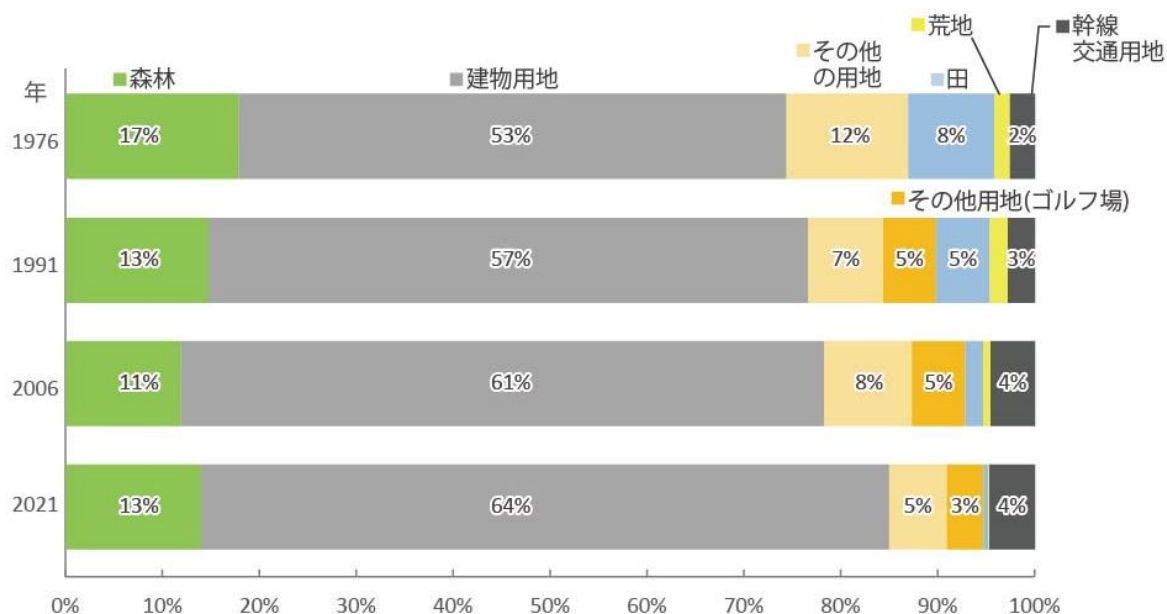


図 2.1-9 土地利用の変遷（山麓・南部地域）

- ・国土交通省 国土数値情報「土地利用細分メッシュ」を使用して作成しています。
メッシュデータをもとに土地占有率を求めているため、実際とは誤差があります。
- ・1976年データは、ゴルフ場がその他用地に含まれています。
- ・2%以下の土地は、数値の表記を省略しています。

(2)山林の状況

令和2年（2020年）農林業センサスによると、市域の林野率は55.5%です。これらの林野において、その約8割（77.2%）は私有林にあたります。なお、(1)土地利用の変遷では衛星画像等を基に解析した数値で、一方、農林業センサスに基づく数値は農業・林業を営んでいる方による申告値であり、森林面積に誤差があります。

高度経済成長に伴う生活様式や営農形態の変化によって、山林の多くが管理されないまま放置されており、生物多様性の衰退が危惧されています。

表 2.1-1 市内の営林状況

項 目	統計値
【林野面積合計】	5,646 ha
国有林	291 ha
林野庁	227 ha
その他官庁	64 ha
民有林	5,335 ha
独立行政法人等	- ha
公有林	995 ha
私有林	4,360 ha
現況森林面積	5,625 ha
森林以外の草生地	21 ha
【林業経営体、林業経営体のうちの個人経営】	
林業経営体数	2 経営体
うち個人経営体（保有山林なし）	2 経営体
【林家数】	184 戸

資料：2020年農林業センサス

(3)産業と土地用途

南部市街地は、JRや阪急電車の鉄道網が充実し、中国自動車道のインターチェンジがあるなど交通の便に優れた阪神都市圏の住宅地であり、一般消費者向けのサービス業や小売業のような第三次産業が主な産業と言えます。輸送機器、電子機器等の製造業や農業化学系の研究所などの民間企業がありますが、工業の割合は少ない状況です。

中部北部は森林面積が多く、北部は武庫川の各支流沿いに水田がみられます。

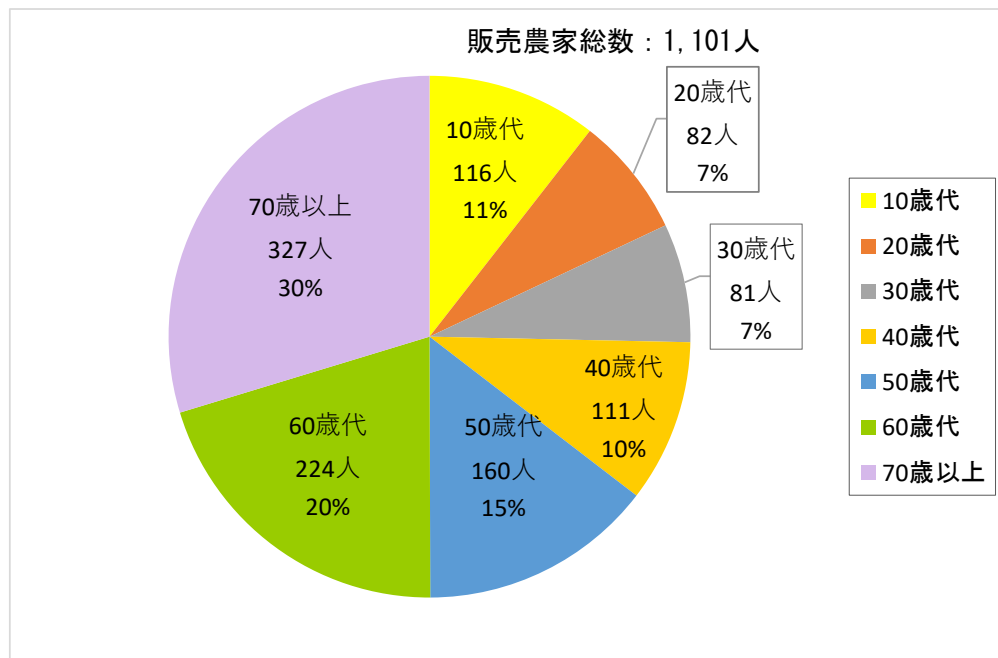
(4)農業等の状況

豊かな生物多様性が保たれてきた水田などが、耕作地の放棄や転用などにより年々減少しています。農業従事者の高齢化も進行し、販売農家の年齢構成は、半数が60歳代以上となっています。今後は後継者不足などにより、耕作放棄された農地が増加することが予測されます。

表 2.1-2 耕地面積及び農地移動の推移

年	総数 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	転 用			
				住 宅 用 地		非住宅用地	
				件 数	面積 (a)	件 数	面積 (a)
平成 9 年(1997 年)	465	371	94	85	435	90	354
平成 13 年(2001 年)	438	349	89	36	146	55	279
平成 17 年(2005 年)	421	335	86	64	290	44	170
平成 21 年(2009 年)	409	323	86	44	249	31	115
平成 25 年(2013 年)	398	311	87	35	184	20	84
平成 29 年(2017 年)	377	299	78	29	192	32	135
令和 3 年(2021 年)	361	289	72	22	105	16	47
令和 5 年(2023 年)	356	287	69	30	227	21	82

資料：宝塚市統計書



資料：2020年世界農林業センサス

図 2.1-10 販売農家年齢構成

表 2.1-3 農地面積と遊休農地面積の推移

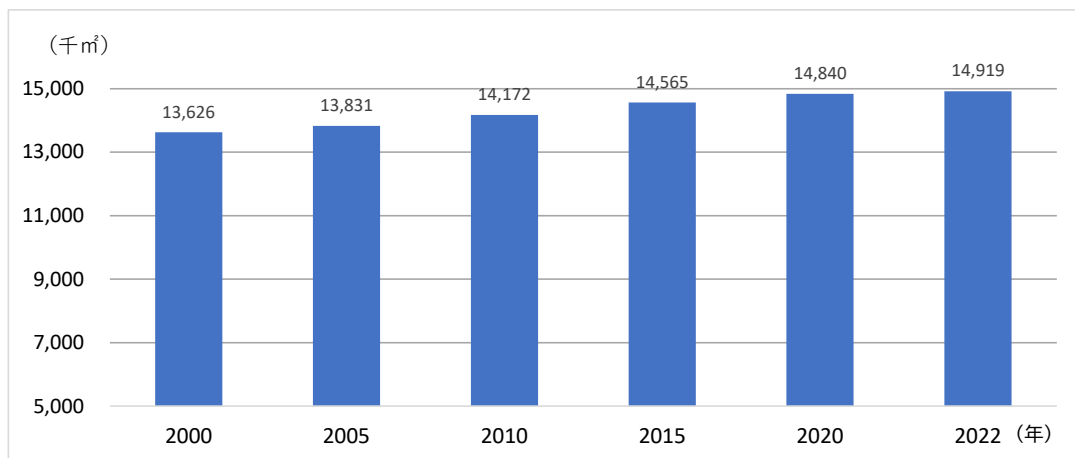
年	農地面積 (ha)			遊休農地※面積 (ha)		
		市街化調整区域	市街化区域 (内生産緑地)		市街化調整区域	市街化区域
平成27年(2015年)	411.05	303.36	107.69(74.97)	3.66	2.10	1.56
平成28年(2016年)	423.62	318.69	104.93(73.51)	3.90	2.02	1.88
平成29年(2017年)	419.94	319.46	100.48(72.54)	1.45	0.23	1.22
平成30年(2018年)	417.01	317.62	99.39(71.38)	2.98	1.78	1.20
平成31年(2019年)	415.26	318.54	96.72(70.76)	3.51	1.69	1.82
令和 2年(2020年)	413.06	317.94	95.12(69.72)	3.55	2.22	1.33

資料：第2次宝塚市農業振興計画（令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度））

※遊休農地とは、農地法によって定められた、現在そして将来的に耕作の見込みがない農地のことを指す

(5) 宅地の状況

阪神・淡路大震災以降、企業等の保養所、その他グラウンドの跡地等で大規模な住宅開発が行われ、長尾山地南側の山麓では現在も一部で宅地造成が進んでいます。都市のみどりとして存在した土地も、宅地面積の拡大に伴い市街地に残された森林の破壊が進み、生物多様性が失われていく恐れがあります。



資料：宝塚市統計書

図 2.1-11 宅地面積の推移

2.1.4 植生

市域の約65%を森林が占めており、さらに森林の約89%が、一度失われた森林が自然の回復力で再生した森林である「二次林⁸」になっています。「二次林」の代表的な植生は一般的に里山林と呼ばれるコナラ・アベマキ群集です。「自然林」は切畑の武庫川沿いや清荒神清澄寺、満願寺、塩尾寺などに残っていますが、いずれも小面積で孤立しています。

宝塚市を代表する貴重な植生としては、武庫川峡谷の渓流辺植生、西谷地区の農耕地に点在するため池の植生があげられます。

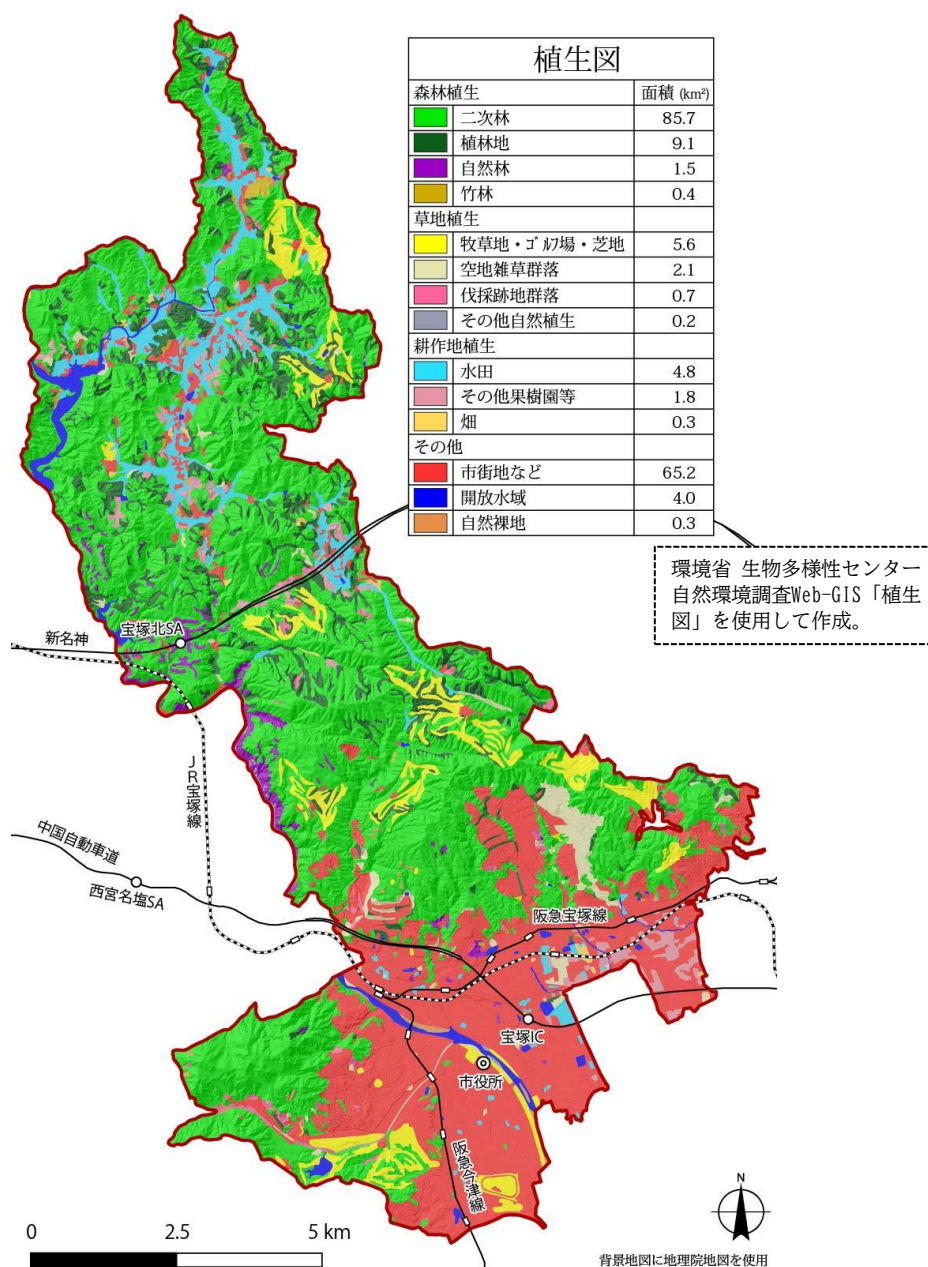


図 2.1-12 植生の分布

⁸ 二次林：伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林のことです。市内に分布する雑木林は、人による伐採の後に成立した二次林です。

2.1.5 自然環境の保全に係る区域等の指定状況

宝塚市内では、以下の法令等により自然環境の保全に係る区域等が指定されています。市域の生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、法律又は都道府県条例で定められている保護地域及び自然共生サイトを合わせた面積は約6.5km²で、市域面積に対する割合は6.37%です。

平成27年（2015年）には、丸山湿原が兵庫県の天然記念物に指定され、令和5年（2023年）には自然共生サイトとして西谷地区の「細尾の棚田、池沼植物群落」が認定されました。

表 2.1-4 自然環境の保全に係る区域等の指定状況

保全地域		面積（㎡）	根拠となる法令等	役 割
瀬戸内海国立公園	第2種特別地域★	2,676,516	自然公園法	各種行為の制限規制により、自然の風景地を保護する。
鳥獣保護区★		106,411	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	狩猟の適正化と鳥獣の保護を図る。
近郊緑地保全区域		37,878,806	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	各種行為の制限規制により、緑地の保全を図る。
近郊緑地特別保全地区（中山地区、六甲山麓）		2,728,240		
特別緑地保全地区★		2,901,000	都市緑地法	各種行為の制限規制により、緑地の保全を図る。
保安林		9,536,558	森林法	伐採や開発行為、用地転用などを規制することで、森林の持つ公益的な機能を保全する。
天然記念物★		783,870	文化財保護法	学術上の価値が高く特に重要なものとして天然記念物に指定し保護を図る。
環境緑地保全地域★		12,000	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	建築物及びその敷地の緑化について規則を設け、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するとともに、ヒートアイランド現象を緩和する。
自然共生サイト★		6,700	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律	ネイチャーポジティブ ⁹ の実現を目指し、「30by30」の目標達成を図る。
生物多様性保全を主目的とする保護地域の面積（★の合計）		6,486,497	市域に対する面積割合：6.37%（宝塚市の面積約 101,890,000 ㎡）	

注1 近郊緑地保全区域及び保安林は「生物多様性保全を主目的とする保護地域」に含まれない。

注2 近郊緑地特別保全地区（中山地区、六甲山麓）は、特別緑地保全地区に包含される。

表 2.1-5 宝塚市の天然記念物

名 称	指定区分		指定年月日
オオサンショウウオ（波豆川他）	国	特別天然記念物	昭和 27 年(1952 年) 3 月 29 日
丸山湿原（玉瀬）	県	天然記念物	平成 27 年(2015 年) 3 月 10 日
カヤ(下佐曽利)	市	天然記念物	昭和 48 年(1973 年) 3 月 30 日
素盞鳴命神社社叢(大原野)	市	天然記念物	昭和 48 年(1973 年)11 月 3 日
売布神社社叢(売布)	市	天然記念物	昭和 51 年(1976 年) 3 月 30 日
清荒神清澄寺自然林(清荒神)	市	天然記念物	昭和 51 年(1976 年) 3 月 30 日
イチョウ(清荒神清澄寺)	市	天然記念物	昭和 51 年(1976 年) 3 月 30 日
センダン(中筋墓地内)	市	天然記念物	昭和 51 年(1976 年)11 月 15 日
松尾湿原(大原野)	市	天然記念物	昭和 53 年(1978 年) 3 月 20 日
タラヨウ(大原野・阿弥陀寺)	市	天然記念物	昭和 54 年(1979 年) 3 月 6 日
満願寺自然林(切畑字長尾山)	市	天然記念物	昭和 56 年(1981 年) 3 月 6 日

⁹ ネイチャーポジティブ：P1参照

表 2.1-6 天然記念物の根拠となる法令等

根拠となる法令等	役 割
文化財保護法	文化財を保全し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する。
兵庫県文化財保護条例	文化財を保全し、かつその活用を図り、もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献する。
宝塚市文化財保護条例	市域の特に重要なものを保全し、かつその活用を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献する。

(1) 特別緑地保全地区・生産緑地地区の指定

特別緑地保全地区は、緑地で良好な自然環境を形成しているものを保全し、良好な都市環境の形成を図ろうとするものです。

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地などの緑地機能に着目して、都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために指定しています。

表 2.1-7 特別緑地保全地区の指定状況

地区名	面積 (ha)
良元・生瀬緑地保全地区	2 1 7 . 0
北中山緑地保全地区	6 7 . 0
中山台緑地保全地区	6 . 1

表 2.1-8 生産緑地地区の指定状況

(令和7年12月15日現在)

指定箇所数	面積 (ha)
2 8 4	5 9 . 2

2.1.6 自然とのふれあい

宝塚市生態系レッドデータブック及び兵庫県版レッドデータブック2011等に掲載されている貴重な生態系や自然環境は、主に北部に多く見られます。市域の北部には、貴重な植物群落とともに貴重な水生動物が生息するため池や湿原が多く存在しています。

また、南部の都市部には昔の植生を知るための手がかりとなる貴重な社寺林が点在しており、武庫川河川敷緑地は、市街化区域でも最も大きな緑化スペースの一つとなっています。

このように、本市には市民が自然と触れ合える場が多くあります。

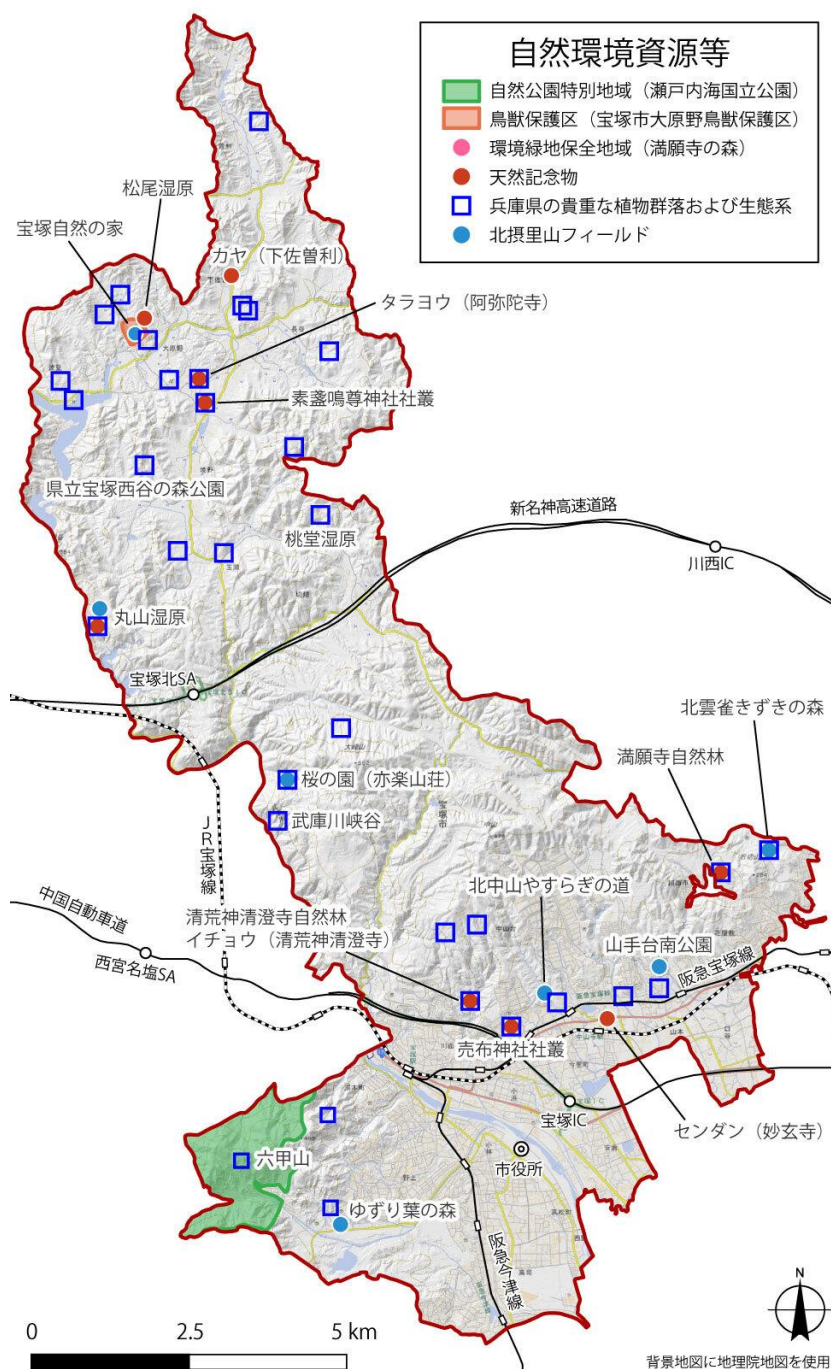


図 2.1-13 保全に係る区域等の指定状況及び自然環境資源

(1)環境体験施設など

アスレチックや自然観察フィールド、市の天然記念物である松尾湿原を有する市立宝塚自然の家は、施設の休所や新型コロナウイルス感染症対策により利用者が減少した時期はありますが、令和4年度（2022年度）から指定管理者制度導入により再開しました。再開後は、「食」「自然」「文化」をテーマとした様々なイベントの開催により一般利用者を中心に利用が回復・拡大しているほか、小学校が校外学習の場としても活用するなど、利用者数は増加傾向にあります。

兵庫県立宝塚西谷の森公園は、里山風景や四季折々の自然を気軽に楽しめる都市近郊型里山公園です。農業体験や自然観察ができるエリアなどがあり、特に、子どもたちの環境体験学習として、地元野菜を使用した料理教室、農業体験、里地遊びなど、自然に親しむ場として活用されるなど、毎年一定して利用されています。

その他、丸山湿原群では、子どもたちを受け入れて現地学習も行われています。

表 2.1-9 主要環境体験施設の利用者数

年 度	市立 宝塚自然の家	県立 宝塚西谷の森公園
2010 年度	43,997	24,095
2015 年度	54,623	35,337
2020 年度	4,762	38,484
2021 年度	5,213	37,029
2022 年度	11,267	37,078

資料：宝塚市統計書（令和5年版、令和2年版、平成27年版）、兵庫県公的施設運営評価調査、宝塚市及び兵庫県調べ

注）市立宝塚自然の家：平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）まで施設の老朽化などの理由により施設は休所していたが、試行的に実施した事業プログラムへの参加者数のほか、小学校の校外学習や湿原の保全活動などの利用者数としている。令和4年度（2022年度）より、アスレチックの再整備や管理棟の新築を経て、指定管理者制度を導入し再開している。

(2)都市公園

本市は街区公園を中心に整備を進めており、都市緑地を含めた公園面積は、少しずつですが増加しています。公園用地は市街地内の貴重な緑化スペースです。

平成22年(2010年)5月に北雲雀きずきの森がオープンしました。北雲雀きずきの森は、宝塚市と川西市の市境に位置し、面積は約28ha、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るための「都市緑地」として、市の都市公園に指定されています。さらに令和5年（2023年）7月には西側に隣接する9.2ヘクタールの緑地を編入し、区域を拡大しました。広く市内外の方々に森林浴やバードウォッチングなどで親しまれています。

表 2.1-10 都市公園整備状況

年 度	公園数							総面積 ha
		街区公園	運動公園	地区公園	近隣公園	風致公園	都市緑地	
2005 年度	278	259	1	3	9	1	5	87.29
2010 年度	304	285	1	3	9	1	5	89.21
2015 年度	316	296	1	3	9	1	6	118.39
2020 年度	329	309	1	3	9	1	6	121.13
2022 年度	330	310	1	3	9	1	6	121.17

資料：宝塚市統計書（令和5年版）

2.2 宝塚市の生物多様性の現状と課題

2.2.1 生態系の特徴

(1)宝塚市の豊かな生態系

① 森林

森林は南部の台地部では開発によりほとんど消失していますが、北部の山地・丘陵地は森林に覆われており、市域の約65%の面積を占めています。環境省現存植生図を用いた解析によると、森林域の約51%がコナラ－アベマキ群集で、次いで38%がアカマツ－モチツツジ群集で、一般的に里山林と呼ばれる「二次林¹⁰」が多くを占めています。一方、「自然林」としては新名神の宝塚北SA周辺に点在している



北部里山林

アカマツ群落、切畑の武庫川沿いでみられるアラカシ群落、清荒神清澄寺や満願寺などに分布するコジイ群落と塩尾寺に残存するウラジロガシ－サカキ群落がありますが、いずれも小面積で孤立しています。近年は森林が十分に管理されなくなり、照葉樹林化¹¹やマツ枯れ¹²が拡大し、竹林が放棄され森林域に広がっている場所も見られます。

② ため池

ため池の多くは北部地域にあり、水田耕作地と相まって里地里山景観を形成しています。ミクリ類、ミズニラ、ジュンサイ、ヒツジグサなどの水生植物が生育し、トンボ類、カエル類、メダカなどが生息します。近年は、南部市街地のため池の消滅により、水生植物や水生生物がますます貴重となってきています。水生生物にはため池だけでなく、周辺の森林環境も生活域として利用している種も多く、各池の集水域を含めたネットワーク化が必要です。



香合新田

¹⁰ 二次林：P21参照

¹¹ 照葉樹林化：人の手が入らなければ、森林はコナラやアベマキからなる雑木林から、シイ類やカシ類といった冬でも落葉しない樹木（照葉樹）を主体とした照葉樹林に遷移をしていきます。

¹² マツ枯れ：マツノザイセンチュウという寄生虫（線虫）がアカマツやクロマツに寄生して起こす病気です。夏過ぎ、秋くらいから発症しはじめます。この病気にかかると、マツは道管（水を吸う管）に障害を起こし、水が吸えなくなり、やがて枯れてしまいます。

③ 田園（里地里山）

北部地域の水田地帯に広く分布しています。特に、西谷地区では水田と森林が里地里山景観を形成しています。一部の地域では、耕作が放棄された水田跡でメダカ、ドジョウ、モリアオガエルなどの生物の生息情報があります。放棄水田では、多様な水生生物が生息している可能性が高い一方、植生の遷移などで環境が急激に変わる可能性が高く、今後の継続的な情報収集が必要です。



棚田

④ 河川

貴重な生態系を持つ河川として、武庫川峡谷、その下流部（南部平坦地域）や川下川、惣川、最明寺川などが挙げられます。武庫川（武田尾付近）や、それ以外の小河川ではゲンジボタルなどが生息しています。河川生態系には、河川敷に発達するアカメヤナギ・ジャナギ群集やエノキ・ムクノキ群集などの森林植生も一部含まれています。河川改修などによる直接的な河川環境の改変及び水質の悪化などに留意する必要があります。



惣川山間

⑤ 湿原

過湿地に発達・成立した草原を湿原といいます。市内に分布する湿原は、兵庫県の天然記念物である西谷地区の丸山湿原をはじめ、市の天然記念物である松尾湿原、猪ノ倉湿原など、滲み出し水により水分が補給されている滲水湿原（湧水湿原）¹³です。

湿原は宝塚市を代表する重要な生態系で、シロイヌノヒゲ・イトイヌノハナヒゲ群落などが基盤となり、モウセンゴケ類、ミミカキグサ類、ラン類などの植物やハッチョウトンボを始めとするトンボ類やヒメタイコウチなど多様な生物が生息し、小さな生態系を形成しています。

丸山湿原などの貴重な湿原では、地元の有志や保全団体等により、管理をはじめ観察会、生物調査、小学生等の自然環境学習の受け入れなど、継続的な活動が実施されています。湿原は、地質的な特性、周辺からの水の流入・排水など微妙な水環境から成り立っているため、集水域を含めた広い範囲での保全が必要となります。



丸山湿原

¹³ 滲水湿原（湧水湿原）：湿原には、湧水湿原のほかに、「高層湿原」、「低層湿原」があります。「高層湿原」とは、低温と過湿のために、水面に生育する植物が分解されずに泥炭となり、泥炭が多量に蓄積された湿原です。地下水位よりも高く泥炭が蓄積されると、水分は雨水のみで維持されるようになります。「低層湿原」は地下水位が高いため地下水によって直接涵養されている湿原のことで、湖沼や河川の近くに成立します。

⑥ 社寺林

神社や寺院の境内やその周辺に残されている社寺林は、宝塚市の全域に点在しています。社寺林の多くは気候的極相林¹⁴であるコジイ・カナメモチ群集やウラジログシ・サカキ群集ですが、クスノキ、アラカシなどの発達した樹林やスギ・ヒノキ林なども含んでいます。詳細な生物情報が少なく、今後の情報の蓄積が望まれます。基本的に社寺林は今後も保存されると予想されますが、道路の拡張や駐車場の整備などにより樹林の一部が伐採されることもあるため、樹林の重要性を啓発することが重要となります。



売布神社

⑦ 孤立二次林

南部山麓、南部平坦部地域に集中するアカマツ・モチツツジ群集、コナラ・アベマキ群集などの孤立した二次林¹⁵は、市街地が広がる市南部において貴重な緑地（まち山）となっています。鳥類の生息環境や地域の景観の軸となるだけでなく、市街地の中で身近に自然に触れられる場としての役割や、暑熱緩和に寄与するなど、多面的な重要性を有しています。都市域ではこのような環境は存在するだけでも価値があるとされ、今後は、林内が乾燥しないように周辺部への植栽などの対策を検討するほか、市街地の緑化によりネットワーク化を図ることも重要です。



孤立二次林

⑧ 岩角地

千苅貯水池南部の大岩岳端や、宝塚温泉付近の武庫川右岸などに点在します。

土壌のほとんどない岩角地に発達するアカマツ・シノブ群集が基盤となり、ウチョウラン、ムギラン、マメヅタランなどの貴重なラン科植物が生育します。生物情報はほとんどなく、今後の収集が望まれます。



大岩岳

¹⁴ 気候的極相林：植生は自然のまま放置すると、群落の構成が次々と変化します。これを植生遷移といい、例えば、コケ→一年生の草→多年生の草→低木（アオキ等）→高木（タブノキ等）というように変化し、日本では一般的に最後は森林に落ち着きます。この遷移の最終段階のことを、極相（クライマックス）といい、この段階に到達した森林は極相林と呼ばれます。極相林がどのような群落となるかは気候によって決まるため、その土地の気候で成立すると考えられる極相林を、気候的極相林とも呼びます。

¹⁵ 二次林：P21参照

⑨ 兵庫県版レッドリスト

兵庫県版レッドリスト2020（植物・植物群落）において、宝塚市内で35箇所の貴重な植物群落を選定されています（表 2.2-1-(1)）。また、兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）において、宝塚市内の5箇所の生態系が選定されています（表 2.2-1-(2)）。

表 2.2-1-(1) 市内の貴重な植物群落

ランク※	区分	地名等	名称等	植物群落名等	保全制度等
C	照葉樹林	伊子志	塩尾寺	ウラボシササキ群落	—
C	照葉樹林	玉瀬 前田	素盞鳴尊神社	アカガシ群落	—
C	照葉樹林	山本西一丁目	天満神社	コジイ群落	市自然環境保全地区
C	照葉樹林	山本東一丁目	松尾神社	コジイ群落	市自然環境保全地区
要注目	照葉樹林	大原野 堂坂	宝山寺	ウラボシ群落	—
C	照葉樹林	大原野 南宮	素盞鳴命神社	シラカシ-モミ群落	市天然記念物 市自然環境保全地区
C	照葉樹林	中山寺	中山寺奥の院	コジイ群落	—
C	照葉樹林	長尾台二丁目、満願寺、切畑	満願寺	コジイ群落	県環境緑地保全地域 市天然記念物 市自然環境保全地区
C	照葉樹林	波豆川	八坂神社	コジイ群落	—
C	照葉樹林	波豆谷田東掛	八幡神社	ツクバネガシ群落	—
C	照葉樹林	売布山手町	売布神社	コジイ群落	市天然記念物 市自然環境保全地区
C	照葉樹林	米谷、清荒神五丁目、切畑	清澄寺	コジイ群落	市天然記念物
C	二次林 ¹⁶	境野 保与谷	西谷の森公園	コナラ-アベマキ群落他	県立自然公園 県立ふるさとの森公園
C	二次林	小林	ゆずり葉の森	コナラ-アベマキ群落他	ボランティア団体が管理
C	二次林	切畑	北雲雀さすきの森	コナラ-アベマキ群落他	ボランティア団体が管理
C	二次林	切畑 長尾山	櫻の園（赤楽山荘）	コナラ-アベマキ群落他	ボランティア団体が管理
C	滲水湿原 ¹⁷	下佐曾利	—	湿地植物群落	—
A	滲水湿原	玉瀬	丸山湿原	湿地植物群落	県天然記念物
B	滲水湿原	玉瀬	桃堂湿原	湿地植物群落	—
要注目	滲水湿原	上佐曾利尾崎	スゴ池周辺	湿地植物群落	—
要注目	滲水湿原	大原野古瀬	まむし谷	湿地植物群落	—
B	滲水湿原	大原野松尾	松尾湿原	湿地植物群落	市天然記念物
要注目	滲水湿原	大原野猪ノ倉	—	湿地植物群落	—
C	滲水湿原	中山寺	自衛隊演習場付近	湿地植物群落	—
B	滲水湿原	長谷	芝辻新田湿地	湿地植物群落	—
要注目	池沼植生	下佐曾利森脇	琴平神社の隣のため池	池沼植物群落	—
要注目	池沼植生	下佐曾利中山	—	池沼植物群落	—
B	池沼植生	玉瀬細尾	細尾の棚田	池沼植物群落	自然共生サイト※
要注目	池沼植生	大原野寒山	—	池沼植物群落	—
A	池沼植生	大原野林	—	池沼植物群落	—
要注目	池沼植生	長谷イヤ谷小畑	—	池沼植物群落	—
C	池沼植生	長谷中上山	—	池沼植物群落	—
C	池沼植生	波豆大畑	谷池・谷田池周辺	池沼植物群落	—
C	個体群	切畑 長尾山	大峰山北斜面	ベニハナヤマジャコウ個体群	—
C	個体群	大原野 北穴虫	—	サワギキョウ個体群	—

※1：貴重な植物群落・個体群ランク（カテゴリーの区分）

Aランク	植物群落及び個体群の破壊・衰退要因となる人為的影響、生育環境の変化、生物被害等により消滅の危機に瀕しているものや、規模的、質的に優れており貴重性の程度が最も高いもの。
Bランク	Aランクに準ずるもので、消滅の危険性が增大しているものや、貴重性の程度が高いもの。
Cランク	Bランクに準ずるものであり、今後消滅の危険性が高まるおそれのあるものや、貴重性の程度がやや高いもの。
要注目	消滅のおそれのあるものや貴重なものに準ずるものとして保全に配慮すべきもの。

※2：自然共生サイト…「細尾の棚田・池沼植物群落」（2023年度前期登録）

¹⁶ 二次林：P21参照

¹⁷ 滲水湿原（湧水湿原）：P27参照

表 2.2-1-(2) 市内の貴重な生態系

ランク※3	区分	地名等	名称等	群落名等	保全制度等
B	生態系	宝塚市、神戸市 西宮市、芦屋市	六甲山	山地	国立公園
C	生態系	西谷	宝塚市西谷地区の里山	里山	—
A	生態系	玉瀬	丸山湿原群	湿地群	県天然記念物
C	生態系	大原野	松尾湿原	湿地	市天然記念物
A	生態系	武田尾	武庫川峡谷	河川	—

※3：貴重な生態系ランク（カテゴリーの区分）

Aランク	規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。
Bランク	Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの。
Cランク	Bランクに準ずるもので、市町村の価値に相当するもの

【コラム】宝塚市の自然共生サイト —細尾の棚田、池沼植物群落—

「細尾の棚田、池沼植物群落」は、令和5年（2023年・前期）に宝塚市第1号の「自然共生サイト」に認定されました。宝塚市北部玉瀬（西谷地区内）にあり、本地域は環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定され、兵庫県レッドリスト2020（植物・植物群落）においても、貴重な池沼植物群落としてBランクに選定されています。小さな棚田が複雑な地形を形成し、ため池との景観が美しく、棚田とため池を取り巻く畦畔、素掘りの水路、周辺の里山林など、さまざまな生態系に里地里山の植物が350種以上確認されているほか、両生類、魚類、昆虫類なども含め50種を超える貴重種が確認され、生物多様性の宝庫となっています。圃場整備は行わず、伝統的農法により農地が維持されており、生物多様性の保全が図られるとともに、文化や技術の伝承などの観点からも重要な場所です。



【コラム】西谷の原風景 - 圃場整備されていない水田環境

西谷地区には、近代的な圃場整備が施されていない伝統的な水田が今も残っています。この地形に寄り添うように広がる不整形な棚田は、四季折々の美しい景観をかたちづくるだけでなく、多様な生き物の生活の場となっています。

整備された水田からは姿を消してしまったメダカやドジョウ、多種多様なトンボ類等が生息し、カエルの合唱も聞こえてきます。また、畦道等には今では希少になったキキョウやオミナエシといった在来植物がみられ、長い歴史の中で人の営みによって育まれてきた、豊かな生態系が維持されています。

農作業の効率性という点では決して優れていませんが、生物多様性の保全において大きな価値を持っています。都市近郊に残る貴重な原風景として、この水田環境を次世代へつなぐ取り組みが求められています。



⑩ 宝塚市生態系レッドデータブック

宝塚市には池沼、湿原、河川、森林、田畑など、多様な生息環境に恵まれ、希少種を含む多様な生物が生息する環境に恵まれています。これらの重要な生態系の現状を評価し、平成12年（2000年）に「宝塚市生態系レッドデータブック」を策定しました。

その後、市内の生物相や貴重な自然環境に係る情報を追加、反映し、重要な生態系の見直しを行い、平成24年（2012年）に「宝塚市生態系レッドデータブック2012」として改定版を発行しました。

宝塚市生態系レッドデータブック2012において、特定の環境や良好な植生の成立とその条件に結びついた動物（群集）が生息し、宝塚市の自然を考える上で保全することが望ましいと考えられる生態系を「重要な生態系」とし、その最も小さな単位を「スポット」と名付け、ため池、社寺林（社寺林でない照葉樹林を含む）、河川（ヤナギ林やエノキ林などの森林も含む）、孤立二次林¹⁸（アカマツ林やコナラ林など）、湿原、放棄水田、岩角地、六甲山地など合計129か所を選定しています。また、いくつかのスポットの周辺地域をエリアとして13か所、エリアの集合地域をゾーンとして9か所を選定しています。

表 2.2-2 重要な小生態系の概要（2018年度～2024年度調査結果）

種類	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	情報不足	ランク外	合計
① ため池	4	14	28	7	1	5	59
② 社寺林	1	6	18	3	－	－	28
③ 河川	2	6	9	1	－	－	18
④ 孤立二次林	－	2	5	3	－	1	11
⑤ 湿原	2	4	2	－	－	－	8
⑥ 放棄水田	－	－	－	1	－	1	2
⑦ 岩角地	－	－	2	－	－	－	2
⑧ 六甲山地	－	1	－	－	－	－	1
計	9	33	64	15	1	7	129

表 2.2-3 重要なエリアの概要（2018年度～2024年度調査結果）

エリア	含まれるスポット数						選定の理由
	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	調査対象外	件数	
1谷田池周辺	－	2	1	－	1	4	多様な水辺、良好な里山環境
2マムシ谷	－	1	2	－	－	3	良好な湿原、里山環境
3猪倉谷	－	1	－	－	－	1	良好な里山環境
4尾ノ切	1	－	－	－	－	1	良好な里山環境
5宝塚市立自然の家及びその周辺	1	－	2	1	－	4	貴重な湿原、良好な里山環境
6下佐曽利・谷	－	2	2	－	－	4	多様な水辺環境
7猿山川右岸	－	－	1	－	－	1	良好な里地環境
8愛宕池上流	－	1	－	－	－	1	良好な里地環境
9丸山湿原	1	－	－	－	－	1	貴重な湿原
10武庫川峡谷(武田尾峡谷)	1	－	－	－	－	1	貴重な渓谷
11大峰山北斜面	－	－	－	－	－	－	鳥類の良好な生息環境
12北中山公園	－	2	1	－	－	3	市南部にとって貴重な森林
13塩尾寺	1	－	－	－	－	1	鳥類の良好な生息環境
計	5	9	9	1	1	25	

¹⁸ 二次林：P21参照

重要な小生態系（スポット）における各ランクについて、以下の基準でランクを区分し、評価しています。

Aランク：県や宝塚市レベルで重要な生態系。
 下記に記載している評価の基準による合計得点が12～15点。
 Bランク：市内の生態系を維持する上で核となる重要な生態系。合計得点が10，11点。
 Cランク：地域内で重要な生態系。合計得点が7～9点。
 Dランク：地域内で重要な生態系。合計得点が5～6点。
 情報不足：地域内で重要と思われる生態系。現地踏査による確認ができていないなど
 詳細な情報が不足している生態系。
 ランク外：現在、重要な生態系であると評価できない生態系。合計得点が5～6点。かつ
 現況が「消失」。

また、植生、植物、動物、地形、風景の5項目に対して、以下の基準で評価点を与えています。

【評価点の基本的な考え方】

3点：市レベル以上で評価される場合

2点：地域レベルで評価される場合

1点：上記以外

表 2.2-4 各項目における評価の基準

評価項目	得点	評価の基準
植生	3	市レベル以上で貴重な群落が成立している箇所。あるいは立地環境や人の利用に応じた多様な植生が組合わさって成立している箇所。
	2	地域内で重要と見なされる群落が成立している箇所。
	1	上記以外
植物	3	市レベル以上で貴重な植物の分布する箇所。あるいは種の多様性の高い環境。
	2	地域内では珍しい植物の分布する箇所。
	1	上記以外
動物	3	市レベル以上で貴重な動物の分布する箇所。あるいは種の多様性の高い環境。
	2	地域内では珍しい、あるいは地域を代表する多様な動物の生息が可能な環境。
	1	上記以外
地形	3	市レベル以上で重要な、あるいは学術的に珍しい地形。
	2	地域内では珍しい、あるいは地域を代表する地形。
	1	上記以外
風景	3	市全域の住民の思い入れのある自然環境。
	2	地域住民などからの思い入れのある自然環境。
	1	上記以外

出典：宝塚市生態系レッドデータブック2012

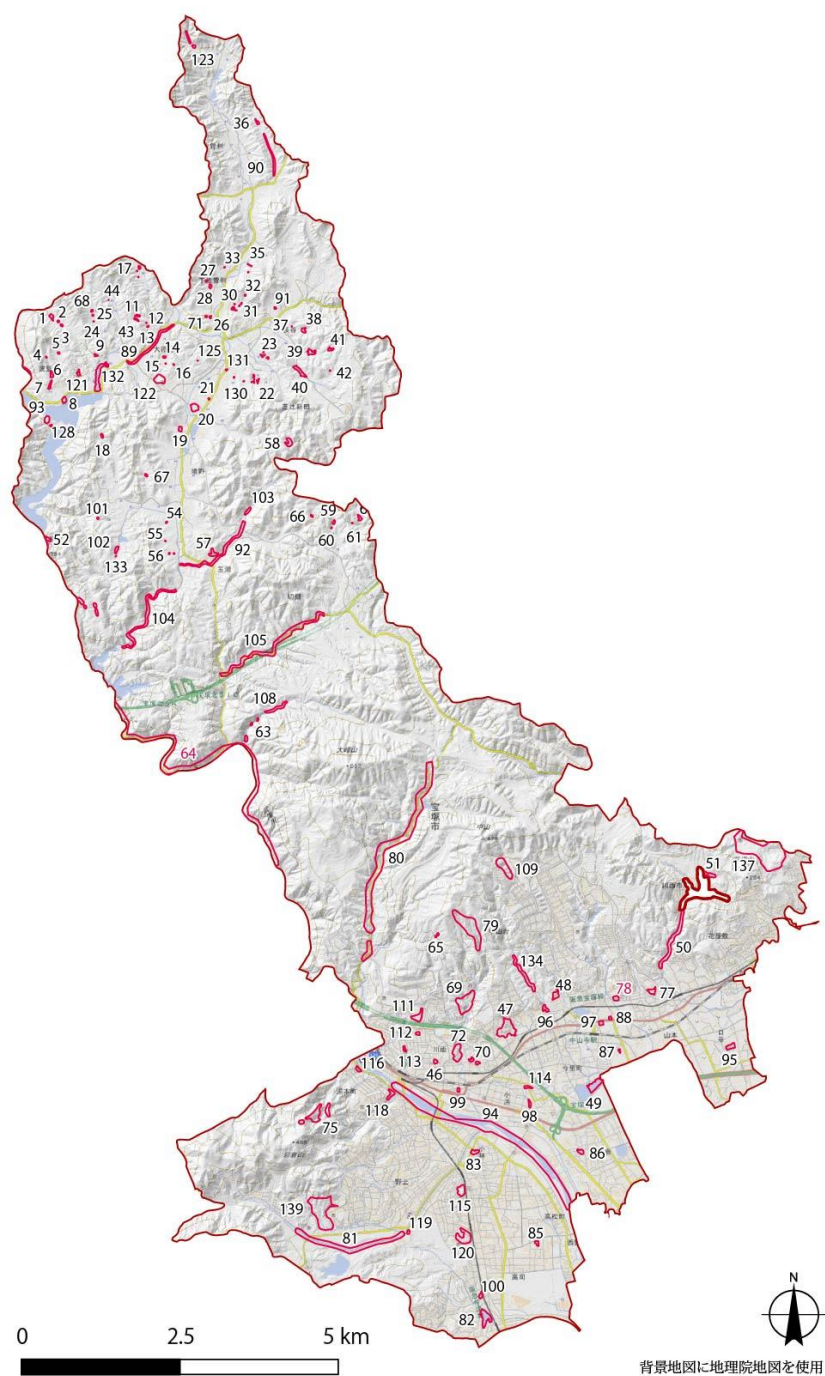


図 2.2-1 宝塚市の重要な生態系

(2)宝塚市の生きもの

宝塚市内に分布情報のある動植物は、表 2.2-5に示すとおり5,593種にのびります。

表 2.2-5 分類群別 文献資料確認種数一覧

分類群	確認種数	兵庫県版 レッドリスト※1 掲載種数	環境省 レッドリスト※2 掲載種数	兵庫県 ブラックリスト※3 掲載種数	特定外来生物 (条件付含む)※4 指定種
維管束植物	2,050	374	157	37	6
哺乳類	33	10	0	6	2
鳥類※5	214	104	37	3	1
爬虫類	15	7	2	2	1
両生類	17	13	6	1	1
魚類	58	18	20	4	3
昆虫類	3,084	134	107	3	1
貝類	122	23	41	2	0
計	5,593	683	370	58	15

※1:兵庫県版レッドリスト 2020 (植物・植物群落) (兵庫県、2020)、兵庫県版レッドリスト 2017 (哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類) (兵庫県、2017)、兵庫県版レッドリスト 2025 (鳥類) (兵庫県、2025)、兵庫県版レッドリスト 2022 (昆虫類) (兵庫県、2022)

※2:環境省レッドリスト 2020 (環境省、2020)

※3:兵庫県ブラックリスト「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト (ブラックリスト 2011 (2023 改訂版))

※4:特定外来生物「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16 年法律第 78 号)

※5:鳥類は旅鳥及び冬鳥等、市内で繁殖していない種を含む。

注)確認種は 2012 年時点の情報。既往資料によるほか、兵庫県自然保護協会、宝塚市自然保護協会、宝塚野鳥の会への聞き取り調査結果に基づく。

① 現存植物

宝塚市を特徴づける植物としては、北摂山地の谷や斜面に形成される湿原に生育する植物、武庫川峡谷の溪流沿いに見られる植物、市内に広がる森林植生を代表するコナラ・アベマキ群集に生育する植物、西谷地区の農耕地に点在するため池周辺の植物などが挙げられます。

湿原では、丸山湿原(県天然記念物)や、松尾湿原(市天然記念物)に、湿原を代表する植物で、絶滅が危惧されているサギソウ(環境省レッドリスト準絶滅危惧〈NT〉、兵庫県版レッドリストBランク)※、トキソウ(NT、Cランク)をはじめ、サワオトギリやウメバチソウ、食虫植物のモウセンゴケやイシモチソウ(NT、Cランク)など、他の環境ではみられない植物が多数生育しています。

武庫川峡谷には、県下最大規模のサツキ(Aランク)やアオヤギバナ(Aランク)の群生地があり、渓谷斜面にはヨコグラノキ(Bランク)、キヨスミギボウシ(Cランク)、ヒメウラジロ(絶滅危惧Ⅱ類〈VU〉、Aランク)、ルリミノキ(Aランク)など貴重な植物が数多く見られる貴重な場所となっています。



サギソウ



ウメバチソウ

※カッコ内の環境省レッドリスト及び兵庫県版レッドリストの評価区分(カテゴリー、ランク等)の詳細は P39 を参照。

② 哺乳類

森林や農山村（里山）など多様な環境が分布する市内には、多くの哺乳類が生息しています。西谷地区では日本人の生活となじみの深いニホンイノシシやホンドタヌキのほか、ホンドギツネ、ニホンリス、ニホンノウサギ、ニホンイタチやホンドテン、小型のネズミ類としてカヤネズミやアカネズミなどが確認されています。コウモリ類の確認種数も豊富で、都市部に生息するアブラコウモリのほか、キクガシラコウモリ（要調査）、コキクガシラコウモリ（要調査）、モモジロコウモリ（要調査）などが確認されています。近年では、ペットや家畜由来の特定外来生物¹⁹である、アライグマやヌートリアが野生化しているほか、三田市や猪名川町からニホンジカの生息域が広がり、市北部では生息数が増加しています。ニホンジカによる植生への影響や農作物被害は深刻化しており、生態系や地域の暮らしを守るため、適切な管理と対策が今後ますます重要となっています。



カヤネズミ



ニホンイタチ



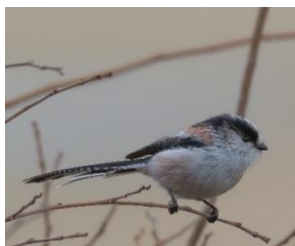
ニホンジカ

③ 鳥類

山林では、シジュウカラ、ヤマガラ、エナガ、カケスやイカル、フクロウやアオバズク（Ｂランク）などが見られます。都市部では、一般にもよく知られているスズメ、ハシボソガラスのほか、市街地の樹林周辺ではヒヨドリ、ウグイス、メジロ、カワラヒワ、キジバトなどが見られます。

河川や池などの水辺では、セグロセキレイ、ハクセキレイ、キセキレイ、カワセミ（要注目）、カイツブリ、バン（VU）などが見られます。カワセミは冬になると市街地で見られることも多くなります。武庫川の市街地部では、越冬するカモ類として、オナガガモ、ヒドリガモ、マガモ、コガモ、キンクロハジロ（VU）、オカヨシガモなどが見られます。

生態系の指標種となる食物連鎖の上位種としては、猛禽類のハチクマ（DD、Ｂランク）やサシバ（VU、Ｂランク）、サギ類のコサギ（VU）やアマサギ（EN）などが確認されています。



エナガ



カワセミ



コサギ

¹⁹ 特定外来生物：P4参照

④ 両生類

サンショウウオ類は、市域の北部にセトウチサンショウウオ（VU、Bランク）、アカハライモリ（NT、要）が生息し、局所的にヒダサンショウウオ（NT、Bランク）の生息が確認されています。また国指定の特別天然記念物であるオオサンショウウオ（VU、Bランク）の生息が西谷地区で確認されています。

カエル類は、ニホンアマガエル、トノサマガエル（NT）、ヌマガエルが市内の広い範囲に生息しており、北部地域ではニホンヒキガエル（Cランク）、タゴガエル（Cランク）、ニホンアカガエル（Cランク）、シュレーゲルアオガエル（Cランク）、モリアオガエル（Bランク）の生息が確認されています。また局所的にはヤマアカガエル（Cランク）、ツチガエル（Cランク）、カジカガエル（Cランク）の生息も知られています。また、国の特定外来生物に指定されているウシガエルがため池や河川に広く生息しています。



ヌマガエル



アカハライモリ



モリアオガエルの卵嚢

⑤ 爬虫類

カメ類では河川上流域には、在来種のニホンイシガメ（VU、Cランク）が生息していますが、河川のコンクリート護岸化やクサガメとの交雑により減少しています。ニホンスッポン（DD、要調査）も生息していますが、ニホンスッポンと外来スッポンの交雑が危惧されています。条件付特定外来生物²⁰であるアカミミガメ類が帰化し、南部地域から分布を拡大しています。

ヘビ類ではシマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ（要注目）、ヤマカガシ、ニホンマムシが生息しているほか、北部山地では夜行性種のタカチホヘビ（Cランク）、シロマダラ（Cランク）、ジムグリ（要注目）の生息記録があります。トカゲ類としてはニホントカゲ及びニホンカナヘビ、ニホンヤモリ（要注目）が生息しています。



ヤマカガシ



カナヘビ

²⁰ 条件付特定外来生物：外来生物法の一部改正され、特定外来生物のうち、飼育・譲渡等の一部の規制が当面の間、適用除外とされている生物で、アカミミガメ・アメリカザリガニの2種が指定されています（2023年6月施行）。その他の規制については、ほかの特定外来生物と同じように、輸入・販売・放出は禁止されていますので注意が必要です。

⑥ 魚類

市内の主要な淡水魚の生息環境としては、武庫川と仁川、逆瀬川、天神川、僧川、川下川などの支流と、千苅貯水池、川下川ダム、さらに多くのため池とそれに続く用水路があげられます。

武庫川は、市域南部と武庫川峡谷で大きく環境が異なります。武庫川の市街地部は河川改修が進み、ほとんどが浅瀬のため、代表種はオイカワ、ニゴイ類、カマツカ類など砂底に卵を産む種で、淀みにはカワムツやムギツクが見られます。一方、武庫川峡谷周辺では、瀬と淵が交互にあらわれる魚類の生息に適した環境であることから、在来種ではオイカワ、カワムツを始めアユの生息も確認されているほか、放流由来のアマゴやニジマスが見られることもあります。

逆瀬川など市街地の河川ではカワムツが見られるほか、上流部ではドジョウ（DD、要注目）やドンコ、カワヨシノボリなども生息しています。僧川や川下川などの山間地の支流では、オイカワ、カマツカ類、カワヨシノボリなどが生息しており、羽束川や波豆川など千苅貯水池上流には、アブラボテ（NT、Cランク）やヤリタナゴ（NT、Bランク）などのタナゴ類が生息しています。山地の溪流部の最上流部では、ナガレホトケドジョウ（EN、要調査）の生息が確認されています。また、ため池にはミナミメダカ（VU、要注目）、ドジョウ（DD、要注目）、シマヒレヨシノボリ（NT、要調査）、カワバタモロコ（EN、Aランク）など、かつては身近に多く見られた種が生息しています。

特定外来生物²¹のオオクチバスやブルーギルは小さなため池や用水路にまで侵入しているため、小型在来種の減少している一因と考えられます。



カワムツ



カワヨシノボリ



ナガレホトケドジョウ

⑦ 昆虫類

市内でもっとも多様な昆虫が見られるのは西谷地区です。京都西山から三田市の東部に至る北摂山地は、かつて炭焼きに利用されていた雑木林の名残として多様な樹木が混在する林が多く残っており、カブトムシ、クワガタムシ類など、多様な昆虫が生息する貴重な環境となっています。西谷地区はギフチョウ（VU、Bランク）、オオムラサキ（NT、Cランク）、ミドリシジミ類（要注目等）など、チョウの種類も多い地区です。初夏にはゲンジボタルやハイケボタル（要注目）が小川や水田に見られ、森林生のヒメボタル（要注目）も局所的に確認されています。湿原にはヒメタイコウチ（Aランク）の姿も見られます。また、ため池にはヒメゲンゴロウ、マツモムシ、ミズカマキリ（要注目）、ホッケミズムシ（NT、Aランク）、キンイロネクイハムシ（NT、Cランク）、ガガブタネ

²¹ 特定外来生物：P4参照

クイハムシが確認されています。

六甲山地の東端にあたる仁川、逆瀬川周辺は、日本で一番美しい赤トンボといわれるミヤマアカネ（要注目）の兵庫県有数の生息地です。

武庫川とその河川敷は、平地性の昆虫の貴重な生息地です。武庫川と仁川との合流点付近は川幅も広く、河川敷にすむ昆虫を観察しやすい場所です。

武庫川を除く平野部はほとんどが市街地になっており、昆虫の種類は極端に少なくなりますが、古くから続く植木畑には、昔ながらの平地性昆虫が生息している可能性があります。



クロツバメシジミ



ミズカマキリ



アカマダラハナムグリ

【コラム】ギフチョウ –みんなで守りたい早春の女神–

里山に春を告げるギフチョウは、日本の特産種（秋田県南部から山口県に分布）の美しいチョウで、兵庫県レッドリストでBランクに指定されている希少種です。

3月下旬に成虫の羽化が始まり、春先にだけ現れて、野山を舞うその姿から「早春の女神」と呼ばれています。

しかし、幼虫の食草であるカンアオイ類の分布は限定的で、土地開発や里山林の管理放棄、シカの被害などにより生育地は減少傾向にあります。さらに、採集による個体数の減少も心配され、本種が生息できる環境の保全が急務となっています。

宝塚自然の家では、長年ギフチョウの保全活動に取り組んでおり、毎年本種の生態等を学べる観察会を開催し、地域の自然や生きものへの理解を深める機会を提供しています。



⑧ 貝類

かつて、水田やその周辺の水路には、マルタニシ（VU、Cランク）やヒメタニシが普通に生息しており、マルタニシは食材としても重宝されていました。しかし、近年は圃場整備により水田の水はけがよくなったため、これらの貝類が生息する水田は珍しくなっていました。

表 2.2-6 環境省レッドリスト カテゴリーの区分

絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）
情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種

表 2.2-7 兵庫県レッドリスト カテゴリーの区分

カテゴリ	動物種	植物種
A ランク	環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類に相当、兵庫県において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種	兵庫県内において絶滅の危機に瀕しており、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種、環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠA類に相当、県内個体群数1～3程度である種または過去10年間で急激な個体数の減少が見られる種
B ランク	環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類に相当、兵庫県において絶滅の危機が増大している種	兵庫県内において絶滅の危険が増大しており、極力生育環境、自生地などの保全が必要な種、環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠB類に相当、県内個体群数4～10程度である種
C ランク	環境省レッドリストの準絶滅危惧に相当、兵庫県において存続基盤が脆弱な種	兵庫県内において存続基盤が脆弱な種、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類と準絶滅危惧の一部に相当、県内個体群数11～25程度である種
要注目	最近減少が著しい種、優れた自然環境の指標となる種などの貴重種に準ずる種	—
要調査	環境省レッドリストの情報不足に相当、県内での生息の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種	本県での生育の実態について、近年の分布情報の不足や分類学的再検討が必要なため現時点では評価できないが、今後の調査によってはレッドリスト掲載となる可能性のある種、環境省レッドリストの情報不足に相当

⑨ 特定外来生物²²

植物では、オオキンケイギクが、市内全域で繁殖し、駆除の取り組みが継続的に実施されています。多年草の水草であるナガエツルノゲイトウは、凄まじい繁殖力・再生力で、陸域にも生育し、農業被害や生態系被害、水流阻害などを引き起こす恐れがあります。すでに近隣の市町で確認されており、早期発見・駆除が重要となることから、本市への侵入には十分な警戒が必要です。北米原産の食虫植物のエフクレタヌキモは多年生の浮遊植物で、観賞用として国内に持ち込まれたものが野生化したと考えられています。日当たりの良い池沼や湿地、水路などに繁茂し、在来タヌキモ類よりも繁殖力が強く葉の密度が高いため、在来の水生植物の生育場所を奪う恐れがあります。



オオキンケイギク



オオキンケイギク駆除の取組



ナガエツルノゲイトウ (出典：兵庫県)

動物では、哺乳類のアライグマ、ヌートリア、鳥類のソウシチョウ、両生類のウシガエル、魚類のブルーギル、オオクチバス、昆虫類のクビアカツヤカミキリ、クモ類のセアカゴケグモの生息が確認されています。

アライグマは山間部だけでなく市街地にも出没し、近年、生息頭数が増加傾向にあります。農作物への被害だけでなく、家屋への侵入や感染症媒介の恐れなど生活環境被害や、在来両生類等の捕食など生態系被害も危惧されています。ヌートリアは川や池の土手に穴を掘って巣をつくり、堤防を破壊するという被害が出ています。

また、2025年に市内で発見された、クビアカツヤカミキリは、サクラ、モモ、ウメなど主にバラ科の樹木に幼虫が寄生して内部を食い荒らし、枯死させます。桜並木や果樹の広範囲に被害が及ぶこともあるため、早期に発見・処置し、拡散・定着させないようにすることが重要です。



アライグマ (出典：環境省)



ウシガエル (出典：環境省)



クビアカツヤカミキリ
(出典：環境省)

²² 特定外来生物：P4参照

(3) スポット調査結果

宝塚市内における保全することが望ましいと考えられる生態系において、129か所の重要な小生態系「スポット」を選定し、スポットごとの貴重性や重要性について調査しています。その評価基準等については32ページに記載のとおりです。

調査結果概要

下図は、平成30年度（2018年度）～令和6年（2024年度）に実施した、最新のスポット調査結果を示しています。

前回スポット調査時（平成23年(2011年)）と比較して、ランクが上がった（貴重性の評価が高くなった）スポットは17か所（約13%）ある一方で、ランクが下がった（貴重性の評価が低くなった）スポットは23か所（約18%）と、決して少なくありませんでした。

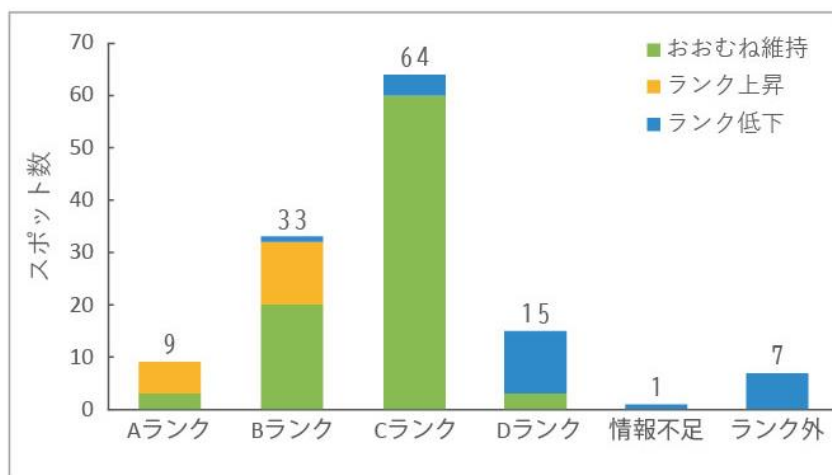


図 2.2-2 前回調査時（2011年）からのランク動向

ランクが上がったスポットの種類は、ため池、湿原、河川であり、いずれも北部地域に位置します。ランクが上がった理由としては、新たな希少種の発見や、前回調査時よりも適切に管理されていることなどが挙げられます。

ランクが下がったスポットの種類は、ため池13か所、社寺林6か所、放棄水田2か所、河川1か所、孤立二次林²³1か所であり、北部地域に16か所、長尾山地域に2か所、山麓・南部地域に5か所となっています。ランクの低下は、生態系の劣化や消失などにより、希少な動植物を確認できなくなったことを表しています。

ランクの変化に関わらず評価スコアが減少したスポットを対象にすると、ため池、社寺林、河川、湿原ではいずれも30%前後のスポットが劣化・消失しています。また、これらの劣化や消失の要因は、自然への働きかけの減少（管理不足）などによるため池の減少や、二次林の宅地化などによる開発改変があり、スポットの中には、令和7年度(2025年度)に保護樹の登録を解除し、その木を伐採した事案もありました。

²³ 二次林：P21参照

また、外来生物による生態系の劣化も発生しており、スポットに指定されている場所の周辺では、特定外来生物²⁴であるクビアカツヤカミキリが宝塚市内で初めて発見されました。

希少な生態系であるスポットの消失、ランクの下落はスポットの存在の認識不足が原因であることが考えられます。今後、スポットを守るためには生物多様性の重要性、一人ひとりの行動の必要性を啓発していく必要があります。

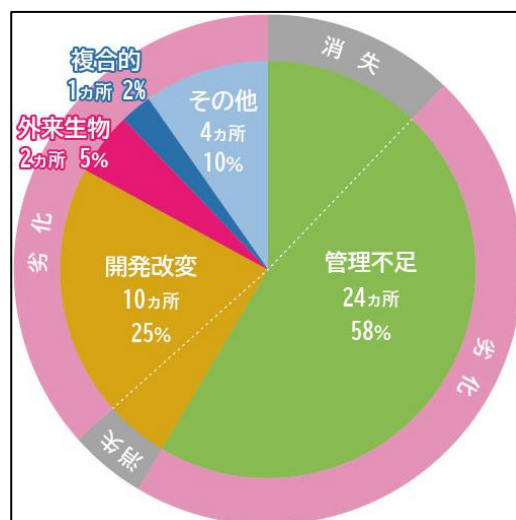


図 2.2-3 スポットの劣化・消失の要因

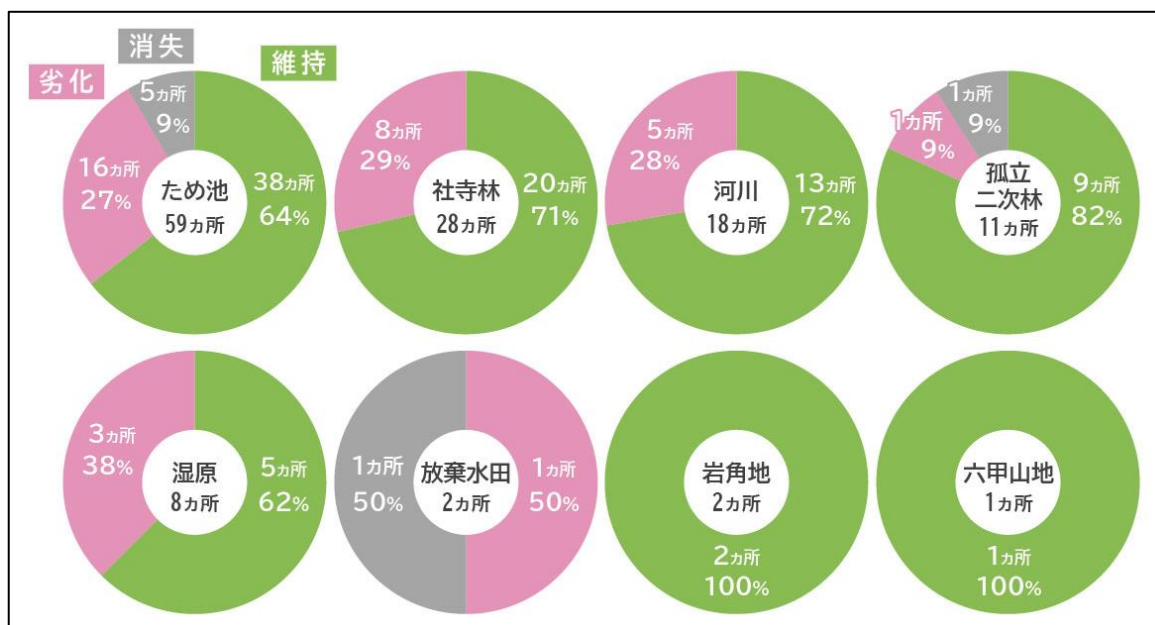


図 2.2-4 スポットの種類別保全状況

調査結果から見てきた課題

① 開発による改変

道路の拡幅により社寺林の一部が伐採された事例、放棄水田が開発により消失した事例などがあり、工事や開発の際はスポットに該当しないかどうかを確認した上で、生態系への影響を最小限に抑えるような工事をするなど、生物多様性への配慮が求められます。

²⁴ 特定外来生物：P4参照

② 人間活動の縮小（管理不足）による変容

自然への働きかけの減少による生態系の劣化や消失、生態系の質が変わってしまう変質がため池と湿原で多くみられます。ため池や湿原の陸化は人間活動が縮小した結果起こる自然な遷移の流れではありますが、長年の人間活動によって維持されてきた貴重な生態系であり、このように希少な生態系が失われるのは、私たちにとって大きな損失です。また未利用となった野池は、防災機能の低下によるリスクも懸念されます。

社寺林や孤立二次林²⁵では管理不足により、生態系が劣化し前回調査時(平成23年(2011年))まで生息を確認できていた希少な動物が確認できなくなった事例があります。

③ 外来生物による影響

ため池で条件付特定外来生物²⁶であるアメリカザリガニによる抽水植物の食害が確認された事例があり、今後も特定外来生物²⁷などによる生態系への影響が懸念されます。

④ 野生生物（シカ）の食害の影響

シカの生息が確認されているスポットがあり、シカによる食害も報告されています。今後、シカなどの野生生物の生息密度が高くなると生態系の劣化等の重大な影響が出る可能性があります。

²⁵ 二次林：P21参照

²⁶ 条件付特定外来生物：P36参照

²⁷ 特定外来生物：P4参照

2.2.2 これまでの取組

(1) 国及び兵庫県による取組

環境省により、兵庫県南部（北摂地域）里地里山保全再生モデル事業地域戦略が平成18年（2006年）10月に策定されました。ここでいう北摂地域には、宝塚市の西谷地区及び長尾山地が広く含まれます。この地域戦略により、北摂地域における里地里山の保全方針が示されています。

兵庫県による北摂里山博物館構想事業では、都市近郊に残された北摂の里山地域一帯を北摂里山博物館（地域まるごとミュージアム）として整備することとしています。宝塚市では、里山の保全や環境学習の場として丸山湿原や松尾湿原など9箇所が北摂里山フィールドマップに掲載されています。

(2) 宝塚市による取組

① 環境基本計画の策定

平成8年度（1996年度）を初年度として宝塚市環境基本条例の規定に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として環境基本計画を策定しました。

現在は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの第4次宝塚市環境基本計画に基づき計画を推進します。

第4次宝塚市環境基本計画の推進にあたっては、国・県の関連法令、第6次宝塚市総合計画、他の部局計画（都市計画マスタープラン、みどりの基本計画、第2次宝塚市農業振興計画等）、関連条例等と連携をとることとします。

② 宝塚市生態系レッドデータブックの改定

平成12年（2000年）に、宝塚市では全国でも先進的な試みとなる「宝塚市生態系レッドデータブック」を策定しました。その後、市内の生物相や貴重な自然環境に係る情報を追加、反映し、重要な生態系の見直しを行い、平成24年（2012年）に「宝塚市生態系レッドデータブック2012」として改定版を発行し、重要な生態系の保全に活用しています。

③ 重要な小生態系（スポット）の調査

市内の重要な小生態系（スポット）129か所（平成12年（2000年）は123か所）について、平成12年（2000年）に最初の調査を行い、平成23年（2011年）に2回目を実施、平成30年（2018年）から令和6年（2024年）（ただし、令和2年（2020年）は新型コロナウイルス感染症のためなし）にかけて3回目の調査を行いました。

④ シンボル生物の指定と周知

宝塚市では、市内の環境や文化を象徴する生きものを、市花、市木、市鳥に定めています。

スミレ （スミレ科スミレ属） 昭和43年（1968年）3月1日制定



市花。市内全域で、日当たりのよい草地や川の土手できわめて普通にみられます。宝塚歌劇団の代表曲「すみれの花咲く頃」にちなみ、また、非常に可憐な花を咲かせる、たくましい草本であることから制定されました。スミレには多くの種があり、栽培品種もありますが、市のシンボルは野生種で自生するスミレ科のスミレです。

ダリア （キク科ダリア属） 令和3年（2021年）3月25日制定



市花。和名天竺牡丹。市北部佐曽利地区で昭和5年（1930年）から栽培されており、宝塚ではおよそ300種類が育てられています。生産から90年を迎え、花の華やかさや花言葉「華麗」「優雅」も市のイメージに相応しいとして制定されました。

サザンカ （ツバキ科ツバキ属） 昭和43年（1968年）3月1日制定



市木。庭木、生垣、切花などに利用されます。気品があり、管理しやすく、冬季に華やかに開花することなど理由に制定されました。

ヤマボウシ（ミズキ科ミズキ属）平成7年（1995年）3月1日制定



市木。市域の山地に自生します。姉妹都市アメリカオーガスタ市の市花「ハナミズキ」と姉妹種であることから制定されました。制定を契機に街路樹や庭木に植栽されるようになりました。

セグロセキレイ（セキレイ科）平成7年（1995年）3月1日制定



市鳥。市内全域でみられる、水辺を好む年中みられる留鳥です。白と黒の見間違えることのないスケッチやデザインに適した野鳥であることから制定されました。

ウグイス（ウグイス科）平成7年（1995年）3月1日制定



市鳥。市内全域でみられる里山の留鳥です。姿を見ることは少ないですが、六甲・長尾山系、武庫川など豊かな自然環境に相応しいとして制定されました。

また、生物多様性シンボル生物を平成25年3月に選定しました。生物多様性シンボル生物は、市内の生物多様性の保全と活用のシンボルとなることを前提として、絶滅のおそれのある種、希少な種、市民団体の活動の対象となっている種、市内の生態系を代表する種など、さまざまな視点にもとづいた候補の中から、一般市民にもなじみやすいことも念頭に置き選定されました。

ツメレンゲ（植物）… ベンケイソウ科イワレンゲ属

多年生の多肉植物です。主に、岩の露出した環境に生育する、武庫川の河川生態系を代表する植物の一つです。

環境省レッドリスト2020で準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）、兵庫県版レッドデータブック2020（植物・植物群落）でCランク（兵庫県内において存続基盤が脆弱な種）に選定されています。



ミヤマアカネ（昆虫）… トンボ科アカネ属

日本で最も美しい赤とんぼと言われ、翅に茶色の帯があり、種類の識別が容易で一般市民にもなじみやすいアカトンボです。

京阪神間では急速に数が減っていますが、宝塚市には逆瀬川や仁川を中心に、多く生息しています。



兵庫県版レッドリスト2022（昆虫類）では要注目（近減少が著しい種、優れた自然環境の指標となる種などの貴重種に準ずる種）に選定されています。

ツメレット

ツメレンゲの妖精、クロツバメシジミ（蝶）のリボンがお気に入り。

「国連生物多様性の10年日本委員会」の生物多様性キャラクター応援団にも登録されており、このキャラクターを通じて生物多様性保全の重要性について知っていただきたいと思います。



⑤ まちの緑化に関する取組

市内の生垣や都市公園などの緑は、生物の生息環境をつなぐネットワークを形成し、生物多様性の保全に重要な役割を果たします。市全体で緑豊かな環境の維持・創出に取り組む、生態系に配慮したまちづくりを進めます。

また、市内の個人宅、事業所のガーデニングを披露する「宝塚オープンガーデンフェスタ」の開催、地域の緑化運動「地域緑化モデル地区」の指定、生垣の新設・改良を推進する「生垣緑化推進助成金制度」、良好な生活環境の維持のため「地区計画制度」「都市景観形成地域の指定」「緑地協定」などを行っています。

事業所の一つ市役所として、緑化の推進、省エネルギー対策として、市施設での「緑のカーテン事業」を行っています。

産業としての緑は、千年の伝統を持ち日本三大植木産地として伝統と技術を継承している長尾(山本)地区に、宝塚市立宝塚園芸振興センター「あいあいパーク」があります。宝塚市では花き・植木産業の振興を目的として、あいあいパークを緑の交流拠点の核と位置付け、その他市内の花屋、ガーデニングショップとの協力や連携を促し、ガーデニングや造園技術に関する情報交流の場としてネットワーク化を図っています。

花きや植木に関連する市内の施設としては、上記の「あいあいパーク」のほか、宝塚市花であるダリアが一面に咲き誇る「宝塚ダリア園」や、様々な品種の牡丹・芍薬が楽しめる「長谷牡丹園」もあります。また、春と秋の年に2度、山本新池公園で開催される「宝塚植木まつり」も多くの方から親しまれています。

令和4年（2022年）3月に今後の市の農業振興施策をとりまとめた「第2次宝塚市農業振興計画」を策定しました。また、野菜や草木を育てながら自然と触れ合っていただける場として市民農園も設けています。



宝塚ダリア園



あいあいパーク

⑥ 特定外来生物²⁸対策

近年、特定外来生物の対策が急務とされており、農産物への被害が多数報告されているアライグマ及びヌートリアについて、被害の低減及び生息頭数の減少を目的として、令和3年（2021年）「宝塚市アライグマ・ヌートリア防除実施計画」を更新しました。

また、オオキンケイギクについては、逆瀬川や仁川で継続的に駆除を実施し、生態系の保全を図っています。

クビアカツヤカミキリやナガエツルノゲイトウなどの繁殖が県下、近隣自治体で問題となり、警戒や対策が必要です。クビアカツヤカミキリについては、令和7年（2025年）7月に宝塚市内でも発見事例があり、速やかに駆除等の対応を行いました。



アライグマ（出典：環境省）



ヌートリア



オオキンケイギク

⑦ 環境学習

生涯学習や環境学習の一環として、「たからづか市民環境フォーラム」、「たからづかE C O 講座」「環境パネル展」を開催しています。また、市民参加型の自然環境調査として、「水辺の生き物探検」「西谷のむし観察会」も実施しています。



環境パネル展



水辺の生きもの探検



西谷のむし観察会

(3)環境保全団体等の取組

① 環境都市宝塚推進市民会議のおもな取り組み

宝塚の豊かな自然を守るために、市民、事業者、行政及び活動団体などで平成8年（1996年）に「環境都市宝塚推進市民会議」を設立し、それぞれの立場から考え、共に活動してきました。令和6年（2024年）現在、25の団体が参加しています。

²⁸ 特定外来生物：P4参照

表 2.2-8 おもな環境都市宝塚推進市民会議の取組

団体名称	活動の目的
丸山湿原群保全の会	宝塚市玉瀬の丸山湿原群の保全（セミナー・フォーラムの開催、サギソウ開花数調査・両生類卵塊数調査など）を行っています。
櫻守の会	里山林整備、森林などの自然環境保全、小学生への環境体験学習支援を行っています。（桜の園（亦楽山荘）、山手台、ゆずり葉の森、青葉台、武庫山の森）
宝塚市自然保護協会	宝塚市内で自然保護に関する調査、研究、講演会、観察会（ハッチョウトンボ、ギフチョウ、水辺の生き物（逆瀬川） 虫取り（宝塚自然の家）、バードウォッチング（武庫川））などの開催。松尾湿原（宝塚自然の家内）などで保全活動を行っています。
宝塚エコネット	宝塚の自然環境の保全、調査、観察会（宝塚市自然の家 松尾湿原）、ホタル観賞会（逆瀬川上流ピカピカランド）、自然を身近に感じられる街づくりを目指して活動しています
コープこうべ第一地区本部	農業を守る・電気と作物の地産地消・環境学習・都市部と西谷地区の交流しています。（（西谷）KOYOSI 農園・宝塚自然の家）
エコグループ・武庫川	阪神間の母なる川「武庫川」を市民に知ってもらうために、武庫川流域の自然環境、歴史、文化財、伝承、民話などを調査研究して「武庫川エコハイク」を連続して行っています。
兵庫県地球温暖化防止活動推進員（宝塚支部）	自然に恵まれた宝塚を維持するため、市民の地球温暖化の適応と緩和の新たな生活様式への移行について、可能なものから実行に移し、将来世代に伝えています。
武庫川流域圏ネットワーク	武庫川流域の安全（お掃除会など）と自然環境の保全（特定外来種オオキンケイギク駆除・武庫川、仁川河川敷など）を行い、武庫川に関する情報発信と活動報告会を行っています。
宝塚野鳥の会	きずきの森、武田尾など市内外の近郊の山野、河川で探鳥会を定期的に行い、全国一斉ガンカモ・カワウ調査（武庫川）やタカの渡り調査などを行い、自然保護と環境保全に協力しています。
NP0法人 新エネルギーをすすめる宝塚の会	「エネルギーの地産地消でまちづくり」を合言葉に、西谷のソーラーシェアリング畑でのサツマイモ栽培・収穫したりして環境問題に関心を持つ市民が学習し、省エネと再生可能エネルギーの普及に努めています。
武庫川がっこう	武庫川流域の自然環境や景観風景を学び、守りながら、活かし、育てる人材を育成する活動を行っています。
武庫川づくりと流域連携を進める会	住民の参画と協働による「健全な水循環が巡り多様な生きものが育める武庫川流域圏づくり」を行うため、フォーラム、武庫川ウォッチング、さまざまな調査などを行っています。
コミュニティひばり環境部会	北雲雀きずきの森の多様な生態系を守るため、定期的に整備活動や自然観察会を実施しています。
西谷里山活用実行委員会やまもり山里	西谷に所在する兵庫県有地資源の見直しと、里山（大原野2クラスター）の自然環境の保全・再生・創出を行うため、定期的に整備を行い、観察会を開催し、活動報告を行うことで生物多様性を守っています。

② その他の環境保全団体のおもな取り組み

市内では、環境都市宝塚推進市民会議加入団体以外にも環境保全団体が8団体（令和5年(2023年)度3月31日現在）活動しています。

③ 企業等の取組

地域活動として、「一般社団法人宝塚ゴルフ倶楽部」では、自然観察に近隣小学校などにコースの解放、また、ホタルの生息しやすいきれいな川を維持し、6月に市と共催で「ホタル観賞の夕べ」としてゴルフ場内の川でホタルを見られるイベントを開催しています。

また、令和6年(2024年)3月「フルサト・マルカホールディングス株式会社」が兵庫県、宝塚市、公益社団法人兵庫県緑化推進協会の4団体で「企業の森づくり活動への取り組みに関する協定」を締結し、UNISOLの里プロジェクトとして兵庫県立宝塚西谷の森公園内のユニソルの森で里山保全活動を行っています。

(4)おもな保全が必要な場所での取組

① 湿原

市内に点在する湿原を対象として、活発な保全活動が行われています。

・丸山湿原群

兵庫県の天然記念物。地域住民を主体とした協働ボランティア組織「丸山湿原群保全の会」が保全活動をしています。また、地元住民組織を主体として学識経験者や行政等で組織する「宝塚西谷地区湿原群研究協議会」が中心となって「丸山湿原エコミュージアム構想」を平成19年(2007年)3月に策定し、この構想の実現を図るため、平成20年(2008年)8月には保全活動団体など地元住民組織を中心とする「丸山湿原エコミュージアム推進協議会」が設立されました。

「丸山湿原群保全の会」では、パトロール、啓発看板の設置の他、植生管理や里山の整備、植物や両生類のモニタリング調査などのセミナーを実施しています。

・松尾湿原

市の天然記念物である松尾湿原では、宝塚市自然保護協会や宝塚エコネットが継続的にサギソウなどの保全活動を行っています。

また、日本一小さなトンボといわれるハッチョウトンボが生息しており、定期的に観察会などが行われていますが、里山の放置によって松尾湿原が損なわれてしまい、ハッチョウトンボの姿を見ることができなくなった時期もありました。暗い常緑樹の森へと変遷していき、湿原がなくなってしまうところを、宝塚市自然保護協会や宝塚エコネットの地道な尽力によって湿原は再生し、平成24年(2012年)、36年ぶりにハッチョウトンボの生息が確認されました。その後も保全活動は続けられ、今でも松尾湿原ではその姿を見ることができます。



サギソウ

② 里地里山

・えきらくさんそう 赤楽山荘

水上勉の小説「櫻守」の舞台となった桜の園(えきらくさんそう)において、櫻守の会は、永年にわたり、樹木の伐採や遊歩道の整備などの保全、管理活動を行い、市民、小学生を

対象とした環境学習を行っています。春の桜や秋の紅葉の時期には、市民だけではなく多くのハイカーが訪れる名所となっています。

・西谷地区（県有林）

湿原、ため池、棚田、里山林などモザイク状の土地利用形態が広がっており、多様な動植物の生息空間が成立していることや、ニホンリス、カワセミ、セトウチサンショウウオなど里地里山に特徴的な種が多く生息しています。西谷里山活用実行委員会 やまもり山里などにより環境保全が行われ、観察会、報告会などが開催されています。

③ まち山※

・中山台地区

約30年にわたり、ヤシャブシの伐採や市街地周辺の緑の再生・管理が行われてきました。市街地近郊にありながら手入れの行き届いた残存林として良好な林地環境を維持しており、里地里山に特徴的な動植物が確認されています。

・南部市街地

中筋山手地区、ゆずり葉地区、山手台、武庫山の森、千吉稲荷大明神の社寺林などのまち山、里山も地元住民や地域活動団体、環境保全団体（櫻守の会など）が定期的に整備し、市民の憩いの場を提供しています。

・北雲雀さずきの森

コミュニティひばり環境部会が、里山林の管理や外来植物の駆除を行うとともに、歩道整備、観察会を行い、市民の散策や学習の場となっています。

※まち山とは…

宝塚市の主な地形区分には「西谷地区」「長尾山地」、「六甲山地」、「伊丹台地」、「武庫川低地」などがあげられます。西谷地区や長尾山地、六甲山地は部分的に開発されていますが、かつての里山林が広く分布し樹林は連続しています。一方、かつて里山林が広がっていた宝塚市街地から六甲山地や長尾山地に移行する山麓部には、現在は住宅地の開発が進められ、樹林は中筋山手地区やきずきの森に見られるように住宅地に隣接する孤立林として残存しています。

このような台地に残された樹林は面積も小さく、六甲山地や長尾山地に残された樹林と比較しますと生物多様性も低くなりますが、周辺住民から見ると身近で重要な自然であり、都市部の生物多様性保全を進めるにあたって核となる樹林です。

これらの樹林はかつて里山でしたが、現在は里山として利用されていないため、里山と呼ぶことはできません。

まちの小さな山に残された樹林であり、山地、丘陵の大規模樹林とは異なるということで、これらの樹林を「まち山」として位置付けます。

監修：兵庫県立大学名誉教授 服部 保

【コラム】北雲雀きずきの森

北雲雀きずきの森は、宝塚市の南東部、長尾山連山の東端、石切山の北麓（川西市との境）に位置する37.2ha、高低差100mの主に、都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている都市緑地です。

元々は里山でしたが、経済復興期に、造成されゴルフ場やレジャー施設となりました（1957年）。その後、日本住宅公団（当時）が取得しましたが開発されることなく、UR都市機構が宝塚市に譲渡（2006年）、県「里山ふれあい森づくり事業」により整備され（2009年）、2010年オープンしました。

ゴルフコースとして造成されていた経緯から、比較的平坦な部分と傾斜地が組み合わされている地形的特徴があります。また、谷の部分が埋め立てられたため、水脈が暗渠（地下に埋められた水路）となりましたが、自然の浸食や老朽化のため、水が浸み出ているところや湿地の形成が見られます。きずきの森は、このような多彩な環境に対応した生態系がみられる貴重な里山となっています。

現在は、宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会（コミュニティひばり）と宝塚市が管理協定を締結して、ボランティア団体「北雲雀きずきの森きずな会」（コミュニティひばり環境部会傘下）が保全整備を行い、自然観察会やイベントなどを開催しています。



北雲雀きずきの森きずな会



北雲雀きずきの森（春）

（参考文献：生物多様性 北雲雀きずきの森戦略の概要パンフレット 2017年3月発行）

④ 河川

宝塚市の代表的な河川である武庫川では、宝塚市自然保護協会を始めとする各種の団体により、野草や昆虫、野鳥などの自然観察会が盛んに行われています。

各団体は、河川敷の清掃、ハイキング、野鳥観察などを行うことで、武庫川をはじめとする河川の保全活動を行っています。

また、宝塚エコネットがホタルの飼育場「ピカピカランド」においてゲンジボタルの育成を行っており、地元の幼稚園や小学生の環境学習の場としても利用されています。また、武庫川、逆瀬川、仁川などでは、特定外来生物²⁹であるオオキンケイギクの駆除などを団体、市民とともにしています。

²⁹ 特定外来生物：P4参照

【コラム】宝塚市内で見られるホタル

日本では50種類ほどのホタルが生息しています。ホタルには、光らないで昼間活動する種類や、森で生活する種類もあります。宝塚市の河川で初夏に光って飛んでいるホタルは、ゲンジボタルとヘイケボタルです。メスの方がオスよりも大きめです。

六甲山系から東へ流れている武庫川水系の支流の逆瀬川では、5月下旬から6月中旬にかけ、ホタルの飛翔を見ることができます。敷地内に逆瀬川が流



れる、宝塚ゴルフ倶楽部では、毎年「ホタル観賞の夕べ」を市と共催で開催しています。



ピカピカランド

また、同じ逆瀬川上流の内畑緑地公園内には、ホタルの飼育場「ピカピカランド」があります。市内の環境保全団体である宝塚エコネットが、地域子どもたちと連携してホタルの産卵、幼虫の育成、観察会の実施などを行っています。

【コラム】ミヤマアカネ

ミヤマアカネは「日本一美しい“赤とんぼ”」といわれています。ミヤマアカネは透明な羽に茶色の帯が入っているのが特徴です。明るい日差しの中で草にとまっているときなど羽がキラキラしてとてもきれいです。ミヤマアカネは逆瀬川や仁川を中心に見られます。他の赤トンボの幼虫は池や水たまりに生息しますが、ミヤマアカネは小川や用水路などの水深が浅い緩やかな流れのある水中に生息します。羽化すると草原に移動するため、流水と草地がある逆瀬川や仁川は、ミヤマアカネの生息に適した環境といえます。



2.2.3 前戦略の振り返りと課題

前戦略における行動方針・基本施策ごとの振り返りと課題について、下表のようにまとめました。

表 2.2-9 前戦略の振り返りと課題

行動方針	基本施策	振り返り	課題
郷土の生物多様性を保全・再生する	1. 生態系の保全・再生	●北部地域の松尾湿原や丸山湿原群などの貴重な生態系は健全に保全されている。 ●スポット調査結果から、市内で生存する生物の実態や絶滅のおそれのある種の知見を収集した。 ●開発により消失したスポットがあった。	●保全活動が十分に行き届いていない地域もあり、貴重な種や生態系の保全活動のさらなる活性化が必要。 ●生態系調査において、現状把握が不十分であり、継続的なモニタリングとともにデータの整備が求められている。 ●スポットを守るため、庁内関連部署をはじめ、関係者間での的確な情報共有が必要。
	2. まちの中に自然を再生	●宝塚オープンガーデンフェスタ、地域緑化モデル団体の登録などの取組により、花き、植木産業の振興、地元住民によるガーデニングなど、土に親しむ、緑豊かなまちづくりを推進してきた。	●より一層の普及・啓発を通じて、多様な生物を育むよう、緑の質と量を高める取組みを図る必要がある。
	3. 生態系ネットワークの形成促進	●都市の緑による生物の生息環境をつなぐネットワークの形成を図ってきた。 ●「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」、「水のマスタープラン」、「農業振興計画」、「住宅マスタープラン」等の生物多様性に関連する市の施策を含んだ計画と連携を図ってきた。	●河川や道路の整備においては生物の生存空間の連続性を確保することが求められる。一方で、河川敷等の連続性がシカ・イノシシなど有害獣の市街地への侵入経路となる可能性も留意する。 ●今後も関連する他の計画との連携強化が必要。
	4. 野生生物の保護管理	●北部地域を中心としてイノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリア、イタチなどによる農作物などへの被害が増加してきている。 ●特定外来生物³⁰による生態系への影響が深刻化し、生物多様性の損失が進んでいる。	●シカによる森林植生の食害が進むと森林の防災機能が低下し、山地災害を誘発するリスクが高まる。 ●近隣市町や兵庫県と連携し、野生生物の生息情報の収集や捕獲強化を図り、被害防止に取り組む必要がある。 ●特定外来生物による被害を減らすとともに、管理体制を充実させ、問題となる特定外来生物の早期発見、防除が重要。

³⁰ 特定外来生物：P4参照

生物多様性の恩恵を持続的に利用する	5. 生物多様性の恩恵利用	●地域で生産した作物を地域で消費する地産地消を行うことができる環境がある。 ●農地の有する多面的機能の周知を図った。	●宝塚産の農作物及び園芸作物を購入することができる機会を増やすとともに、周知を強化する。 ●環境に配慮した農業の検討が求められる。
生物多様性を学び・守り育てる社会づくり	6. 生物多様性の普及啓発	●水辺の生き物探検やホテル観賞会、西谷のむし観察会など、子どもたちにも興味を持ってもらえるようなイベントを開催している。	●さらなる関心向上のため、生物多様性保全についての知識をより一層普及させ、継続的に実践する意識づけが重要。 ●生物多様性の保全活動を行う主体に対して、支援の充実を図る必要がある。
	7. 生物多様性の教育推進	●地元住民や環境保全団体など、さまざまな主体が生物多様性に関連した活動に取り組んできた。 ●たからづか環境マイスターをリーダーとした啓発の実施については十分に図れなかった。	●各主体の連携強化、生物多様性に関する教育や環境学習の推進が求められる。 ●たからづか環境マイスター制度に代わる環境学習・教育が広がる仕組みづくりが必要。
	8. 生物多様性を育む体制づくり	●生物多様性に関する学習の機会として全7回程度のECO講座を実施。 ●ECO講座やたからづか市民環境フォーラムなどを通じて、環境保全団体への参加者増員を図ってきた。	●幅広い世代に対して環境保全に取り組む団体とのつながりを作る機会を増やす。 ●SNSやホームページなどを活用して、生物多様性保全に関する有益な情報発信が重要。

2.2.4 地域ごとの課題

宝塚市は生物多様性の観点から、以下の地域毎に環境要素を大別することができます。

これまでの取組を地域別に評価し、各地域の特性から、生物多様性を保全するための課題を検討しました。

表 2.2-10 宝塚市の環境特性に基づく地域区分

地域名	地形区分	地域の環境特性
北部地域	大船山山地 大野原低地 古宝山山地 長尾山山地	・ 大原野低地を中心に大船山山地と古宝山山地にとり囲まれた地域と、大峰山周辺の山域を含む地域です。 ・ 平地部の農村集落、農地と里山が構成する自然の恵み、豊かな環境を形成しています。 ・ 川下川流域、羽束川流域、波豆川流域はそれぞれ、本市及び神戸市の水道水源流域となっています。 ・ 武庫川峡谷を含む地域で、山地は武庫川の水源を涵養しています。 ・ 本地域では、樹林の一部はゴルフ場や採石場となっています。
長尾山地域	長尾山山地	・ 長尾山に該当する地域です。 ・ 山麓部が広く宅地化されています。 ・ 多くの“まち山”との共存が、市街地の生物多様性の保全の重要課題となっています。 ・ 中山の主稜線の北側にはゴルフ場が複数分布します。 ・ 本市南部のみならず阪神間の景観の骨格として、市域南部の市街地の重要な環境資源です。 ・ 武庫川の水源を涵養し、野生生物の生存空間として大きな役割を果たしています。
六甲山地域	六甲山地	・ 六甲山に該当する地域です。 ・ 兵庫県南部の生物多様性の核となる六甲山地に連なる地域であり、野生生物の生存空間として重要な意味を持ちます。
山麓地域	宝塚段丘 長尾山山麓扇状地群 甲山周辺丘陵 川西丘陵 長尾山山地の市街地部	・ 丘陵地や扇状地に位置する区域で、広く宅地化されています。 ・ 武庫川及びその支流河川やため池が分布します。
南部地域	伊丹台地 上ヶ原台地 武庫川低地 猪名川低地	・ 主に武庫川低地と伊丹段丘上の平坦地です。 ・ 広く市街地化されています。 ・ 武庫川の本流及び支流河川や水路、ため池が多く分布します。 ・ 武庫川左岸側には農地が点在します。

北部地域

農村集落、農地、里山が構成する自然の恵みが豊かな、宝塚市を代表する里山の自然環境を形成しています。



西谷の里地里山



松尾湿原

長尾山地域

宅地化された山麓部、ゴルフ場、そして“まち山”が共存する地域です。



最明寺川付近の溪谷林



北雲雀さずきの森

六甲山地域

兵庫県南部の生物多様性の核となる地域です。



岩倉山



塩尾寺（林内）

山麓・南部地域

市街地の中に、武庫川及びその支流やため池、社寺林が動植物の回廊になっています。



武庫川



春日神社社寺林

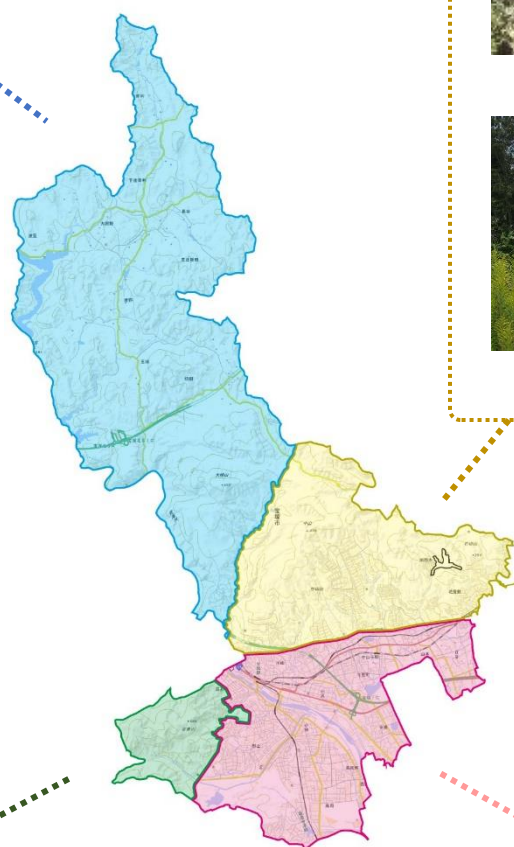


表 2.2-11 宝塚市の環境特性に基づく地域区分

(1)北部地域

宝塚市を代表する里山の自然環境

- ・ 西谷地区に広がる里地里山景観
- ・ 丸山湿原や市の天然記念物である松尾湿原などの湿原
- ・ 宝塚市の生物多様性を支える多様な自然環境
- ・ 武庫川峡谷の貴重な生物群



【現 状】

○環境

- 大船山山地、古宝山山地の丘陵帯には、農村集落が広がり、農地や里山で構成されています。
- 森林、ため池や湿原、河川などの多様な環境が形成されています。
- 兵庫県の天然記念物である丸山湿原や、市の天然記念物である松尾湿原が分布します。

○生きもの

- 山地の樹林帯を中心にアオバズクやサシバなどの猛禽類が生息し、ため池の周辺ではセトウチサンショウウオやモリアオガエルなどの両生類などが生息しています。
- 水域では、オオサンショウウオを始め、ミナミメダカやドジョウ、ホッケミズムシ、コオイムシなどの水生生物が生息しています。
- ヤマトミクリやモウセンゴケなどの湿性植物が、流れの緩やかな池沼などに生育しており、蛙などに生息するヒメカンアオイを幼生の食草とするギフチョウが生息するなど、豊かな里地里山の生態系が形成されています。
- 武庫川峡谷にはツメレンゲやサツキなど渓流や岩場を適地とする植物が多数生育し、山地や渓流の生態系が形成されています。

○暮らし

- 観光農園やダリア園において、農業と関連した活動が行われています。
- 県立宝塚西谷の森公園、市立宝塚自然の家のような環境体験施設が多数の市民に利用されています。
- 米や黒大豆枝豆など、農業が盛んです。

【取り組み】

○住民・NP0等

- 丸山湿原では、湿原及び周辺の里山一帯を「丸山湿原エコミュージアム」と位置付け、地元住民等により植生調査などのモニタリング、間伐等保全活動、湿原保全セミナーなどの環境学習が進められています。
- 亦楽山荘は櫻守の会により保全管理されています。
- 武庫川峡谷周辺を中心として、エコグループ・武庫川により、武庫川流域の自然環境、歴史、文化、風土の調査や、エコハイクのガイドが行われています。
- 西谷地区では、圃場整備されていない自然豊かな棚田と池沼植物群落が残っており、自然共生サイトに認定されています。

○自治体

- 北摂里山博物館構想の事業として「環境学習・体験活動」や「里山保全啓発活動のためのPR」事業について、助成しています。
- 県内最大規模である宝塚新都市県有環境林では、県により「北摂里山地域循環共生圏」事業が進められており、森林再生と木質バイオマス燃料の利活用の実証実験が行われています。

【課 題】

○山地

- 面積的に最も広いアカマツ林は、マツ枯れ³¹により減少しており、山麓部や谷部を中心にコナラ-アベマキ林が増加しています。
- 里山林は利用や管理が不十分で、放置されている状態が近年目立っています。照葉樹の繁茂やネザサの密生が進み、種構成の単純な暗い森林へ遷移していく問題が生じています。
- 人の手が里山に入らなくなったことで、人と動物の緩衝地帯が減少しました。人が管理しない里山ではイノシシやシカなどの増加により、他の動植物の生育環境が悪化し、生態系バランスが崩れることで、生物多様性の低下が生じています。また、農業被害や林業被害も発生しています。
- 上佐曽利や下佐曽利、波豆、切畑などの地域では特にイノシシの被害が近年増加している事が兵庫県に行った農業集落アンケート調査により分っています。

○湿原・ため池・水田

- 湿原では乾燥化や樹木の繁茂により、生態系の変化が懸念されます。
- ため池や水路、河川はコンクリートによる護岸の施工が進み、水生生物の生息場所となる水際の植生などが少なくなってきました。
- U字溝の水路や急傾斜の護岸は、小型の両生類（サンショウウオやカエル類）が陸域と水域を移動する上で障害となっています。
- 北部地域における豊かな生物相が失われないためにも、より一層の農地保全が重要です。

³¹ マツ枯れ：P26参照

(2)長尾山地域

宅地化された山麓部、ゴルフ場、そして“まち山”が共存

- ・ 市街地の近くに残る二次林である“まち山”が存在
- ・ 周囲の山地とのネットワークを形成



【現 状】

○環境

- 長尾山地、中山、石切山などの山地の樹林帯（コナラーアベマキ群集やアカマツーモチツツジ群集）が多くを占めています。
- 中山寺奥の院、清荒神清澄寺、満願寺などの社寺林には、自然性の照葉樹林（コジイ－カナメモチ群集、ウラジロガシ－サカキ群集など）が比較的広い面積で成立しているのが特徴です。

○生きもの

- 中山などの樹林帯では、ホンドギツネ、ホンドタヌキ、ニホンリス等の哺乳類が生息し、オオタカ、ハイタカなどの猛禽類をはじめ、ヤマドリ、アオゲラ、ツツドリのような森林に生息する鳥類が多く見られます。

○暮らし

- 北摂連山近郊緑地保全区域や北中山自然休養林において、都市近郊の森林環境が保全されています。

【取り組み】

○住民・NP0等

- 北雲雀きずきの森は「コミュニティひばり環境部会北雲雀きずきの森きずな会」が里山の保全に貢献しています。

○自治体

- 当該地域の山域は「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」による北摂連山近郊緑地保全区域に、一部は都市計画法による緑地保全地区に指定され、保全が図られています。

【課 題】

○山地

- 長尾山地の西端部の採石跡は、今後の緑地復元や創出が課題となります。
- 社会経済の変化に伴って里山林は利用や管理が不十分で、放置されている状態が近年目立っています。管理が放棄されることで照葉樹の繁茂やネザサの密生により、種構成の単純な暗い森林へ遷移していく問題が生じています。
- 長尾山地域に占めるゴルフ場の面積は比較的広く、ゴルフ場内に残る樹林も貴重な自然資源といえます。

(3)六甲山地域

兵庫県南部の生物多様性の核

- ・ 登山利用等によるレクリエーションの場
- ・ まとまった二次林に生存する多様な生きもの
- ・ 周囲の山地とのネットワークを形成



【現 状】

○環境

- 兵庫県南部に広がる六甲山の東端部です。
- 六甲山地、岩倉山などの山地の樹林帯（コナラーアベマキ群集やアカマツ－モチツツジ群集）が多くを占めています。
- 塩尾寺の社寺林は兵庫県版レッドリストに掲載される森林生態系です。

○生きもの

- 樹林帯に、ホンDIGツネ、ホンDタヌキ、ニホンリス等の哺乳類が生息し、ヤマドリ、アオゲラ、ツツドリ等の森林に生息する鳥類が見られます。
- 塩尾寺周辺はサシバやハチクマを中心としたワシタカ類の渡りの観察スポットになっています。

○暮らし

- 瀬戸内海国立公園六甲地区に指定されており、登山関連のレクリエーション地として利用されています。
- 森林は土砂災害や水害の発生を防ぐ「防災」や、被害を小さく抑える「減災」に役立ちます。

【取り組み】

○住民・NPO等

- ゆずり葉の森は、櫻守の会や市民団体により維持管理されています。
- 六甲山につながる行者山のハイキングコースなどでは山岳連盟などによる登山道を中心とした美化活動が行われています。

○自治体

- 当該地域の山域は都市計画法による緑地保全地区、防砂の施設に指定され、保全が図られています。
- 六甲山地では、砂防と緑地保全を目的とした六甲山系グリーンベルト整備事業（国土交通省、兵庫県）が進められています。

【課 題】

○山地

- 社会経済の変化に伴い、里山林は利用や管理が不十分で、放置されている状態が目立ちます。照葉樹の繁茂やネザサの密生が進み、種構成の単純な暗い森林へ遷移していく問題が生じています。
- 周辺市町では、六甲山系へのシカの侵入が確認されており、植生の変化や森林の防災機能の低下などのリスクに対応する必要があります。

(4)山麓・南部地域

都市と山地をつなぐ動植物の回廊

- ・ まち山・河川、社寺林に残された身近な自然
- ・ ため池と小河川に生存する身近な生きもの
- ・ 植木のまち宝塚を特徴づける植木の産地



【現 状】

○環境

- 山麓地域は、長尾山地の山麓部及び六甲山地の山麓と、甲山周辺丘陵の一部、上ヶ原台地にあたり、南部地域は、伊丹台地と武庫川低地にあたり、主として住宅地が広がります。
- 兵庫県版レッドデータブックに掲載される天満神社や松尾神社、売布神社など点在する社寺林（コジイ・カナメモチ群集）が特徴的な環境です。
- ため池が散在し、市街地の中心を流れ、山麓地域や北部地域につながる武庫川とその河川敷には、多くの生物が生存しています。

○河川

- 逆瀬川は、1930年代に施工された石積み護岸が今も機能している、全国でも珍しい例であり、保全に努めています。

○生きもの

- コジイ群落などから成る社寺林周辺では、ジョウビタキやカワラヒワなどの低地の樹林帯などに生息する鳥類が見られます。
- ため池では、ガガブタをはじめとする池沼性の水生植物が生育し、武庫川の河川敷ではカワラサイコなど、河原に生育する植物が見られます。
- 市街地を流れる武庫川沿いには、サギ類やカモ類などの水鳥やカワセミなどの水域に生息する鳥類が見られます。サギ類やカワセミなどの餌となるカワムツやドンコ、カワヨシノボリなどの平地の中下流域に生息する魚類が見られ、河川生態系が形成されています。

○暮らし

- 弁天池公園、売布神社、中山寺など、山麓部に市民の憩いの場となる緑地が点在しています。
- 武庫川河川敷は、スポーツやレクリエーションのほか、生きものと触れ合う場として市民に利用されています。

【取り組み】

○住民・NP0等

- ゲンジボタルの生息環境の保全活動を行っている環境保護団体があります。
- 宅地に隣接する残存樹林（まち山）では、地元住民による樹林の整備が行われています。
- 千吉稻荷大明神の社寺林は、「手塚治虫 昆虫採集の森」として周辺住民により保全されています。
- 西山小学校等の環境学習では、逆瀬川等においてミヤマアカネの生息状況調査が行われています。また、人と自然の博物館とミヤマアカネ生態研究会がミヤマアカネの生息状況調査の支援を行っています。
- 安倉地区まちづくり協議会では、散策マップを設置するなどして、地域の公園やため池を巡り、自然や歴史に触れる機会が増える取り組みが行われています。

- 逆瀬川、仁川では、特定外来生物³²オオキンケイギク駆除の取り組みが市民、ボランティア団体、行政等により行われています。

○自治体

- 売布神社のコジイ群落から成る社寺林は市の天然記念物として保全されています。
- 荒神川は改修断面が二層河川³³となっているため、1年を通じて流水があります。自然と人との共生を図るとともに、市民が水辺に近づき、親しむことのできる構造となっています。

【課 題】

○山地

- 長尾山系南側では現在も一部で宅地造成が進んでいます。

○ため池

- 多くのため池にはブルーギルやアカミミガメ類などの侵略的外来種³⁴が生息しており、在来生態系への影響が懸念されます。
- 山本新池公園や下の池公園など、ため池に付帯して公園が整備されるところもあります。一部は自然工法を導入したところもありますが、多くは安全面を第一に柵やフェンス等により仕切られ、親水性に乏しい状態です。

○市街地

- 市街地の社寺林は緑地として重要ですが、断片化した上に点在した状態です。
- 山手の住宅地域では、宅地や公園内の水路等は、安全性の観点からコンクリートの三面張りが施されているため、親水性や生物への配慮は十分ではありません。

2.2.5 前戦略からの取組の進捗状況

生物多様性たからづか戦略（平成28年度改訂版）の進捗状況を客観的に把握、評価するために設定した目標の達成状況は以下のとおりです。

評価（現状値（H28改訂時）と比較）

「◎」 目標を達成したもの

「○」 目標は達成していないものの、現状値より好転しているもの

「△」 変化なし

「×」 現状値より悪化又は未実施

※ 現状値は計画策定時における取得可能な値

※ （ ）内に対象年度の記載がないものは表頭のとおり

※ 目標値及び実績値の単位は現状値に同じ

※ 項目番号に○のあるものは、環境基本計画にもある項目

³² 特定外来生物：P4参照

³³ 二層河川：洪水を地上部と地下部の2層に分けて流下させる構造の河川のこと。

³⁴ 侵略的外来種：P6参照

(1)行動方針 郷土の生物多様性を保全・再生する

項目	現状値 (H28 改訂時)		目標値及び その期限		実績値 (R6)	
	年度	内容	年度	内容	内容	評価
生態系レッドデータブックの改訂	H28 (2016)	未実施	R8 (2026)	実施	取組中	△
環境保全活動参加人数	H26 (2014)	535 人	R7 (2025)	590	402	×
公園アドプト制度により 市民団体などが管理する 公園	H26 (2014)	43 ヲ所	R7 (2025)	54	65	◎
開発構想届による環境配 慮検討報告書の改定	H28 (2016)	未実施	H30 (2018)	実施	実施	◎
地域緑化モデル団体数	H27 (2015)	110 団体	R7 (2025)	120	119	○
まち山保全活動人数	H26 (2014)	192 人	R7 (2025)	270	170	×
温室効果ガス排出量の抑 制	H26 (2014)	79.3 万 t- CO2	R2 (2020)	52.3	66.6	○
都市公園の目標水準（市 民一人あたり面積）	H28 (2016)	4.0m2 /人	R7 (2025)	7.0	5.71	○
生け垣など緑地延長	H28 (2016)	92m	R7 (2025)	101	30.0	×
都市景観形成地域の指定 数	H28 (2016)	21 件	R8 (2026)	30	21	△
外来生物に係る苦情相談 件数（アライグマ）	H27 (2015)	126 件	R8 (2026)	低減	224	×
外来生物に係る苦情相談 件数（ヌートリア）	H27 (2015)	2 件	R8 (2026)	低減	19	
特定外来生物等の駆除活 動参加者数	H28 (2016)	209 人	R8 (2026)	250	124	×

(2)行動方針 生物多様性の恩恵を持続的に利用する

項目	現状値 (H28 改訂時)		目標値及び その期限		実績値 (R6)	
	年度	内容	年度	内容	内容	評価
市民農園利用者数	H28 (2016)	565 人	R2 (2020)	600	572	○
宝塚植木まっりの開催	H28 (2016)	2 回/年	R8 (2026)	維持	2	◎
新規就農者数	H28 (2016)	1～3 人 /年	R2 (2020)	2	8	◎
認定農業者数	H28 (2016)	累計 20 人	R2 (2020)	25	15	×

(3)行動方針 生物多様性を学び・守り育てる社会づくり

項目	現状値 (H28 改訂時)		目標値及び その期限		実績値 (R6)	
	年度	内容	年度	内容	内容	評価
市民講座への生物多様性 講座の導入	H27 (2015)	延べ 18 回	R8 (2026)	27	41	◎
たからづか環境マイス ターをリーダーとした学 習プログラムの立ち上げ	H28 (2016)	未実施	R8 (2026)	実施	未実施	×
たからづか ECO 講座の受 講者数	H26 (2014)	延べ 303 人	R7 (2025)	553	492	○
たからづか環境マイス ターの登録者数	H28 (2016)	未登録	R7 (2025)	55	6	○
環境フォーラム参加者数	H26 (2014)	延べ 3,911 人	R7 (2025)	4,370	5,367	◎

結果のまとめ

取組状況の実績値の欄についてまとめたものが下表です。

評価	項目数	割合
◎	6	28.6%
○	6	28.6%
△	2	9.5%
×	7	33.3%
合計	21	100.0%

目標を達成した項目（◎）は21項目中6項目あり、達成率は28.6%であり、7割余りの項目が未達成という状況です。また、目標を達成していないものの現状値より好転した項目（○）は6項目あり、全体の28.6%となっています。一方、現状値より悪化した項目（×）は21項目中7項目あり、全体の33.3%となっています。

好転した割合より悪化した割合が多い状況となっています。なお、現状維持の項目（△）は21項目中2項目あり、全体の9.5%となっています。

戦略の進捗率は、目標を達成した項目（◎）と目標を達成していないものの現状値より好転した項目（○）をあわせた割合として算出し、毎年度確認しており、令和6年度時点の戦略進捗率は57.2%となっています。進捗率は5割を超えていますが、現状値より悪化した項目（×）が、項目（○）より多いことを考慮すると、前戦略の生物多様性の保全・再生・育成・継承は進んだとは言えません。

行動方針別でも、「（2）行動方針 生物多様性の恩恵を持続的に利用する」及び「（3） 行動方針 生物多様性を学び・守り育てる社会づくり」については、項目のほとんどが（◎）又は（○）となりましたが、一方、「（1）行動方針 郷土の生物多様性を保全・再生する」については、（◎）又は（○）の数は13項目中5項目であり、進捗率は38.5%に留まっています。ここからも、生物多様性の保全・再生に課題があると言えます。

2.2.6 課題のまとめ

主な課題をまとめると次のようなものがあります。これらの課題を解決するための戦略を次章以降に示します。

- 2030年までに陸と海の30%を保護区域等として保全・管理する30by30が世界共通目標であり、生物多様性国家戦略でも掲げられていますが、市域における保護区域等の割合は6.37%にとどまっています。
- ネイチャーポジティブ³⁵社会実現のため、生物多様性の重要性の普及啓発や、自然体験の機会・場所の増加、幅広い生物多様性への意識向上が求められています。
- 重要な生態系において、積極的に保全することで、消失や劣化を防ぐことが重要です。
- アライグマやクビアカツヤカミキリ等の侵略的外来種³⁶による生物多様性の低下、農業被害、生活被害等が発生しています。
- シカによる農作物や森林の被害が大きくなってきています。
- 山麓・南部地域では都市化により森林が減少しています。また、その他の地域では、森林の管理放棄により、生物多様性が低下している場所が増えています。
- 引き続き継続的な自然環境の調査によるデータの蓄積と、結果の情報発信が求められています。
- 農業従事者の高齢化、耕作地面積の減少等による農地における生物多様性の低下がみられます。

³⁵ ネイチャーポジティブ：P1参照

³⁶ 侵略的外来種：P6参照

3 戦略の理念とめざす姿

3.1 戦略の理念

生物多様性を保全・再生し、
その恵みを次の世代へ引き継ぐまち「たからづか」

宝塚市は、六甲山系の豊かな自然や武庫川の流れ、里山や農地など、多様な自然環境に恵まれた地域です。これらの自然は、長い年月にわたり市民の生活と密接に関わりがあります。私たちに水や食料、憩い、学びといった生活の基盤となる多くの恵みをもたらすかけがえのない存在です。これらの自然の恵みを将来にわたり享受し続けるためには、今ある生物多様性を守り、次世代へとつなぐ取り組みが重要です。

こうした認識のもと、本市では『生物多様性を保全・育成・再生し、その恵みを次の世代へ引き継ぐまち「たからづか」』を生物多様性たからづか戦略の基本理念として掲げ、人と自然が調和しながら共に生きる持続可能な地域社会の形成をめざしてきました。

私たちの暮らしと生物多様性は深く結びついており、その豊かさは気候変動や災害への適応力、健やかな生活、生業、文化の基盤でもあります。第2次生物多様性たからづか戦略においては、理念として『生物多様性を保全・再生し、その恵みを次の世代へ引き継ぐまち「たからづか」』を掲げ、生物多様性の価値を再認識し、ライフスタイルや経済活動を自然と調和させることで、自然資本が巡り続ける地域の仕組みを構築していきます。

次世代へと命の循環を受け継ぐため、誰もが主体となり、多様な立場や世代が連携しながら、生物多様性を保全・再生する活動を推進していきます。

3.2 戦略のめざす姿

前章で説明している宝塚市の自然の現況や課題を踏まえ、戦略の理念のもと、下記のとおりめざす姿を掲げます。多様な主体が連携しながら戦略を実行します。

① 生物多様性が保全・再生され、ネイチャーポジティブ（自然再興）が実現している

【ネイチャーポジティブ³⁷】

生物多様性保全の重要性が広く認識され、従来の保全にとどまらず、積極的な回復・再生が進み、自然豊かなまちを目指します。

② くらしと自然が調和し、自然の恵みを永続的に享受できるまちがつくられている

【サステナブル・ライフ】

農林業、防災、景観など、自然の恵みを持続的に享受できるよう、自然環境や社会、経済等のバランスを考慮し、ひとの営みと自然が調和している社会を目指します。

③ 生物多様性を学び、考え、自然と触れ合う機会が充実し、様々な主体が関わりながら取り組んでいる

【みんなでアクション】

市民や事業者、市民団体、研究・教育機関等の多様な主体が生物多様性の学びを深め、フィールドでの体験を通じて生物多様性を「守り・育て・活かす」活動を展開します。

³⁷ ネイチャーポジティブ：P1参照

理念	めざす姿
生物多様性を保全・再生し、 その恵みを次の世代へ 引き継ぐまち 「たからづか」	【ネイチャーポジティブ³⁸】 ①生物多様性が保全・再生され、 ネイチャーポジティブ（自然再興） が実現している。 【サステナブル・ライフ】 ②くらしと自然が調和し、 自然の恵みを永続的に享受できる まちがつくられている。 【みんなでアクション】 ③生物多様性を学び、考え、 自然と触れ合う機会が充実し、 様々な主体が関わりながら 活動している。

³⁸ ネイチャーポジティブ：P1参照

行動方針	基本施策	施策
自然を 保全・再生する	1. 生態系の 保全・再生	(1) 重要地域の保全 ～30by30 の推進～
		(2) 公共事業における自然環境の保全
	2. 侵略的外来種 ³⁹ の 防除	(1) 侵略的外来種の早期発見・防除
		(2) 特定外来生物への適切な対策
	3. 野生生物の 保護管理	(1) 希少な野生生物の保護・管理
		(2) 野生鳥獣の適正管理
自然と共生し、 その恵みを持続的に 利活用する	4. 自然と共生する まちづくり	(1) 市街地の緑化推進
		(2) みどりと水のネットワーク化
		(3) 生態系を活用した防災・減災
	5. 生物多様性の 恩恵利用	(1) 田園地域・里地里山の保全・再生
		(2) 地産地消の推進と環境に配慮した農業 の促進
		(3) 生態系に配慮した産業の推進
自然を学び、 関わりながら 未来へつなぐ	6. 生物多様性理解の 促進	(1) 生物多様性への関心向上と参加の促進
		(2) 自然との触れ合いの場創出
		(3) 環境学習・教育の推進
	7. 生物多様性保全 活動への参加の支援	(1) 活動団体の支援・連携
		(2) 参加とつながりの拡大
		(3) 自然共生サイトへの認定推進
	8. 生物多様性に関わ る情報の収集・蓄積	(1) 継続的な調査の実施
		(2) 情報収集・蓄積の仕組みづくり

³⁹ 侵略的外来種：P6参照

4 戦略の行動計画

4.1 戦略の行動方針

◆自然を保全・再生する

生物多様性の状況把握と適切な保全に努め、国際目標である30by30を推進していきます。また、公共事業においても環境配慮に努めます。

北部地域を中心とする里地里山には、希少な動植物が生息・生育しており、これらの保全、再生を図るとともに、脅威となりうる侵略的外来種⁴⁰に対しては、適切に対応していきます。

◆自然と共生し、その恵みを持続的に利活用する

私たち人間は、暮らしや産業の発展のために、生物や自然環境の恩恵を利用してきました。しかし、急激な社会経済の成長にともない、自然環境を過度に利用し、地域の貴重な自然環境を損ねてきたことを反省し、残された貴重な環境だけではなく、市街地においても多様な生物が生存できる環境を創出します。

また、自然の恩恵を永続的に享受できる暮らしが続けられることを目指して、環境に配慮した生産消費活動やライフスタイルの転換を推進していきます。

◆自然を学び、関わりながら未来へつなぐ

生物多様性保全に関する活動は、地域住民の参画が不可欠であることから、これらの活動を担うボランティア団体をハード、ソフト面で支援します。

継続したスポット調査等の実施など、情報の収集及び蓄積する仕組みをつくり、生物多様性についての正しい現状把握や課題を明確にしていきます。

生物多様性の恩恵を尊重する社会を引き継いでいくために、次世代を担う子どもたちの環境学習の機会を充実させます。ため池や里地里山などを活かした交流や学習の場を設けるなどして、市民の生物多様性についての理解を深め、さらには自然共生サイトの認定を推進します。

⁴⁰ 侵略的外来種：P6参照

4.2 行動方針ごとの施策および取組

4.2.1 行動方針「自然を保全・再生する」

■ 基本施策1. 生態系の保全・再生 ■

(1) 重要地域の保全 ～30by30の推進～

本市では、保全に係る区域等の指定状況は宝塚市全体の6.37%に留まっています。生物多様性国家戦略に掲げられた30by30（2030年までに陸と海の30%を健全な生態系として保全・管理）の実現に向けて、市域の自然環境の価値を見極め、優先的に保全すべき区域の特定と保全策の検討を進めます。

また、北部地域の湿原やため池、西谷の里地里山など、多様な生物が生息・生育する地域を中心に、動植物の良好な生存環境の維持・向上を図ります。

- ・市内の重要な小生態系（スポット）の調査を継続的に実施し、保全・再生に努めます。市
- ・30by30の実現に向け、スポット等において自然共生サイトの認定を推進します。市
- ・スポット等周辺での緑化事業や再植林への参加・支援を行います。市・事業者・市民
- ・必要に応じてスポットの情報は関係者において的確に共有します。市・事業者
- ・地域の生物多様性保全・再生につながる活動に参加します。事業者・市民
- ・森林環境譲与税等の活用による森林整備を検討します。市

(2) 公共事業における自然環境の保全

公共事業においては、生態系への影響を最小限に抑えるよう設計段階から環境配慮に努めます。また、動植物の生息・生育環境に配慮した多自然工法を積極的に取り入れるなど、公共事業と自然環境の保全の両立を図るとともに、生物多様性に配慮したインフラ整備を推進します。

- ・開発においては、生態系に対する影響に配慮した事業計画を作成します。市・事業者
- ・開発計画においては、市街地の森林の保全など自然環境への影響を最小化します。市・事業者
- ・河川の工事においては、多自然川づくりを取り入れることを推進します。市・事業者
- ・工事の際には可能な限り生態系の連続性に配慮します。市・事業者
- ・工事現場での緑化計画や持続可能な資材利用を推進します。市・事業者

【コラム】自然共生サイト ―生物多様性を守るための取組み

「自然共生サイト」は、ネイチャーポジティブ⁴¹（2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる）というゴールの実現に向けて、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30by30目標）の達成のために実施する国の取組みです。環境省は、令和5年度（2023年度）から「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定してきました。

令和7年4月より、自然共生サイトを法制化した新法「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（通称：生物多様性増進活動促進法）」が施行され、地域における企業等による生物多様性の増進活動の計画について主務大臣（環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）による認定制度が開始されました。基本理念として、「生物多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、豊かな生物多様性の恵沢を享受できる、自然と共生する社会の実現」を掲げ、生物多様性保全に向けた取り組みを増やし、保全する地域の拡大が期待されています。

なお、これらの認定区域は、国立公園等の保護地域との重複を除き、「OECM（Other Effective area-based Conservation Measures：保護地域以外で生物多様性保全に資する区域）」として国際データベースに登録されます。

⁴¹ ネイチャーポジティブ：P1参照

■ 基本施策２．侵略的外来種の防除 ■

(1) 侵略的外来種の早期発見・防除

侵略的外来種を早期に発見し、防除するために、国・県からの情報を収集し、これらの被害を予防するために外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を実行します。

- ・ 外来種について兵庫県や近隣市町と連携して情報を収集し、啓発を行います。市
- ・ 侵略的外来種を持ち込みません。事業者・市民
- ・ 飼育や栽培している侵略的外来種は逃がしたり、捨てたりしません。事業者・市民
- ・ 自然にいる侵略的外来種を他地域に拡げたり増やしたりしません。事業者・市民

(2) 特定外来生物⁴²への適切な対策

特定外来生物として指定されている生物について情報収集を行い、計画などに基づき適切に防除します。

- ・ 宝塚市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づき、アライグマ、ヌートリアを駆除します。市
- ・ オオキンケイギクの駆除を協働して行います。市・事業者・市民
- ・ クビアカツヤカミキリの早期発見・防除に努めます。市・事業者・市民
- ・ その他特定外来生物については、啓発や情報発信を行うと共に、必要に応じて計画的に防除します。市
- ・ 発見した際には速やかに情報を共有します。市・事業者・市民

⁴² 特定外来生物：P4参照

■ 基本施策３．野生生物の保護管理 ■

(1)希少な野生生物の保護・管理

市内に生息・生育する希少な野生動植物について研究機関や団体等と連携し、市域における分布状況や生息・生育環境の情報を収集・整理し、生物多様性施策につなげます。

- ・希少な野生生物の情報収集や乱獲防止などの啓発を行います。市
- ・市内に生息する特別天然記念物や天然記念物について啓発を行います。市
- ・研究機関や保全団体等と連携し、市内における希少な動植物種についての分布状況や生息・生育環境の情報収集を行い、情報発信を充実させます。市・事業者・市民

(2)野生鳥獣の適正管理

市内に生息する野生鳥獣について、研究機関等と連携し、情報を収集します。

特にイノシシやシカなどによる生活環境や農林業への被害を軽減するため、適切に管理を行います。

- ・宝塚市鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲体制を充実させ、イノシシやシカなどの有害鳥獣の被害の防止に努めます。市
- ・兵庫県や近隣市町、研究機関等と連携して、野生鳥獣に関する情報の収集、被害の防止に取り組めます。市
- ・健康や経済的な被害をもたらす野生生物の情報を収集し、情報発信や、啓発を行います。市・事業者・市民

4.2.2 行動方針「自然と共生し、その恵みを持続的に利活用する」

■ 基本施策4. 自然と共生するまちづくり ■

(1)市街地の緑化推進

市街地の緑地は、開発等による消失リスクが高い一方で、生物の生息空間の確保や暑熱緩和、景観形成など、多面的な効果が期待できることから、その保全・創出の優先度は高いものと位置づけられます。

河川、社寺林、まち山、ため池、公園などの緑地については、市街地における生物多様性の核として保全・整備し機能維持を図るとともに、民有地の緑化を推進します。また開発や公共工事の実施においては、緑地施策を推進します。

- ・ 県民まちなみ緑化事業などの周知を強化し、有効活用を図るとともに、身近な自然環境を守るための活動団体や地域コミュニティを通じて、市街地に残存する緑地を適切に維持管理します。市・市民
- ・ 特別緑地保全地区、緑化重点地区（宝塚市みどりの基本計画で定められた、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区）において保全・緑化を推進します。市
- ・ 学校、公園等の公有用地について、在来種による植栽や芝生化を進めます。市
- ・ 住宅敷地の生垣や壁面について、助成金制度により緑化を促進します。市・事業者・市民
- ・ 保護樹の現状把握と追加指定を実施します。市
- ・ 開発や工事にあたっては、現存の地形や植生を活かし、既存木はできる限り残すよう努めます。市・事業者

(2)みどりと水のネットワーク化

市街地に散在する社寺林やため池、公園が、六甲山地や長尾山地などのまとまった自然の残る箇所と空間的なつながりを持つよう、生態系のネットワークを保全します。

また、河川上流の水とみどりが一体となった自然環境の保全を行います。

河川の整備にあたっては、緑化や人工物による分断を避けるなど自然に配慮し、生態系のネットワークを維持・形成します。

- ・ 河川のアドプト制度（ひょうごアドプト）⁴³を活用し、河川的环境保全に取り組みます。事業者・市民
- ・ 地元の水環境保全に関わる活動団体や地域コミュニティを通じて、環境保全活動に取り組みます。市民
- ・ 公園や社寺林などの森林環境と池や川などの水辺環境を、街路樹や遊歩道の植栽等でつなげるなどして空間的な連続性の確保に努めます。市
- ・ 流域を共有する隣接関連自治体と協働し、河川環境の縦断的な保全に取り組みます。市

⁴³ アドプト制度（ひょうごアドプト）：県が管理する河川、道路等において、県民がボランティア等を行う際に、県が用具の提供等を行い支援する制度です。

(3)生態系を活用した防災・減災

森林は土砂災害の発生を抑制し、湿地やため池、農地は雨水の一時的な貯留・浸透に寄与するなど、適切に保全・管理された自然は災害リスクの軽減に役立ちます。さらに、都市部における公園などの都市緑地は、近年の災害級の猛暑に対して、遮熱効果、冷却効果など気温を下げる効果を持ち、都市の熱環境の改善にも寄与します。

- ・ため池の適切な管理・改修を進め、地域の浸水リスク軽減に取り組みます。

事業者・市民

- ・森林環境譲与税等を活用した森林整備を検討します。市
- ・里山林の管理や緑地保全地区の指定推進により、森林の防災・減災機能を高める取組を進めます。市
- ・棚田の維持・保全について地域の取組を支援し、斜面崩壊の抑制を図ります。

市・事業者・市民

■ 基本施策 5. 生物多様性の恩恵利用 ■

(1)田園地域・里地里山の保全・再生

北部の田園地域及び市街地に残された里地里山の生物多様性を保全します。また、田園地域において営農支援を進めることにより、田園の生態系を保全します。環境学習において積極的活用を図るとともに、生物多様性に関する関連情報を収集・発信します。

- ・里地里山※や市民参加型で整備されている森林の普及啓発に取り組み、生物多様性に係る現況を把握し、これらの環境の活用に取り組みます。市
- ・放棄水田等を生きもの水田や市民水田などとして活用します。事業者・市民
- ・農地の利用集積や集落営農の推進、市民農園の充実を図ります。市
- ・里地里山の維持管理、森づくり活動、体験農業などの活動に参加します。

事業者・市民

※里地里山…桜の園亦楽山荘、県立宝塚西谷の森公園、丸山湿原、松尾湿原、宝塚自然の家、北雲雀きずきの森、ゆずり葉の森、山手台南公園、北中山やすらぎの道など

(2)地産地消の推進と環境に配慮した農業の促進

地域で生産した農作物を地域で消費することにより、地域の農地・山地の維持継続に貢献するとともに、農地・山地から得られる自然の恵みとその重要性に対する理解の醸成につながります。また、環境に配慮した農業の振興や地域の活性化を図るなど、多面的に生物多様性を保全します。

- ・ 学校給食における地元産農作物利用の拡大を進めます。市
- ・ 農業の活性化のため、地産地消を促進する啓発を行います。市
- ・ 地元の農作物を積極的にPRし、販路を確保します。市・事業者
- ・ 地産地消の重要性について理解し、宝塚市産の農産物の購入に努めます。市民
- ・ 環境への負荷を軽減し、生物多様性の保全につながる有機農業や減農薬栽培の取組を検討します。市・事業者

(3)生態系に配慮した産業の推進

花き・植木産業や農業の実施にあたって、環境と経済の両立をめざし、地域の生態系に配慮した活動を促進します。また、地域資源を活かした産業や環境配慮型の技術・サービスの展開を支援し、持続可能な地域経済の形成を図ります。

- ・ 植木産業において、植生に配慮し、購入者に情報発信するよう努めます。事業者
- ・ できるだけ在来種のものを購入します。市民
- ・ 事業の展開においては、市や市民、専門家と連携して生物多様性に配慮します。事業者
- ・ 事業者が、生物多様性保全に資する取組を進めやすくするため、優れた事例の紹介や情報共有の仕組みづくりを検討します。市
- ・ 間伐材や未利用材等を地域内で循環的に活用し、生態系の保全と地域資源の有効活用の両立を図ります。市・事業者

4.2.3 行動方針「自然を学び、関わりながら未来へつなぐ」

■ 基本施策 6. 生物多様性理解の促進 ■

(1) 生物多様性への関心向上と参加の促進

生物多様性とはどのようなものか、その必要性と重要性を理解し、身近な自然環境について関心をもつために情報発信を行います。また、生物多様性の保全や持続可能な利用について活動のシンボルとして作成された「ツメレット」などを活用し啓発を行います。また、市内の動植物の情報をデータ化し、生物多様性への関心向上を図ります。

- ・ 広報誌、ホームページ、SNSを活用し、わかりやすい情報を発信します。市
- ・ シンボルキャラクターを使用して啓発を行います。市
- ・ 環境に関するイベントや講座などの開催情報を発信します。市・事業者・市民
- ・ WEBなどで市内動植物の情報交換の場を提供します。市・事業者・市民

(2) 自然との触れ合いの場創出

生物多様性を実感するため、川やため池などの水辺空間や、緑豊かな里山林や市街地の公園を活用した、自然と触れ合うイベントなどの情報を発信し、参加する機会を増やします。

- ・ 生物多様性に関連した観察会や講座を開催します。市・事業者・市民
- ・ 水辺空間や里地里山について情報を発信します。市
- ・ ハイキングや河川敷散策など、自然との触れ合いに参加します。事業者・市民
- ・ 宝塚自然の家などの市内施設等を利用し、身近な自然体験や学習を実施します。市・事業者・市民

(3) 環境学習・教育の推進

市民、特に次世代を担う子どもたちに対して環境教育を充実させ、生物多様性の大切さを学び、考え、行動につなげられるようにします。

また、地域で環境保全活動を支えてきた担い手の高齢化が進む中、新たな参加者の確保につながる学びの機会づくりを進めます。

- ・ 市が主催する市民講座などへ積極的に参加します。市民
- ・ 水生生物調査や里地里山保全活動などを通じて地域の自然学習を体験できる場を設けます。市
- ・ 市民講座や環境フォーラムなどで学んだ知識や経験を活かし、地域での環境関連学習や、保全活動などに取り組みます。事業者・市民
- ・ 行政、環境保全団体、事業者等が連携・協働して環境学習を行います。市・事業者・市民
- ・ 学校教育において、環境体験学習などを通じて生物多様性の大切さを学ぶ機会を増やします。市

■ 基本施策 7. 生物多様性保全活動への参加の支援 ■

(1) 活動団体の支援・連携

市内の環境保全団体が加入できる「環境都市宝塚推進市民会議」を生物多様性の軸として、交流の場を増やし、各団体の活性化を推進します。

また、活動団体と連携したイベントを積極的に実施するなど、各団体とのつながりを継続・発展させ、市民の生物多様性保全の実践者の増加を図ります。

- ・積極的に情報発信し、環境都市宝塚推進市民会議への加入を促進します。

市・事業者

- ・環境保全団体と協働して生物多様性に関する啓発活動を実施します。市
- ・生物多様性と関連する活動団体や地域コミュニティの活動内容について情報発信を行います。市
- ・環境保全活動に必要となる備品の提供や貸与などの支援を行います。市
- ・環境保全活動を共催、後援等により支援します。市

(2) 参加とつながりの拡大

市民や事業者の生物多様性に関する興味や関心のきっかけとなり、保全するための取組に参加してもらうよう、生物多様性ポータルサイトの開設等により、情報を集約・発信し、参加の呼びかけを行います。

- ・生物多様性に関する情報を集約し、発信するWEBサイトを開設します。市
- ・保全の取組やイベントの情報をWEBやSNSで積極的に発信します。市
- ・SNSでの生物多様性のハッシュタグを決め、浸透を図ります。市
- ・生活やビジネススタイルに合わせて、保全の取組に参加し、身近な情報等を発信します。事業者・市民

(3) 自然共生サイトへの認定推進

「里地里山」「都市部の自然」などにおいて、生物多様性を守る団体や個人の活動を支援し、自然共生サイトとしての認定を目指します。また、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）に基づく取り組みを進め、そのような活動を周知することで、波及的に保全活動を拡大させていきます。

- ・重要な小生態系（スポット）等において、関係者と連携し、自然共生サイトの認定を推進します。市・事業者・市民
- ・自然共生サイトに関する価値や魅力といった情報を、ホームページなどで積極的に発信します。市
- ・自然共生サイトに認定されることにより、生物多様性の保全が市域全体へ拡大されるよう普及啓発を行います。市

■ 基本施策 8. 生物多様性に関わる情報の収集・蓄積 ■

(1) 継続的な調査の実施

市内に生息・生育する動植物の種類や、生物多様性に富んだ生態系を有する地域の状況など把握するため、市内の貴重な生物相や自然環境に関する調査を継続的に行います。また、様々な活動団体が実施している生態系調査などを通じて情報を把握します。

- ・市内の生物相や貴重な自然環境の保全に向けて、重要な小生態系（スポット）の調査を継続的に行います。市
- ・生物や生態系に関する情報収集について、市内の自然環境に関わる参加型の活動や調査に協力します。事業者・市民
- ・活動団体や地域コミュニティと協働し、市民参加型の自然観察会を実施します。

市・事業者・市民

(2) 情報収集・蓄積の仕組みづくり

市内の貴重な生物相や自然環境に関する継続的な調査結果に基づき、情報を整理・分類します。ここで得た生物多様性に関する情報のほか、様々な主体から発信された市内の生物多様性に関わりのある情報を収集し、生物多様性保全に活用します。

- ・生物多様性の貴重な情報については、国や県からの情報提供や関連団体との連携から得た情報を活用し、データ化します。市・事業者
- ・市内の希少種を含む多様な生物などについて、身近な環境で知り得た情報を発信、共有します。市・市民
- ・環境保全団体や地域コミュニティが行う生物多様性に関する活動・交流の場で得た最新情報や調査結果などを蓄積し、保全に活用します。市・事業者・市民
- ・宝塚市における希少種に関するレッドデータブックの作成に向けて、兵庫県版レッドリストを活用するなどして、必要なデータ・情報を収集します。市

5 戦略の効果的推進

5.1 戦略の推進

本戦略を効果的に推進するためには、行政だけでなく、市民、事業者、環境保全活動団体など、多様な主体がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協働することが不可欠です。

そのため、各主体との情報共有や参画の機会を確保し、取組の広がりや質の向上を図りながら、戦略を着実に推進します。

5.1.1 庁内の連携

本戦略の着実な推進に向け、環境エネルギー課が窓口となり、庁内において生物多様性の保全について共有し、関係部署との連携を強化します。

また、庁内横断的に組織される環境推進調整会議においては、本市の生物多様性保全に関する情報や意見の交換を実施します。

5.1.2 兵庫県との連携

例えばクビアカツヤカミキリが宝塚市内で初めて確認された際などは、県からの的確な指示を受けながら対応しました。このように、生物多様性の保全に向けては、特定外来生物⁴⁴や生態系に被害を及ぼす鳥獣への対策をはじめ、西谷の森公園の保全や県有環境林の有効活用などについて、県との連携が重要です。

5.1.3 近隣自治体との連携

生態系は行政区域を越えて広がります。流域や山地を共有する近隣自治体と相互に協力・連携し、生物多様性に関する情報共有や特定外来生物への対応など、生物多様性保全の取組を効果的に推進します。

5.1.4 市民、事業者との連携

市民参加型の講座や自然体験プログラムを実施し、より多くの市民の参加を促進し、生物多様性保全に関する意識の高まりを図ります。

また、自然共生サイトの認定について事業者へも働きかけ、30by30を推進することで生物多様性保全を促進します。

5.1.5 環境保全団体との連携

環境保全団体等で組織される環境都市宝塚推進市民会議とたからづか市民環境フォーラムや市民講座を共催するなど、環境保全団体と連携し、協働で生物多様性保全に資する取組を実施します。

5.1.6 研究機関等との連携

近隣の研究機関や大学などの教育機関と連携し、生物多様性の保全・再生に関する調査や情報の収集・蓄積を図ります。

⁴⁴ 特定外来生物：P4参照

5.2 進行管理

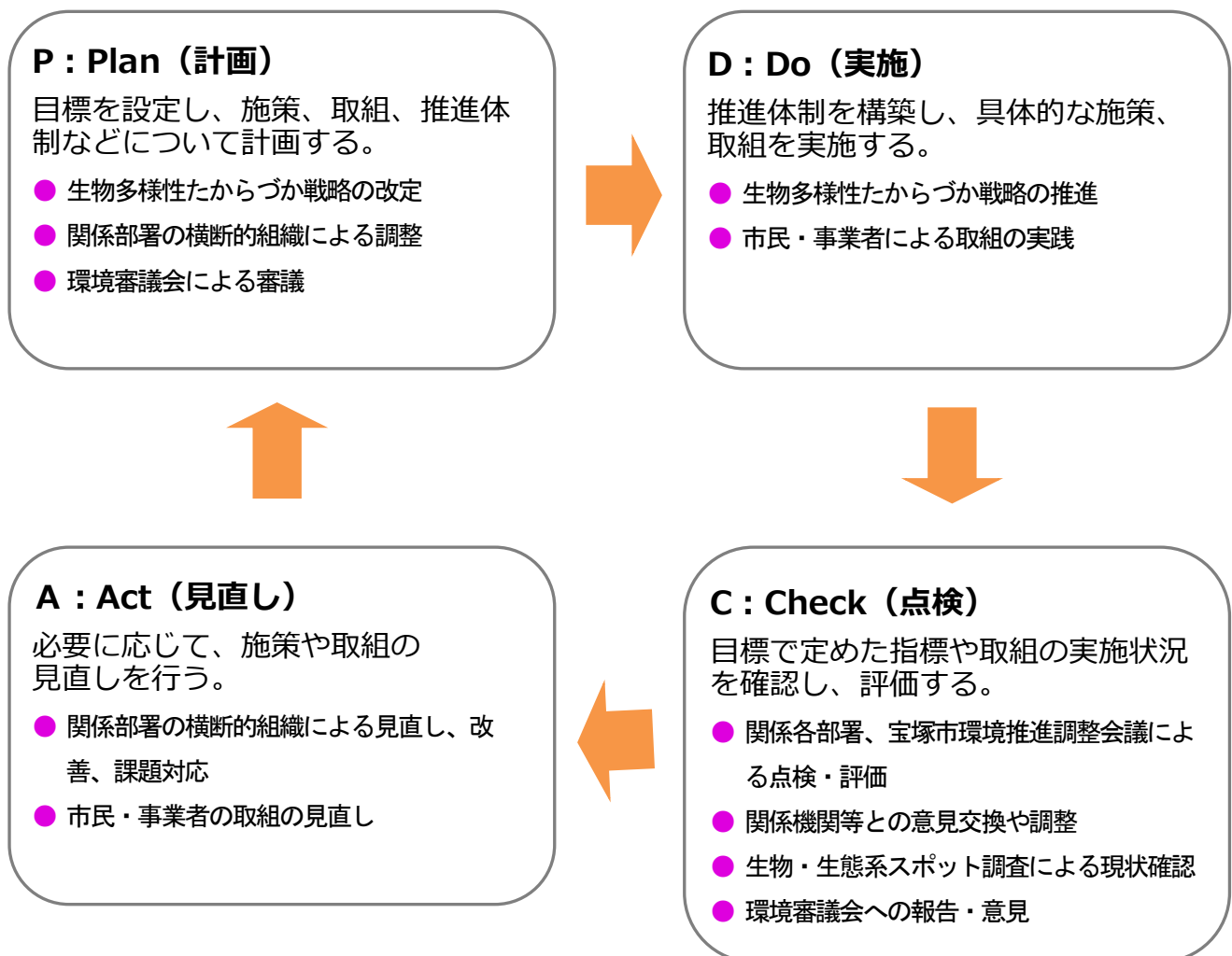
5.2.1 進行管理及び評価

本戦略を実効性のあるものとするため、下表で定めた指標をもとに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策・対策の実施状況を把握・評価します。必要に応じてその実施方法や施策等の見直しを行うなど、PDCA（Plan、Do、Check、Act）による進行管理を実施します。

進行管理は、環境エネルギー課が担い、庁内横断的な組織である環境推進調整会議において連携を図りながら調整を行い、環境審議会へ報告し、意見や提言を受けます。

これらのプロセスを通じて、生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ⁴⁵」の実現に向けた取組を着実に推進します。

図 5.2-1 PDCAサイクルによる進行管理



⁴⁵ ネイチャーポジティブ：P1参照

■自然を保全・再生する

指標	現状（2024年度）	目標（2035年度）
市域における保全区域面積割合* ¹	6.37%	30.0%
温室効果ガス（CO ₂ 換算）排出量	666千t-CO ₂	300千t-CO ₂
特定外来生物 ⁴⁶ の駆除活動参加人数	124人	300人
特定外来生物に係る苦情相談件数 （アライグマ及びヌートリア）	243件	低減
市内で活動する有害鳥獣捕獲者数* ²	23人	増加
市民アンケート「市内の自然環境の保全状況」に対する「よく保全されている」「どちらかという保全されている」の割合（Nは母数を表している）	67.5% （2023年度） [N=574件]	80.0%

*1 市域における保全区域：生物多様性保全を主目的とする保護地域のことを指す。具体的に宝塚市では「国立公園」「鳥獣保護区」「特別緑地保全地区」「天然記念物」「環境緑地保全地域」「自然共生サイト」が該当する（P22参照）。30by30に向けて、この面積割合について市域の30%以上を目標とするが、特に自然共生サイトの認定数を増加させることで割合を上げていく。

*2 有害鳥獣捕獲者数：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定に基づき、農林水産被害等の防止を目的として都道府県知事等の許可を受けて捕獲に従事した人数。

■自然と共生し、その恵みを持続的に利活用する

指標	現状（2024年度）	目標（2035年度）
市民アンケート「緑化活動への取組状況」に対する「日常的に取り組んでいる」「できる限り取り組むようにしている」の割合	33.0% （2023年度） [N=574件]	増加
スポット調査結果におけるため池の劣化した割合（件数）	35.6% （21か所/59か所）	低減
スポット調査結果における山麓・南部地域での劣化したスポットの割合（件数）	36.0% （9か所/25か所）	低減
まち山保全活動団体数	7団体	10団体
地域緑化モデル地区指定団体数* ³	111団体 （2020年度）	現状値以上 （2031年度）
市民農園（北部・南部地域）利用者数	572人	800人
新規就農者数	8人	増加

*3 地域緑化モデル地区指定団体数：現状値・目標値は宝塚市みどりの基本計画から引用

⁴⁶ 特定外来生物：P4参照

■自然を学び、関わりながら未来へつなぐ

指標	現状（2024年度）	目標（2035年度）
市民アンケート「環境保全活動への参加状況」に対する「参加している」「できる限り参加するようにしている」の割合	27.3% (2023年度) [N=574件]	50.0%
環境保全活動団体数（参加人数）	22団体（402人）	30団体（450人）
市民講座及び環境フォーラムの参加人数	132人	200人
自然体験プログラムの参加者数 (水辺の生き物探検、西谷のむし観察会、ホタル観賞のタベ 等)	3,123人	4,000人
生物多様性ポータルサイトの開設	—	開設
自然共生サイトの認定件数	1	10

写真提供協力

北雲雀きずきの森きずな会
 宝塚市自然保護協会
 宝塚野鳥の会
 （公財）ひょうご環境創造協会
 丸山湿原群保全の会

資料

本戦略を策定するため、「宝塚市環境審議会」に「生物多様性たからづか戦略策定委員会」を設置し、協議・検討を行いました。

1 宝塚市環境審議会 委員名簿

区 分	氏名（敬省略）	所属・役職名など	備 考
市内の公共的 団体の代表者	糸瀬 豊光	宝塚市自治会連合会 副会長	
	今住 悦昌	環境都市宝塚推進市民会議 副会長	生物多様性たからづか戦 略策定委員会 委員
	土屋 智子	宝塚商工会議所 専務理事	令和7年（2025年） 10月31日まで
	阪上 広樹	宝塚商工会議所 1号議員	令和7年（2025年） 11月1日から
	松村 孝三	宝塚市自治会ネットワーク会議	令和7年（2025年） 10月31日まで
	加里 浩二	宝塚市自治会ネットワーク会議 評議委員	令和7年（2025年） 11月1日から
知識経験者	会長 澤木 昌典	大阪大学 名誉教授 （工学研究科）	
	副会長 遠藤 知二	神戸女学院大学 名誉教授	生物多様性たからづか戦 略策定委員会 委員長
	栃本 大介	神戸市建設局 森林・防災部 森林課 森林官	生物多様性たからづか戦 略策定委員会 委員
	客野 尚志	関西学院大学 総合政策学部・ 総合政策研究科 教授	令和7年（2025年） 10月31日まで
市民公募委員	富永 紗梨		令和7年（2025年） 10月31日まで
	森賀 本恵		令和7年（2025年） 10月31日まで
	横田 三月		令和7年（2025年） 10月31日まで
	明田 みゆき		令和7年（2025年） 11月1日から
	伊藤 友美		令和7年（2025年） 11月1日から
	川田 かおり		令和7年（2025年） 11月1日から

2 開催経緯

(1) 宝塚市環境審議会

第2次生物多様性たからづか戦略に係る会議のみ掲載

会 議 名	開 催 日	審議内容
令和5年度（2023年度） 第1回宝塚市環境審議会	令和5年12月8日 （2023年）	・生物多様性たからづか戦略（以下、「戦略」と言う。） の改定について（諮問）
令和5年度（2023年度） 第2回宝塚市環境審議会	令和6年3月19日 （2024年）	・戦略策定委員会報告について（国及び県の生物多様性 戦略の概要、戦略の体系・構成）
令和6年度（2024年度） 第1回宝塚市環境審議会	令和7年3月21日 （2025年）	・戦略策定委員会報告について（第2次戦略第2章まで）
令和7年度（2025年度） 第1回宝塚市環境審議会	令和7年9月19日 （2025年）	・戦略策定委員会報告について（第2次戦略第3章まで）
令和7年度（2025年度） 第2回宝塚市環境審議会	令和7年12月26日 （2025年）	・戦略策定委員会報告について（第2次戦略第4章まで）
令和7年度（2025年度） 第3回宝塚市環境審議会	令和8年2月20日 （2026年）	・戦略策定委員会報告について（とりまとめ）
令和7年度（2025年度） 第4回宝塚市環境審議会	令和8年3月25日 （2026年）	・第2次戦略案（パブリックコメント案）について

(2) 生物多様性たからづか戦略策定委員会

会 議 名	開 催 日	審議内容
令和5年度（2023年度） 第1回生物多様性たから づか戦略策定委員会	令和6年2月14日 （2024年）	・国及び県の生物多様性戦略の概要について ・第2次戦略の体系、構成について
令和6年度（2024年度） 第1回生物多様性たから づか戦略策定委員会	令和6年10月10日 （2024年）	・生態系レッドデータブックスポット調査（以下、「ス ポット調査」と言う。）結果（令和5年度まで）の概要 について ・第2次戦略案第1章について
令和6年度（2024年度） 第2回生物多様性たから づか戦略策定委員会	令和7年1月9日 （2025年）	・スポット調査結果（令和5年度まで）の確認について ・第2次戦略案第2章について
令和6年度（2024年度） 第3回生物多様性たから づか戦略策定委員会	令和7年3月14日 （2025年）	・スポット調査結果（令和5年度まで）の修正について ・第2次戦略案第2章について（修正）
令和7年度（2025年度） 第1回生物多様性たから づか戦略策定委員会	令和7年5月30日 （2025年）	・スポット調査結果（令和6年度まで）の確認について ・第2次戦略案第3章について
令和7年度（2025年度） 第2回生物多様性たから づか戦略策定委員会	令和7年8月22日 （2025年）	・第2次戦略案第3章までについて（修正） ・第2次戦略案第4章について
令和7年度（2025年度） 第3回生物多様性たから づか戦略策定委員会	令和7年11月10日 （2025年）	・第2次戦略案第4章について（修正）
令和7年度（2025年度） 第4回生物多様性たから づか戦略策定委員会	令和8年1月29日 （2026年）	・第2次戦略案第5章、指標について ・第2次戦略案について（とりまとめ）

第2次生物多様性たからづか戦略

発 行 日／令和8年（2026年）8月

発行・編集／宝塚市 環境部 環境エネルギー課
〒665-8665

兵庫県宝塚市東洋町1番1号

TEL(0797)77-2070（環境エネルギー課直通）

FAX(0797)71-1159

URL <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>